



お子さまの未来へ繋ぐ

最適な療育を。

児童発達支援「グローバルキッズパーク」と、放課後等デイサービス「グローバルキッズメソッド」は、お子さまの自己肯定感の育みを大切にした療育を実施。各分野の専門職スタッフが連携し、継続した支援と共に安心して通っていただける環境をご用意しています。

送迎あり 終日お預かり 他事業所 併用OK

対象：1歳～ ズリバイや発語のない
お子さまも受け入れ可能です



児童発達支援 グローバルキッズパーク

- ✓ 発語の遅れや動作など、発達面に不安がある
- ✓ よく動き回っている、集中力がない
- ✓ お友達と上手に遊べない、癇癪を頻繁に起こす



詳細はこちら▲

対象：小学校1年生～



放課後等デイサービス グローバルキッズメソッド

- ✓ 発達に不安や心配のあるお子さま
- ✓ 集団行動が苦手で、落ち着きがない
- ✓ 特別支援学級・特別支援学校に通っているお子さま



詳細はこちら▲

個別療育



スタッフと1対1で「できた!」を増やそう

グループ療育



集団生活に慣れ社会性を身につけよう!

日常生活支援



小学校入学前までに自立できるようサポート!

学習サポート



PC・タブレット学習で楽しく勉強の習慣化

レクリエーション



グループ活動を通して楽しく協調性を養う

創作・アート



クリエイティブ能力や想像力を広げていこう

乳・幼児期、年少期から行う大切な療育で、お子さまの自立と成長を支援します

専門職スタッフによる質の高い療育

総勢 134名在籍 (2023年4月1日現在)

各専門分野の資格を持ったスタッフが、日常生活の「できた!」をお手伝い!

言語聴覚士



「ことば」を育む基礎づくり、「ことば」を通してのコミュニケーション、読み書きスキルなど総合的に支援します

作業療法士



手指の使い方、着替え・食事など日常生活に関わる細やかな支援でできることを増やしていきます

理学療法士



個人に合わせたプログラムで運動機能の向上、日々を快適に過ごすカラダづくりのサポートを行います

グローバルキッズパーク / メソッド
阿見店

【住所】茨城県稲敷郡阿見町住吉2-14-2

■無料相談・見学・体験受付中!

【総合受付】

0120-09-9686

受付時間 平日9:00~18:00

LINEからお問合せもOK



阿見町暮らしの便利帳

2024・2025保存版

阿見町株式会社サイネックス



阿見町ガイド	6
届出・証明	23
保健・介護・福祉	32
子育て・教育	53
税金	61
防災	65
生活環境	67
行政・議会	80
各種相談	87
生活ガイド	89



阿見町暮らしの便利帳

2024・2025
保存版



地域ガイド

わたしたちの暮らす町の魅力を再発見する特集

行政ガイド

様々な手続き・窓口案内など

生活ガイド

身近な医療機関のご案内

阿見町公式LINE

防災や防犯、子育て、イベントなど、さまざまな町の情報を配信!ぜひ、お友だち登録をお願いします。



友達登録はこちらから

阿見町暮らしの便利帳電子書籍版

パソコンやスマートフォンでも本誌をご覧いただけます。



阿見町
株式会社サイネックス



Before

After



Before



After

出張無料

見積無料

即日対応

どこよりも
**安く！
便利！**

処分方法がわからない！重くて運べない！めんどくさい！

不用品のお片付け

＼ どんなものでもスッキリ！

日用品 粗大ごみ 家具・家電 草刈り・伐採

引っ越しに伴う不用品 空き家・ゴミ屋敷丸ごと

倉庫・物置の処分 廃車・自転車・遊具

◎物によっては**買い取りも可能!** ◎エアコンは**基本無料!**
※取外し代金別途

法人様の不用品回収も **お任せください!**

- 産廃の収集・運搬
- 移転・閉鎖・閉店に伴う不用品
- 工場や倉庫の機械など
- 内装・解体工事
- パソコン・OA機器 …etc
- 金属(鉄ほか)の高価買取 ※金額のご相談はお電話で!

他社より1円でも高い場合は限界まで頑張ります!

他社で断られたものもご相談ください!



軽トラ詰め放題

12,900円~ (税込)

2tトラック詰め放題

49,800円~ (税込)

※積み込みはスタッフがいたします。箱詰めはお客様でお願いいたします。

生前・遺品整理

遺品整理士番号(第IS24395号)

遺品整理士が心を込めて
お手伝いいたします。

持ち込みOK!

女性スタッフのご指名も可能!

お見積り・お問合せ **昌和産業株式会社**

0297-86-7038 (8:00~18:00、無休)

産業廃棄物収集運搬業許可 第00801226547号(茨城県) 古物商 茨城県公安委員会 第401140001610号
産業廃棄物収集運搬業許可 第01200226547号(千葉県) 龍ヶ崎市川原代町5351-2
産業廃棄物収集運搬業許可 第13-00-226547号(東京都)

昌和産業 龍ヶ崎市

検索



大切な人の旅立ちを美しく彩る 花いっぱい家族葬

さようならの悲しみを、ありがとうの感動へ

大切な人の旅立ちを
美しいお花でデザインします。

セレモニー博善のお葬式は、祭壇を飾るのではなく
「美しいお別れの空間」を創ります。
最期の時間を悲しみだけでなく温かな感動で見送れるように、
専門フラワーデザイナーと共に創造します。

心から見送りたい方に
事前相談がおすすめ!

「亡くなる前から葬儀の事を考えるなんてかわいそう...」
確かにそれは正しい想いです。
しかし、いざという時が避けられない事も事実。
いざという時は突然訪れます。
大切な人との最期の時間を頭が真っ白なまま過ごしてしまう
のか、落ち着いた気持ちでゆっくりと見送れるのか。
「事前相談」は最期の時間を「かけがえのない時間」にする
方法です。

お問い合わせはこちらから



事前相談や事前登録以外で、
「とりあえず一度詳細だけを聞きたい!」
という方もこちらのフォームからご入力ください。

クレジットカード・電子マネー・スマホ決済がご利用可



事前相談のメリット

- 01 いざという時の手順がわかるので慌てない
- 02 費用に対する不安がなくなる
- 03 その人らしさを表現できるオリジナルの葬儀が叶う
- 04 どの葬儀社に任せるか比較して選ぶことができる

※葬儀の事前相談にデメリットはありません!

思いやりある、お葬式を
セレモニー博善

稲敷郡美浦村受領875-1
早朝・深夜でもすぐに対応いたします

美浦セレモニーホール
家族葬会館「霞風」を運営しています
029-885-3085



ごあいさつ

阿見町長
千葉 繁



阿見町は茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南に面しています。

首都東京へは南西に約60km、県都水戸へは北東に約50km、成田国際空港へは南東に約30kmの位置にあり、東京、水戸へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあり、交通の利便性と豊かな自然が調和し、子育て世帯を中心に転入者が増加しています。

令和5年10月30日には常住人口が初めて5万人に達し、ますますの発展が期待されます。今後は市政施行に向けた準備を進め、町民の皆さんに満足いただける持続可能な自治体を目指していきます。

この度お配りした「阿見町暮らしの便利帳」は、各種行政サービスや公共施設等を紹介するほか、町の魅力を1冊にまとめた総合的な情報誌として2年ごとに発行する予定としています。ぜひいつも身近に置いていただき町での暮らしにお役立てくださいますと幸いです。

また、本冊子の発行にあたりまして、広告協賛にご協力をいただきました多くの事業者・団体等の皆さまに深く感謝申し上げます。

阿見町暮らしの便利帳 INDEX

Ami town life guide book

- 1 ごあいさつ
- 2 INDEX
- 4 ライフサイクルINDEX

🔍 阿見町ガイド 6

- 6 阿見町のプロフィール
- 8 阿見町の常住人口が5万人を達成！
- 10 あみ大使 二所ノ関親方
- 12 賑わうまちの年中行事
- 14 まい・あみ・まつり
- 15 霞ヶ浦や筑波山を臨む美しい景観
- 16 阿見の大地と水が育む自然の恵み
- 17 予科練平和記念館
- 18 役場庁舎フロア案内
- 19 行政区マップ
- 20 官公署等施設MAP
- 22 官公署等施設一覧

📄 届出・証明 23

- 23 住民登録
- 24 マイナンバーカード、公的個人認証サービス
- 25 戸籍関係の諸届一覧(主なもの)
- 25 戸籍に関する証明
- 27 おくやみデスク
- 27 印鑑の登録と証明
- 28 自動車の臨時運行の許可(仮ナンバー)
- 28 パスポート
- 30 休日証明書交付サービス
- 30 本人確認にご協力ください
- 31 うずら出張所
- 31 行政区加入のお願い

👤 保健・介護・福祉 32

- 32 国民健康保険
- 34 後期高齢者医療制度
- 36 医療福祉費制度(マル福)
- 37 国民年金
- 38 介護保険
- 43 高齢者関連サービス
- 45 福祉センターまほろば
- 45 高齢者の健康づくり教室
- 46 障害福祉
- 49 健康診査
- 50 子どもの予防接種
- 50 高齢者の予防接種
- 51 成人男性の風しん予防接種
- 51 不育症治療費助成事業
- 51 妊娠がわかったら
- 52 お子さんが生まれたら

👨‍👩‍👧 子育て・教育 53

- 53 保育施設
- 54 一時保育サービス
- 54 病後児保育サービス
- 54 病児保育サービス
- 55 地域子育て支援センター
- 55 児童手当
- 56 児童扶養手当
- 56 ファミリーサポートセンター(町社会福祉協議会内)
- 56 要保護児童対策
- 57 児童館
- 58 母親クラブ
- 58 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

- 59 町立小中学校
- 60 小中学校就学援助(要保護・準要保護)制度
- 60 相談支援ファイルをご活用ください

💰 税金 61

- 61 住民税
- 62 固定資産税・都市計画税
- 62 軽自動車税
- 64 税に関するよくある質問

🔥 防災 65

- 65 防災

🗑️ 生活環境 67

- 67 町のごみ処理施設
- 67 ごみの出し方
- 70 『阿見町統一指定袋』
- 70 『事業系のごみ』について
- 71 家電リサイクル
- 71 小型家電リサイクル
- 73 きずなBOX
- 73 デマンドタクシー『あみまるくん』
- 74 犬・猫を飼うとき
- 75 上下水道
- 76 浄化槽
- 77 道路
- 77 都市計画
- 78 そのほかの環境衛生
- 79 交通・防犯
- 79 農林業

広告

リフォーム・塗装の事なら何でもご相談ください



小守建装 株式会社

従業員募集!!

阿見町阿見4666-2036

TEL 029-846-1664

<https://www.komori-kenso.co.jp>



小守建装

検索



行政・議会

80

- 80 情報公開制度
- 80 個人情報保護制度
- 80 監査委員
- 81 広報
- 82 あみメール
- 82 町公式LINE
- 83 選挙
- 83 阿見町議会
- 84 図書館
- 85 公民館・コミュニティセンター
- 86 スポーツ施設
- 86 ふれあい地区館事業



各種相談

87

- 87 消費者の困りごと相談
- 88 行政相談
- 88 人権相談
- 88 子育て相談
- 88 教育相談
- 88 心配ごと相談
- 88 高齢者総合相談
- 88 こころの健康相談



生活ガイド

89

- 89 医療機関リスト
- 90 健康マップ
- 92 リフォームの基礎知識
- 94 空き家対策の基礎知識
- 95 エンディングノートを準備しませんか？
- 96 阿見町商工会

広告

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

茨城県知事許可(般-04)第22375号

愛・夢・未来を創造する

(株)美都住建

注文住宅 店舗 設計・施工

〇様邸



H様邸



施工例

F様邸



T様邸



本 社 稲敷郡阿見町実穀1283-10
TEL:029-842-7196
牛久営業所 牛久市南4丁目45-45 TEL:029-874-2118
<https://www.mitojuken.com>

**お客様満足度 No.1 を
目指しています！**

**不動産・中古住宅取扱い
美ミ都リ和ワ**



- 増改築工事
- 水廻り改築工事
- 外部吹付工事
- 屋根葺替工事
- 外構工事

本 社 牛久市南4丁目45-45
TEL:029-874-2118
阿見営業所 阿見町中央1丁目5-32 TEL:029-891-2200
<https://lixil-reformshop.jp/shop/SP00000348/>

光輝建築

茨城県知事許可
第33268号

一般造建築・リフォーム施工・店舗施工 他

**建築のことなら
何でもご相談下さい**

阿見町若栗892

TEL・FAX 029-887-3595

私たち 昭和総合保険は、お客様とのコミュニケーションを大切に、
期待と信頼に応えるサービスを提供いたします。



保険のことなら何でもご相談下さい



有限会社 昭和総合保険 阿見町中央 3-3-25
TEL.029-891-0033



損保ジャパン



SOMPOひまわり生命



第一生命



第一生命

ライフサイクル INDEX

町内へ引っ越ししてきたとき
転入届…P23
 引っ越ししてきた日から14日以内に届出

町外へ引っ越ししていくとき
転出届…P23
 引っ越し日の約14日前から届出

赤ちゃんが生まれたら
出生届…P25
 生まれた日から14日以内に届出

誕生 

- ▶ 出生届…P25
- ▶ 国民健康保険…P32
- ▶ 母子健康手帳…P51

生活

- ▶ ごみ…P67
- ▶ 上下水道…P75
- ▶ 図書館・公民館等…P84

結婚 

- ▶ 婚姻届…P25
- ▶ 住民登録…P23
- ▶ 戸籍…P25

結婚したら
婚姻届…P25
 届け出た日から効力

成人

- ▶ 国民健康保険…P32
- ▶ 国民年金…P37



町内で住まいが変わったら
転居届…P23
 引っ越しした日から14日以内に届出

必要な方
印鑑登録…P27



壮年 

- ▶ 国民健康保険…P32
- ▶ 国民年金…P37
- ▶ 健康診査…P49
- ▶ 税金…P61

老後 

- ▶ 後期高齢者医療制度…P34
- ▶ 国民年金…P37
- ▶ 介護保険…P38
- ▶ 高齢者関連サービス…P43

「阿見町 暮らしの便利帳」は、阿見町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として阿見町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「阿見町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、阿見町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「阿見町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年2月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

育児

- ▶ 予防接種…P50
- ▶ 保育所…P53
- ▶ 認定こども園…P53
- ▶ 子育て支援センター…P55



教育

- ▶ 放課後児童クラブ…P58
- ▶ 小学校…P59
- ▶ 中学校…P59
- ▶ 就学援助制度など…P60
- ▶ 教育相談…P88



家族が
亡くなったら
死亡届…P25
死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

緊急時

▶ 防災…P65



のマークの場合には
町役場に届出が必要です

**戸籍の届出・各種登録は
町役場へ届け出てください**

広告

ウイング眼科

土、日、祝日も夜6:30まで受付

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:40 ~ 12:30	●	●	休	●	●	●	●
13:50 ~ 18:30	●	●	休	●	●	●	●

休診日 水曜日のみ

3 次元眼底検査、視野検査できます
コンタクトレンズ検査・処方せん発行
超広角レーザー検眼鏡導入
★車で来て車で帰れます★
牛久市ひたち野東4-2-1
スーパーカスミ脇、ココス裏
無料駐車場 10台分あり

ウイング眼科 検索 ☎ 878-3017

水回りのリフォームでお困りの方へ
キッチン お風呂 トイレ

水回りの
リフォームなら
トキワ住設サービスに
お任せください

トキワ住設サービスは地域密着で
皆様に住みやすい環境を提供します

地域密着型 緊急
トラスル
対応

確かな
技術力

株式会社トキワ住設サービス
阿見町実穀1654-5 ☎ 0120-88-6424

トキワ住設サービス 検索

お金の悩み解決しましょう

大学

卒業までに
いくら必要

家のローン

買ったら今の生活大丈夫

老後

までに
お金いくら必要

FPはトータルした相談ができます。

保険屋は保険を売る事、不動産屋は不動産を売る事が前提のプランです。

相談料

キャッシュフロー作成まで 約2時間10,000円
シングルマザー 教育費の相談 30分 無料
結婚資金相談、保険の見直し相談

セミナーも開催します

(企業の福利厚生・地域のセミナーなど)
NISA、IDECOってなあに?
エンディングノート作成講座

kobakeyFP事務所

一般社団法人配慮者支援協会

〒300-0337 阿見町中郷2-23-9
TEL 029-879-8120

☎ kobakey626@gmail.com



ファイナンシャルプランナー
終活カウンセラー
相続実務士

阿見町暮らしの便利帳

令和6年4月発行

発行

阿見町/株式会社サイネックス



阿見町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広告販売

株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817
茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570
※掲載している広告は、
令和6年2月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

阿見町ガイド

昭和30年4月、旧阿見町、朝日村、君原村、舟島村の一部の合併により、現在の阿見町が誕生しました。

霞ヶ浦の豊かな水資源と温和な気候に恵まれた自然環境を活かし、メロン、すいか、れんこんなど自慢の特産品が数多くあります。

圏央道阿見東インターチェンジに隣接する「あみプレミアム・アウトレット」や、町の歴史遺産である予科練、旧海軍航空隊を展示する予科練平和記念館には、県内外からも多くの観光客が訪れています。

町内には東京医科大学茨城医療センター、茨城大学農学部、茨城県立医療大学などの優れた医療・教育機関が集積しているほか、3つの工業団地があり、二所ノ関部屋がある西部地域をはじめとした良好な住環境の創出によって、職住近接のまちづくりが進み、近年の人口増に繋がっています。

令和6年度からスタートする「第7次総合計画」では、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」を10年後の将来像として、「子育て」「暮らし」「誇り・愛着」の3つのリーディングプロジェクトを定め、市制施行を視野に入れ、「5万人都市にふさわしいまちづくり」を進めていきます。

町民憲章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

- 1. 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう
- 1. 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう
- 1. 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう
- 1. 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう
- 1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

都市宣言

- ・非核平和宣言
- ・暴走族追放宣言
- ・飲酒運転追放根絶のまち宣言
- ・青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る街
- ・男女共同参画宣言都市
- ・ゼロカーボンシティ宣言
- ・SDGs日本モデル宣言

町の花・木・鳥



町の花
『キク』



町の木
『サクラ』



町の鳥
『ウグイス』



町章

「ア」を図案化し、三つ組み合わせ阿見をあらわし、町の「和」と「発展」の姿を象徴したものです。



阿見町公式マスコットキャラクター

あみっぺ

阿見町のプロフィール

広告

この町の屋根を守る。この町の外壁を守る。
安心して暮らせる毎日を守る。

雨樋工事・屋根工事・サイディング工事・ステンレス工事・板金加工・銅工事



株式会社齊藤板金

阿見町鈴木129-3 TEL:029-804-1124

齊藤板金 阿見

検索

仕事が好き
熱い人材募集中!!
詳しくはQRから



阿見町の概要

主な統計データ

町制施行日	昭和30年4月1日
総面積	71.40km ² ※湖面を除く面積:64.90km ²
人口・世帯数	49,979人 (男:24,919人 女:25,060人) 21,750世帯 ※令和5年10月1日現在
人口密度	700人/km ²
産業構造	第1次産業 3.7% 第2次産業 27.1% 第3次産業 69.2% (令和2年国勢調査)
財政力指数	0.872(令和5年度)

社会福祉・医療施設整備状況

保育所	8
小規模保育事業所	3
家庭的保育事業所	2
児童館	1
特別養護老人ホーム	3
老人デイ・サービスセンター	15
老人福祉センター	1
保健センター	1
病院・診療所(病床数)	27(742)

友好姉妹都市



米国

スーペリア市(姉妹都市)



中国

柳州市(友好都市)

祭り・イベント

8月 まい・あみ・まつり

10月 さわやかフェア、あみスポーツフェスタ

12月 マラソン大会

教育・文化施設整備状況

幼稚園	1(1)
小学校	7(0)
中学校	4(1)
高校	1(1)
大学	2(2)
公民館	7(0)
コミュニティセンター	
図書館	1(0)
体育館	1(0)
陸上競技場	1(0)
野球場	4(0)
プール	1(0)
認定こども園(幼保連携型)	2(2)
認定こども園(幼稚園型)	1(1)
博物館類似施設	1(0)

※()内の数字は総数に含む市町村立以外の施設数

生活関連施設整備状況

道路改良率	35.9%
道路舗装率	64.0%
人口1人当たり公園面積	7.7m ²
水道普及率(人口比)	88.6%
生活排水処理総合普及率(人口比)	97.0%

議会

定数 条例 18人



広告

一般貨物・青果物冷凍車輸送

(株) 山一運輸



阿見町追原1501-1

TEL 029-889-2090

FAX 029-889-2704

一般貨物輸送
自動車運送取扱事業



丸宮運輸(株)

阿見町島津4464番地

☎ 029-887-4119(代)

FAX 029-887-4965

広告

真心を持って最良の品質を提供し、地域社会に貢献する



Matsuura Construction

松浦建設株式会社

ISO9001認証取得

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見608-3

Tel:029-887-1771(代表) Fax:029-887-5214

Congratulations!

阿見町の常住人口が



令和5年10月30日
常住人口5万人達成!

2023年10月30日に初めて5万人を突破し、11月1日現在の常住人口調査において、阿見町の常住人口が50,014人となりました。今後、市政施行に向けた準備を進めます。

常住人口とは、5年毎に実施される国勢調査の結果に基づき、毎月の住民基本台帳人口の増減数(出生・死亡・転入・転出等)を加減して算出した人口です。

住民票の有無に関わらず、町内に居住している日本人及び外国人の総数となります。

	令和5年11月1日現在	令和5年10月1日現在	増減
総人口	50,014人	49,979人	35
男性	24,938人	24,919人	19
女性	25,076人	25,060人	16
世帯数	21,798世帯	21,750世帯	48

広告



農作業をより効率的に、より収益性の高い農業へ

シーダーテープの製造販売
種子・種苗・肥料・農業資材の販売

株式会社 常総農興

【本社】阿見町鈴木 4-27
TEL.029-887-5855
【店舗】阿見町鈴木 5-6
TEL.029-887-2816



阿見町ガイド

電気・設備のことなら
“光サービス”
にお任せください!

電気工事設計施工
・各種設備工事

地域密着
安心 信頼

- 自家用変電設備工事
- 停電・漏電の電気修理
- コンセントの増設
- エアコン入れ替え
- 防犯カメラ取付

コンセント一つから
大規模電気設備まで

まずはお気軽にご相談ください

(有)光サービス
阿見町掛馬 1343-2
tel 029-887-6628
(携帯) 090-1456-2287

広告

篠崎商事 SHINOZAKI LINE EXPRESS

安心・安全・安定を心掛け輸送しています。

◆ 一般貨物全般 ◆ 認可整備・修理・塗装
◆ 食品・冷凍・冷蔵輸送 ◆ 車検・代行・販売
◆ 倉庫・軽作業

仲間募集
トラックドライバー

株式会社 篠崎商事 阿見町よしわら 6-22-3 TEL029-889-4567
<https://shinozaki-line.com/>

5万人を達成!



広告

電気・空調工事
設計・施工

青山電気商会

阿見町吉原2055

TEL 029-889-1628

FAX 029-889-1660



阿見町ガイド

町公式LINE 令和6年1月に新たに導入しました!

「防災情報」や「暮らし・手続き」、「妊娠・子育て」、「学校・教育」、「観光・イベント」など、あみメールよりも細やかな分類を設け、ニーズに合った情報をLINEアプリで配信しています。



あみメール

配信カテゴリから受信したい情報を選んで、行政情報やイベント情報などがメールでお受け取りできます。

▶ 配信カテゴリ

- 防災情報
(※防災情報はすべての登録者に配信されます)
- 防犯・交通安全情報
- イベント情報
- 行政情報
- 子育て支援情報
- 各種公共施設情報
- 予科練平和記念館情報

▶ 登録方法

- ① 空メール送信
右記二次元コードを読み取り空メールを送るか、t-ami@sg-p.jpへ直接空メールを送る
- ② 仮登録
空メール送信後すぐに受信する「仮登録完了のお知らせ」の本文内に表示されるURLをクリック
- ③ 配信情報選択
利用規約を確認・同意した後、受信したい情報を選択し、画面を進んで登録する
登録完了メールが届けば手続き完了!



※ご登録は無料ですが、メール受信時に発生するバケット通信料や回線使用料などはご登録者の負担となります。

広告

家電からリフォームまで、パナソニックショップならではの親身な対応と提案力!

電気工事
家電販売
修理



キッチン
トイレ
リフォーム

Panasonic
有限会社 **中田電気**

阿見町島津 1538 TEL029-887-0429



総合建設業
五島産業株式会社

茨城県知事許可第 33930 号

近隣市町村上下水道工事指定店

土木・建築・舗装・水道施設
造園・石・解体工事

阿見町竹来 1132

TEL 029-891-0021

FAX 029-891-0031

【宗旨不問】
牛久浄苑
首都圏最大級公園墓地



十方堂ホール
牛久市久野町 1923
029-889-4100



青銅製仏像
牛久大仏
世界最大120メートル



胎内3階
牛久市久野町 2083
029-889-2931

広告

上下水道指定工事店

真心こめて。

茨城県知事許可(般-02)第17835号



有限会社 三生工業

阿見町島津1375

☎ 029-887-4347

植木

庭石

造園設計施工

緑地管理



茨城県知事許可 第20719号

有限会社 山中造園

お問い合わせはお気軽に

☎ 029-889-1008

阿見町
福田45-12

FAX 029-889-0458

創業から39年

Safety

Peace of mind
Appreciation



安全・安心・感謝を込めてお届けします。

有限会社 中島梱包運輸

お気軽に 一般貨物事業 一般貸切旅客業
お問合せ下さい ☎300-1154 稲敷郡阿見町止長274-5

運輸事業部

観光事業部

☎ 029-889-1203

☎ 029-889-6005

あみ大使 二所ノ関親方

(第72代横綱 稀勢の里)

- しこ名 第72代横綱 稀勢の里(きせのさと)
- 本名 萩原 寛
- 生年月日 昭和61年7月3日
- 出身地 茨城県
- 生涯戦歴 800勝496敗97休
- 受賞歴 優勝2回/殊勲賞5回/
敢闘賞3回/技能賞1回
- 好きな食べ物 足立の作った鍋!蕎麦も好きです!
- 趣味・特技 おしゃべり



茨城県出身の親方が
阿見町に部屋を開所

あみ大使委嘱状



2022年4月6日より、あみ大使就任



2022年6月、『二所ノ関部屋』を
阿見町に開所



阿見町
中央公民館



阿見町
役場正面玄関

稀勢の里「優勝額・化粧廻し」の常設展示を行っています

教養の豆知識 天然記念物とは?

「文化財保護法」では、「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なものとされています。

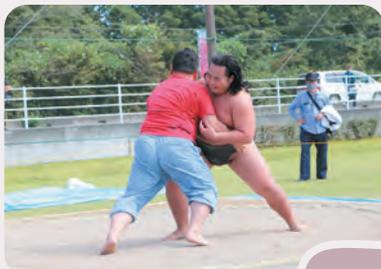
天然記念物は、日本列島の成り立ちを示す地質現象や、過去の生物の姿を知ることのできる化石、日本列島の生物地理学的な特性を示す固有種等の動植物などで、日本列島がたどってきた「自然史」としての意義を持っています。さらに、人がかかわり、作り上げた自然、すなわち巨樹、ホテルなど日本人の自然観の形成に寄与したものや、並木、家畜・家禽など、人がかかわって作り上げたものなどで、私たちと自然との親密さを物語る「文化史」としての意義も持っています。

天然記念物を守ることは、地域の自然とそれに関わる文化を守ることであり、天然記念物の価値を明らかにして生かすことで、人々の自然観や地域とのつながりを育むことができます。

文化庁HP「文化財の紹介～天然記念物～」より加工編集して作成
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/tennen_kinenbutsu/)



阿見町ガイド



町民との交流



あみスポーツフェスタにて「ちびっこ相撲大会」を開催



二所ノ関部屋の最新情報をチェックしよう

- 阿見町魅力発信サイト「あみっぺの部屋」内「二所ノ関のへや」親方をはじめ、所属力士やスタッフのプロフィール、最新情報をお届け。

こちらから



広報あみ『広報二所ノ関』

隔月で二所ノ関部屋の最新情報をお知らせしています。



広告

有限会社 根岸塗装工業

茨城県知事許可(般-02)第35154号
塗装工事全般
一般住宅・アパート・マンション

塗装のことなら おまかせ下さい

ご相談はお気軽に!



阿見町青宿 485

☎ 029-887-1236

完全自社施工とお客様目線のメンテナンス
で選ぶ太陽光発電のパートナー

めざそう!! 電気代節約生活

太陽光発電 + 蓄電池

これからは、ご家庭の電気はご家庭で作り、ご家庭でまかなう時代に向かいます!!

エネルギーをつくる + エネルギーをためる = ご家庭の電気をまかないます

こんな方はご検討ください!!

- 光熱費を安くしたい
- 節約したい方
- 災害時や停電など方々の時の備えに

任せて安心5つの理由

1. 完全自社施工・安全対策
2. お客様目線のメンテナンス
3. 価格の理由が明確
4. 家庭用蓄電池のススメ
5. 地域密着のスタッフの想い

AMICABLE SERVICE



詳しくはこちらへ

〒300-0001 茨城県阿見町青宿 527-1 ☎ 0120-877-190

<https://amicable-service.co.jp/>

広告



株式会社 星斗防水工業

茨城県知事許可(般)第33887号
茨城県稲敷郡阿見町石川 825
TEL 029-804-1611



快適な住まい 提案します!

地震から命を守る。まずは耐震診断を!

相談無料 木造耐震診断 承ります。

補助金等申請含め、良いお家になるよう提案します。



一級建築士事務所

村松建築 since1893.

住まいのことならお気軽にご相談ください。

注文住宅 リフォーム 耐震リフォーム 設計施工管理
お問合せ Tel.029-888-1076

阿見町若栗2468-2 <http://mura-k.com/>



賑わうまちの年中行事

広告

美味しいお酒で
幸せな時間を楽しみませんか



菊水商店
日本名門酒会加盟店
阿見町中央 3-19-24
☎029-887-6008
QRコード検索

仕事するなら



株式会社 **宮本梱包運輸**
MIYAMOTO KONPO UNYU

2月

*あみ産いちごの
スイーツフェア(～3月)

主催 阿見町商工会

3月

*阿見町音楽祭

主催 阿見町中央公民館

4月

*筍料理フェアたけのごぼっぺ

主催 あみ観光協会

*あみさくらまつり

主催 阿見町商工会



*土浦駐屯地・武器学校観桜会

*いちご狩り体験



*たけのご掘り体験

5月

*初夏のまい・あみ・マルシェ

主催 あみ観光協会

6月

*阿見グリーンメロンの
スイーツフェア(～7月)

主催 阿見町商工会

*梅の実もぎとり

*スイカ・メロン祭

主催 JA水郷つくば、町内直売所

7月

*ブルーベリー狩り

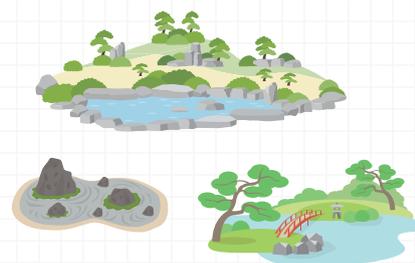


教養の豆知識 名勝とは?

「文化財保護法」では、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」のうち、重要なものとされています。すぐれた国土美の有様を様々なかたちで表現する名勝は、風致景観の観賞を通じてその価値を発揮する記念物です。主として人間の作意と技術によって造られた人文的なものと、主として天然の営為や素材によって生じてきた自然的なものに大別されます。

著名な風致景観に名所を見だし、また、名所のすぐれた風致景観に価値を見出す名勝の特徴は、史跡と天然記念物とに重複して指定されることが多いことにもうかがうことができます。

日本に暮らす人々がそれぞれの土地に紡いできた思いを、名所や風景、庭園に継いでいくのが名勝です。





広告

— 迅速に 確実に 信頼される業務を目指す —



茨城県公安委員会許可第 40000256
茨城県警備業協会加盟

株式会社
ユナイテッド
United Co.,Ltd.

阿見町中郷 2-26-7
TEL 029-891-3622

阿見 ユナイテッド 🔍 検索





営業内容

- 南国風リゾートガーデン 設計・施工
- 外構工事一式
- 庭園工事一式
- 南国系植物販売
- 立木伐採
- 緑地管理業務一式



大宏造園

阿見町君島 561-1 029-889-0544
Email daikou.gardenworks@gmail.com

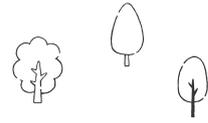


8月

*まい・あみ・まつり

主催 実行委員会

*ぶどうと梨狩り



9月

*新米祭り 主催 JA水郷つくば、町内直売所

10月

*あみスポーツフェスタ 主催 阿見町生涯学習課

*さわやかフェア 主催 阿見町秘書広聴課



*あみ商工まつり 主催 阿見町商工会

*茨城大学農学部「鋤耕祭」／県立医療大学「創療祭」

11月

*まい・あみ・れんこんマルシェ

主催 あみ観光協会

*日本一の茨城れんこん料理フェア

主催 いばらきれんこん広域銘柄化推進協議会



*まい・あみ・れんこんマルシェ

12月

*あみプレミアム・アウトレット
ウィンターイルミネーション

*阿見町マラソン大会

主催 阿見町生涯学習課



*そば打ち体験

教養の豆知識 文化財って？

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

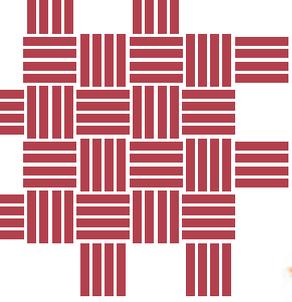
このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



文化庁HP「文化財」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/)の内容を引用・編集・加工して作成



広告

人生勿失

人生夢失うことなかれ



茨城県霞ヶ浦高等学校
kasumigaura 霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 稲敷郡阿見町青宿 50 番地

TEL: 029-887-0013/4755

FAX: 029-887-9380



ホームページは
こちらから



Instagram



X (旧 Twitter)



YouTube

「笑顔」で満ちあふれます。
組織される実行委員会により企画運営されている、町民主導の真夏の祭典です。2日間で延べ6万人以上が来場し、会場は「活気」と

心躍り笑顔はじける真夏の一大イベント



広告



仮設足場・塗装 おまかせください！



WATANABE

株式会社 渡邊建設

TEL 029-875-5111

〒300-1276 つくば市小山2315

<https://www.watanabe-kensetsu.info/>



霞ヶ浦や筑波山を臨む美しい景観



関東ふれあいの道

『予科練ゆかりのみち』

阿見町の霞ヶ浦湖畔は『予科練ゆかりのみち』として、『関東ふれあいの道』のコースの一部に指定されています。このコース上には予科練平和記念館・雄翔館(予科練記念館)があります。霞ヶ浦越しに望む筑波山を眺めながら、のんびりと散策してみたいはいかがでしょうか。

また、ナショナルサイクルルートに指定された総延長約180kmの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の一部になっており、平坦なコースでゆったりと穏やかなサイクリングが楽しめます。



ふれあいの森



四季折々に表情を変える、平地林を活かした総面積約12ヘクタールの森。遊歩道やあずまやが整備されているので散策に最適です。もともと自生していたクヌギやコナラ、山桜、コブシなどの樹木を見ることができるほか、イチジクやキウイ、ヤマモモ、グミなどの果樹も楽しむことができます。

📍 阿見町若栗2254-2



= 廣 告 =

造園・設計・施工・管理

茨城県知事許可 第22680号

有限会社 長樹園緑地

阿見町小池838-2
TEL 029-889-1273
FAX 029-889-2373

水生植物園

5月から6月にかけてアヤメやキショウブ、スイレンなどの水生植物が咲き誇ります。園内は遊歩道が整備され間近に植物を観察することができます。

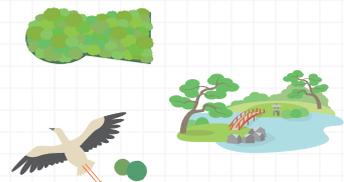
📍 阿見町吉原1190
阿見町総合運動公園内



教養の豆知識 記念物とは?

記念物とは以下の文化財の総称です。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの



国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。



特産品を推し!

阿見の大地と水が育む自然の恵み



メロン (阿見グリーンメロン)

茨城県がメロンの収穫量全国トップクラスであることは有名ですが、阿見町でもおいしいメロン(アンデス、タカミなど)がたくさん収穫されます。阿見町の名を冠した『阿見グリーンメロン』は大きくて糖度が高いことが特徴です。

旬 6月~7月



たけのこ

阿見町は総面積に対する竹林の割合が茨城県トップクラスで、たけのこが多く収穫されます。春には新鮮なたけのこを使った料理フェア「たけのこほっぺ」が開催され、町内各地の飲食店で、工夫を凝らした個性溢れるメニューを召し上がれます!

旬 4月~5月上旬



常陸秋そば

美味しいそばの産地を目指し、年々栽培面積が増えています。平成29年度には「全国そば優良生産表彰」や「茨城県そば共進会優良賞」を受賞するなど、品質の良いそばの産地として認められるようになってきました!



レンコン

阿見町を含む霞ヶ浦の湖岸一帯は日本一のレンコン産地です。アシなどが堆積した肥沃な土壌と水温の高さが栽培に最適な環境をつくっています。阿見町のレンコンは、味はもちろん形も良く、贈答用にもお勧めです!

旬 10月~3月



大玉スイカ

阿見町は茨城県の銘柄推進産地指定を受けた大玉スイカ(紅大など)の産地です。新鮮でシャリシャリとした口あたりと糖度の高さが特徴で、出荷される町外の各地でも高い評価を受けています!

旬 6月~7月



ヤーコン

南米アンデス高原原産のヤーコン。阿見町にある茨城大学農学部の研究により日本で初めて試験栽培されました。シャキシャキとした食感で甘みもあり、生で食べることができます。加熱しても栄養素が壊れにくいので、いろいろな料理で楽しめます。

旬 11月~3月

広 告

人が畑を育ててくれるんじゃない。畑が人を育ててくれるんだ。

私たちと一緒にカルビーポテトチップス用のジャガイモを収穫してみませんか?
短期アルバイト募集【繁忙期(6~7月)】

ハナウタ **HANAUTA** HP
The Power of Fields
阿見町荒川本郷 2927
Tel 090-1708-2115
ハナウタファーム 検索

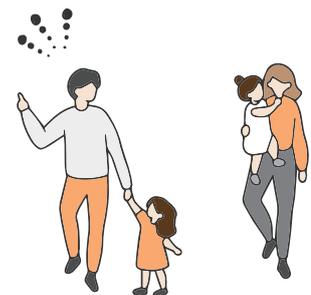
『阿見町』のJA水郷つくばへお気軽にご相談ください。

<阿見支店>
阿見町中央1-3-1
TEL 029-887-8551

<阿見支店営農経済課>
阿見町若栗2243-4
TEL 029-889-0621

<農産物直売所愛菜園>
阿見町若栗1901-1
TEL 029-887-8395

<本店>
土浦市小岩田西1-1-11
TEL 029-822-0534
https://ja-sgt.or.jp



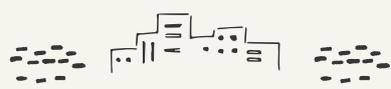
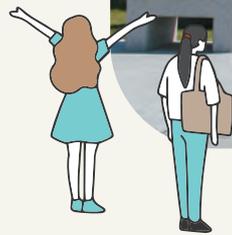


阿見町ガイド



予科練 平和記念館

今と変わらぬ少年たちの青春群像を通して、命の尊さと平和への認識を深める



予科練とは海軍飛行予科練習生の略称です。昭和5(1930)年の制度開始後、昭和14(1939)年に神奈川県横須賀市から阿見町にあった霞ヶ浦海軍航空隊水上班に移転。翌年に土浦海軍航空隊として独立した後は、終戦まで全国の予科練教育・訓練の中心的な役割を担いました。『予科練平和記念館』では、貴重な予科練の歴史や町の戦史の記録を保存・展示し、命の尊さや平和の大切さを伝えています。

- 📍 阿見町廻戸5-1 📞 029-891-3344 🕒 9:00~17:00(入館は16:30まで)
- 📅 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日休館)、年末年始
- 💰 大人500円(団体400円)小中高生300円(団体240円)



広告

一般道路、駐車場工事から空港の滑走路や高速道路の施工まで



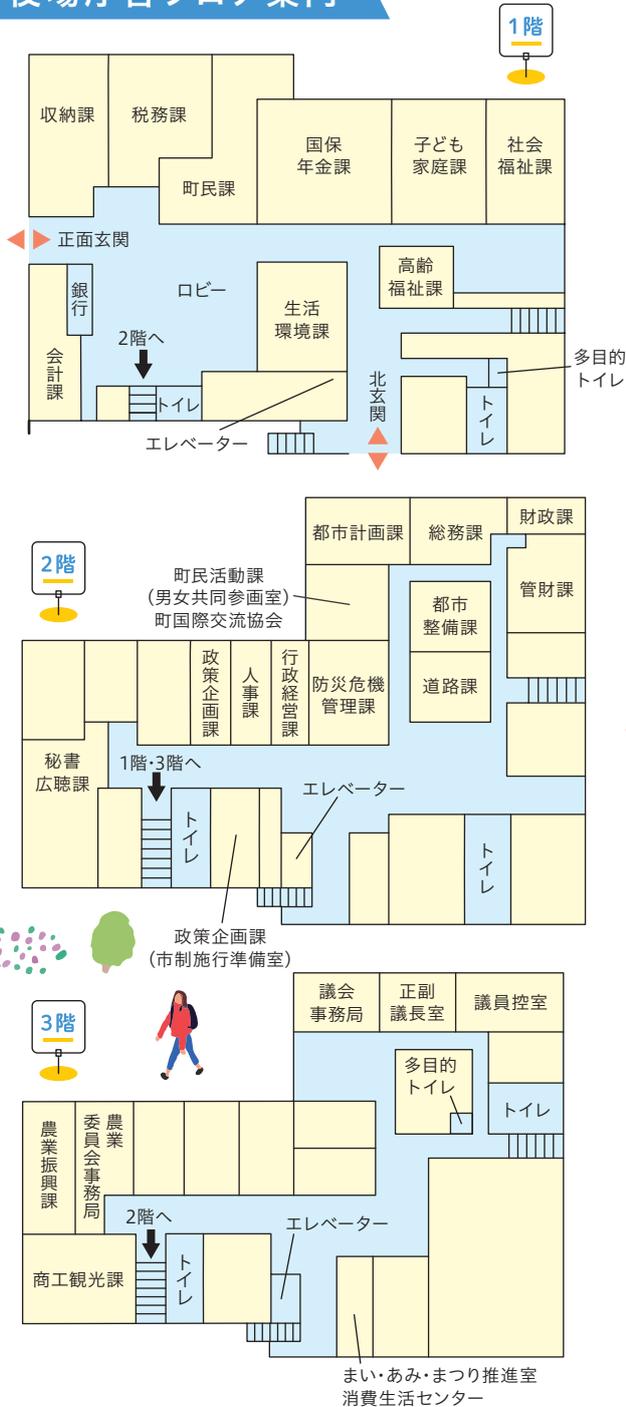
土木・舗装工事一式

株式会社 我見工業

阿見町若栗3345-1
☎ 029-887-2623
<https://www.amikogyo.jp/>



役場庁舎フロア案内



1階

- 収納課
- 税務課
- 町民課
- 国保年金課
- 生活環境課
- 子ども家庭課
- 高齢福祉課
- 社会福祉課
- 会計課

2階

- 秘書広聴課
- 政策企画課 (市制施行準備室)
- 人事課
- 行政経営課
- 町民活動課 (男女共同参画室)
- 防災危機管理課
- 都市計画課
- 総務課
- 財政課
- 管財課
- 都市整備課
- 道路課
- 町国際交流協会

3階

- 農業振興課
- 商工観光課
- 議会事務局
- 農業委員会事務局
- 正副議長室
- 議員控室
- まい・あみ・まつり推進室
- 消費生活センター

4階

- 議場
- 議会傍聴席

各課の主な業務内容は
こちら

生活の豆知識 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

元日
1月1日
年のはじめをお祝いします。



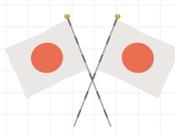
成人の日
1月の第2月曜日
おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励まします。



建国記念の日
政令で定める日
建国をしのび、国を愛する心を養います。



天皇誕生日
現在即位している
天皇陛下の誕生日
天皇の誕生日をお祝いします。



内閣府HP「国民の祝日について」より加工編集して作成 (<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)

行政区マップ

阿見町には67の行政区があり、各行政区は「快適で明るく住みよい地域」を目指して活動しています。その地域に住んでいる人のつながりに基づいて地域生活の向上を目途に、お互いの連携と融和を図りながら自主的に活動する組織です。他市町村等では、自治会・町内会などの呼び方をしているところもあります。

行政区については、下記にお問い合わせください。

☎ 阿見町役場 町民活動課 ☎ 888-1111(内線 272)



阿見町ガイド

生活の豆知識

国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

春分の日

春分日(3月20日～21日頃のいずれか一日)

自然をたたえ、生物をいつくしみます。



昭和の日

4月29日

激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをめぐらします。



憲法記念日

5月3日

日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期します。



みどりの日

5月4日

自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくみます。



内閣府HP「国民の祝日について」より加工編集して作成 (<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)

官公署等施設MAP

広告

特殊クリーニング

ジュタン・布団
カーテン・毛布
その他 皮類・和服



旭商会 阿見町吉原3628-1
☎ 029-889-1330
FAX 029-840-3535

アクティブ・ディフェンス

新しい世界には、新しいあんしんを。

河村電器産業は、新しい時代の、
新しい不安やリスクから人を守る
ためのデバイスをつくる会社です。



ホーム分電盤、キュービクル、
警報盤・操作盤、ラック、キャビネット、
プレーカー、省エネ機器

河村電器産業株式会社
つくば工場 TEL:090-6506-8343

稲敷郡阿見町大字香澄の里13-4
筑波南第一工業団地



www.kawamura.co.jp/

マップ上の ポイントについて

マップ上の ①～③④の
詳細については、P22
の官公署等施設一覧
をご確認ください。



生活の豆知識 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

こどもの日

5月5日

こどもの人格を重んじ、こども
の幸福をはかるとともに、
母に感謝します。



海の日

7月の第3日曜日

海の恩恵に感謝するとともに、
海洋国日本の繁栄を願います。



山の日

8月11日

山に親しむ機会を得て、山の
恩恵に感謝します。



敬老の日

9月の第3日曜日

多年にわたり社会につくして
きた老人を敬愛し、長寿をお
祝いします。



内閣府HP「国民の祝日について」より加工編集して作成 (<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)



阿見町ガイド



広告

Panasonic ideas for life 電気の事ならもちろん、住まいのお困り事お気軽にご相談ください



あなたの街のでんきやさん
フォーエスつくば
ハギヤ電器

茨城県稲敷郡阿見町うずら野 2-1-1
営業時間：9:00～19:00 定休日：水曜日

☎029-842-3081



官公署等施設一覧



官公署等施設名	所在地	電話番号
① 阿見町役場	中央1-1-1	888-1111
② うずら出張所	うずら野1-29-6	841-1167
③ 総合保健福祉会館 (さわやかセンター)	阿見4671-1	888-2940
④ 霞クリーンセンター	追原2731-2	889-0091
⑤ 中央公民館 (中央公民館・生涯学習課)	若栗1886-1	888-2526
⑥ 中央公民館(学校教育課・指導室)	若栗1886-1	888-0220
⑦ 君原公民館	塙171-2	889-1363
⑧ かすみ公民館	阿見2083-2	888-8111
⑨ 本郷ふれあいセンター	本郷1-11-1	830-5100
⑩ 舟島ふれあいセンター	南平台1-31-6	840-2761
⑪ 吉原交流センター	吉原614	889-0277
⑫ 実穀ふれあいセンター	上長3-28	886-5225
⑬ 予科練平和記念館	廻戸5-1	891-3344
⑭ 図書館	若栗1838-24	887-6331
⑮ 町民活動センター	阿見2958 マイアミ・ショッピングセンター3階	888-2051
⑯ 男女共同参画センター (AMI ふらっとセンター)	若栗1886-1中央公民館1階	896-3181
⑰ 福祉センター(まほろば)	廻戸372	887-3969
⑱ 消費生活センター(役場庁舎内)	中央1-1-1	888-1871
⑲ さくらクリーンセンター	若栗3565	889-0091
⑳ 総合運動公園管理棟	吉原52-3	889-2788
㉑ 水道事務所上下水道課	追原1804-4	889-5151
㉒ 中郷保育所	阿見4002-5	887-3331
㉓ 南平台保育所	南平台1-31-6	840-2081
㉔ 二区保育所	うずら野1-29-11	841-2301
㉕ 二区児童館	うずら野1-29-11	843-3282
㉖ 地域子育て支援センター	阿見4002-19	891-2772
㉗ 阿見小学校	中央2-1-5	887-0019
㉘ 本郷小学校	荒川本郷1400	841-0024
㉙ 君原小学校	塙145	887-0118
㉚ 舟島小学校	島津3928	887-1720
㉛ 阿見第一小学校	岡崎3-19	893-5781
㉜ 阿見第二小学校	阿見4988	887-8531
㉝ あさひ小学校	本郷1-5-1	893-3555
㉞ 阿見中学校	中央1-2-1	887-0028
㉟ 朝日中学校	荒川本郷1855-1	842-7771
㊱ 竹来中学校	竹来400-1	887-1201
㊲ 学校給食センター(ぱくぱくセンター)	阿見5272	887-1430
㊳ 教育相談センター(やすらぎの園)	若栗1838-24	888-1225
㊴ 稲敷広域消防本部阿見消防署	若栗3337	887-0119
㊵ うしくあみ斎場	牛久市久野町2867	830-9888
㊶ 阿見地区交番	阿見4801-1	888-0110



① 阿見町役場



② うずら出張所



③ 総合保健福祉会館



⑤ 中央公民館



⑥ 君原公民館



⑦ かすみ公民館



⑧ 本郷ふれあいセンター



⑨ 舟島ふれあいセンター



⑩ 吉原交流センター



⑫ 実穀ふれあいセンター



⑬ 予科練平和記念館



⑭ 図書館

生活の豆知識 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

秋分の日

秋分日(9月22日～
23日頃のいずれか一日)

祖先を敬い、亡くなった人々
を偲びます。



スポーツの日

10月の第2月曜日

スポーツに親しみ、健康な心
身をつちかいます。



文化の日

11月3日

自由と平和を愛し、文化をす
ずめます。



勤労感謝の日

11月23日

勤労をたっどび、生産を祝
い、国民たがい感謝しあ
います。





届出・証明

【届出・登録・証明発行の際は、受付時に窓口で本人確認をさせていただきます。30ページ「本人確認にご協力ください」を参照してください。】

住民登録

問合せ 町民課 ☎888-1111 (122・742)・うずら出張所 ☎841-1167

住所が変わったとき(住民異動の届出)

※代理人の場合、委任状が必要な場合があります

届出の種類	どんなとき?	必要なもの	期間	届け出先
転入届	阿見町に転入したとき	<ol style="list-style-type: none"> ①前の住所の市区町村が発行した転出証明書(特例転出を行った場合を除く)※1 ②本人を確認できるもの ③異動者全員分のマイナンバーカード・住民基本台帳カード、在留カード(お持ちの場合は必ず持参してください) 	新しい住所に住み始めた日から14日以内	町民課・うずら出張所 ※うずら出張所では条件によりお取り扱いできない場合があります
海外からの転入届		日本人:パスポート、町外に本籍がある人は戸籍全部事項証明書(謄本)、戸籍の附票 外国人:パスポート、在留カード、続柄を証明する文書およびその日本語訳文		
転出届※2		<ol style="list-style-type: none"> ①本人を確認できるもの ②国民健康保険証等町から交付されているもの 	あらかじめ	
転出届(オンライン転出)※3	阿見町から転出するとき	<ol style="list-style-type: none"> ①有効な電子証明書が格納されているマイナンバーカード(暗証番号が必要) ②マイナポータル対応のスマートフォンなど 	異動日の30日前から	マイナポータル(原則、来庁不要)
転居届	町内で住所が変わったとき	<ol style="list-style-type: none"> ①本人を確認できるもの ②国民健康保険証等町から交付されているもの ③異動者全員分のマイナンバーカード・住民基本台帳カード、在留カード(お持ちの場合は必ず持参してください) 	新しい住所に住み始めた日から14日以内	町民課・うずら出張所 ※うずら出張所では条件によりお取り扱いできない場合があります
世帯変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が変わったとき ・世帯が合併・分離したとき ・世帯構成が変わったとき 	<ol style="list-style-type: none"> ①本人を確認できるもの ②国民健康保険証等町から交付されているもの 	届出日の変更日になります	

※住民異動の届出は、平日の開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)のみの受付になります。

※1 特例転出を行った場合は、転入された日から14日以内にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを添えて転入届を行ってください。これを過ぎたり、転出予定日から30日を経過すると、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの継続利用手続きができなくなります。

※2 転出届のみ、郵送での手続きが可能です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※3 オンライン転出を行った場合も、引越し先の市町村窓口で転入の手続きが必要です。



届出・証明

住民票の写しなどの交付

◎ **証明書の種類** ※本人または同一世帯の人以外の住民票の請求は、原則委任状が必要になります

名称	説明	手数料
住民票謄本(とうほん)	世帯全員が記載された住民票です	300円
住民票抄本(しょうほん)	個人の住民票です	
除かれた住民票(除票)※4	転出、死亡などにより阿見町の住民票から除かれた人について、個人単位で住民登録があったことを証明します 亡くなった人の除票の請求は、正当な理由のある人のみ申請できます	
住民票記載事項証明書	申請者提示の書類に記載されている内容について、住民登録事項と照合して証明を行います	
不在住証明書	個人について阿見町に住民登録された経歴がないことを証明します	無料
軽自動車用住所証明書	軽自動車の手続きに使用するもので、現在の住所、氏名、生年月日が記載されています	

※4 本人以外の除票の請求は、同一世帯であった人でも、原則委任状が必要になります。
※住民票コード・個人番号を記載した住民票の交付は、本人及び同一世帯員からの申請以外は直接交付いたしません。
代理人申請の場合、本人住所へ郵送となります。
※休日開庁日および電話予約による諸証明書交付サービスについては、30ページを参照してください。
※郵便での申請方法については、町ホームページをご覧ください。

住民票の広域交付

住所地以外の全国の市区町村の窓口で住民票(本籍省略のもの)の交付が受けられます。交付を受けるには、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証などの提示(官公署発行の本人の写真が貼付されたものに限る)が必要です。

コンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを所有している人は、コンビニ等のマルチコピー機を利用し、住民票の写し(個人番号、住民票コードの記載不可)・印鑑登録証明書の交付を受けることができます。手数料は1通200円です。年末年始・メンテナンス実施日などを除く日の午前6時30分から午後11時まで利用できます。
なお、ご利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

らくらく交付申請サービス

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを所有している人は、本庁舎1階に設置してあるタブレット端末を利用し、住民票の写し(個人番号、住民票コードの記載不可)・印鑑登録証明書の交付を受けることができます。手数料は1通200円です。平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用できます。
なお、ご利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

マイナンバーカード、公的個人認証サービス 問合せ 町民課 ☎888-1111(126・127)

マイナンバーカード

ICチップが搭載されたプラスチック製のカードで、表面には、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が、裏面には個人番号が表示されます。個人番号の確認に加え、公的な本人確認書類として利用できるほか、コンビニでの住民票などの取得やe-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請などにご利用いただけます。

マイナンバーカードの申請

通知カードまたは個人番号通知書に同封されている交付申請書を使って、郵送またはインターネットで申請できます。申請書がない場合は、町民課またはうずら出張所で再発行できますので、お問い合わせください。

◎ **マイナンバーカード申請補助サービス**

町民課では、ご自身での申請が難しい人を対象に、写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請を行っています。詳しくは、町民課にお問い合わせください。

▶ **受付** 平日の午前9時～午後4時30分(※正午～午後1時、土・日・祝日、年末年始除く)

▶ **場所** 役場1階町民課

マイナンバーカードの受領

マイナンバーカードの申請後、カード交付の準備が整い次第、交付通知書を送付します(通常、申請から約1か月後に送付)。交付通知書に必要な書類や受領期限等が記載されていますので、ご確認の上、申請者本人が町民課に来庁し受領してください。

※申請者本人が来庁することが困難な場合は、町民課までお問合せください。



公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットを利用して電子申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの「改ざん」を防ぐために用いられる本人確認の手段です。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカードに記録することで利用が可能となります。電子証明書には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類があります。

◎署名用電子証明書(暗証番号が英数字6～16文字のもの)

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

例) e-Tax利用による税の申告

※原則として15歳未満の方、成年被後見人の方には発行できません。

◎利用者証明用電子証明書(暗証番号が数字4桁のもの)

インターネット上でログインする際に利用します。

例) マイナポータルの利用、コンビニ交付サービスの利用

◎電子証明書の有効期限と更新手続き

発行日から5回目の誕生日までです。有効期限の3か月前の翌日から更新の手続きができます。本人がマイナンバーカードをお持ちの上、町民課またはうずら出張所で手続きをしてください。

※本人が来庁することが困難な場合は、町民課までお問合せください。

戸籍関係の諸届一覧(主なもの)

問合せ 町民課 ☎888-1111(123)

名称	届出期間	届出をする人	届出をする場所
出生届	生まれた日から14日以内(日本国外で生まれた場合は3か月以内) ※生まれた日を算入します	父または母、同居者、お産に立ち会った医師、助産師	出生地、父母の本籍地、届出人の住所地(所在地)のうち、いずれかの市区町村 ※母子手帳を持参してください
婚姻届 ◎	届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません	夫、妻(証人2人が必要)	夫または妻の本籍地あるいは住所地(所在地)の市区町村
離婚届 ◎	①協議離婚の場合、届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません ②裁判または調停離婚の場合には裁判確定または調停成立の日から10日以内 ※確定または成立の日を算入します	①の場合 夫、妻(証人2人が必要) ②の場合 申し立てをした夫または妻	夫婦の本籍地あるいは住所地(所在地)の市区町村
離婚の際の氏を称する届◎	離婚の日から3か月以内	離婚により復氏した(すべき)人	届出人の本籍地あるいは住所地(所在地)の市区町村
養子縁組届 ◎	届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません	養親、養子または代諾権者(証人2人が必要)	養親または養子の本籍地あるいは届出人の住所地(所在地)の市区町村
転籍届 ◎	届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません	戸籍の筆頭者およびその配偶者	転籍者の本籍地、届出人の住所地(所在地)、転籍地の市区町村
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内(日本国外で死亡した場合は3か月以内) ※死亡の事実を知った日を算入します	死亡者の親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者	死亡地(死産地)、死亡者の本籍地、届出人の所在地(住所地)のうちいずれかの市区町村
死産届	死産をした日から7日以内	死産児の父または母、同居者、医師、その他の立会者	
死体(埋)火葬許可申請	死亡届をするとき	死亡届をする人と同じ	
死胎(埋)火葬許可申請	死産届をするとき	死産届をする人と同じ	

◎印の届出には本人を確認できるものをご持参ください。

その他の届出は種類によって届出期間が異なります。町民課戸籍係にお問い合わせください。

戸籍に関する証明

問合せ 町民課 ☎888-1111(123)

◎窓口で交付請求する場合

役場1階町民課	◎月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分 ◎休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(詳しくは30ページ参照)
うずら出張所 26ページ(■)の証明を除く	◎月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

◎ 戸籍に関する証明書について

戸籍に関する証明書は、一定の人または一定の場合にしか交付できません。

戸籍の届出をされた場合、証明書の交付までに時間がかかります。

【本人確認】30ページ「本人確認にご協力ください」を参照してください。

◎ 証明書の種類

名称	手数料	説明
戸籍謄本 (こせきとうほん)	450円	同じ戸籍の全員が記載された証明書で、戸籍が電算化されている場合は『戸籍全部事項証明書』といいます
戸籍抄本 (こせきしょうほん)	450円	戸籍の中の個人についての証明書で、戸籍が電算化されている場合は『戸籍個人事項証明書』といいます
除籍謄本・除籍抄本	750円	死亡や婚姻、転籍などにより戸籍に記載された人全員が戸籍から除かれた場合、その戸籍を『除籍』といい、その証明書は『除籍謄本(抄本)』または『除籍全部(個人)事項証明書』といいます
改製原戸籍	750円	制度改正や電算化などにより戸籍を作り直すことを『改製』といい、その元になった戸籍を『改製原戸籍』といいます 改製時に戸籍から除かれていた人は改製後の戸籍に記載されないため、改製原戸籍で関係を確認します
戸籍の附票	300円	個人の住所について変更があると、戸籍ごとにその履歴が記録され、その記録がわかるものを『戸籍の附票』といいます 本籍地市区町村のみ交付可能です
受理証明書	350円	戸籍の届出があり、市区町村が受理したことを証明するものです 受理地(届出地)でなければ証明できません
戸籍記載事項証明書	350円	申請者提示の書類に記載されている内容について、戸籍と照合して証明を行います
死亡届書記載事項証明書(■)	350円	亡くなった人に関係する年金や郵便局簡易保険の受け取りなど、一定の手続きに限り死亡届の記載事項を証明します 請求資格者は、年金や簡保の受取人本人に限られ、年金証書、保険証券等の提示が必要です 請求先についてはあらかじめお問い合わせください
不在籍証明書	300円	個人について阿見町が管理する戸籍に記載された経歴がないことを証明します
身分証明書	300円	禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記、破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです 請求できる人は本人または未成年の親権者などの法定代理人に限られ、これ以外の場合は、同居の親族でも本人の委任状が必要です 本籍地市区町村のみ交付可能です

広域交付について
戸籍証明のうち謄本について、広域交付が始まります

① 広域交付とは
本籍地以外の市区町村役場で戸籍証明の交付が可能になります

② 広域交付の請求ができる人
本人・配偶者及び直系の親族
※ 第三者請求は、これまでどおり本籍地市区町村役場への請求となります
※ 兄弟は第三者請求にあたる場合があります

③ その他
本籍地市区町村の状況により交付できない戸籍があります



届出・証明



おくやみデスク

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

おくやみデスクとは

身近な方を亡くされた後、ご遺族が行う役場内の各種手続きは福祉・税・年金など多岐にわたります。町ではご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、「おくやみデスク」を設け、役場における各種手続きについてサポートいたします。ご希望日の5開庁日前までに、お電話にてご予約ください。

●利用できる方

亡くなられた時に阿見町に住民登録があった方のご遺族等

※亡くなられた時に阿見町に住民登録がない方はご利用できません。

●おくやみデスク開設日

火曜日から金曜日(祝日、年末年始及びその翌日を除く)

●1日あたり4つの時間帯で予約可

①午前9時 ②午前10時半 ③午後2時 ④午後3時半

●ご予約方法

町民課にお電話ください。

予約受付日時 平日午前9時～午後5時

印鑑の登録と証明

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

印鑑の登録・変更・廃止

●登録手数料 300円

●持参するもの

●30ページの「本人確認にご協力ください」の1点で本人を確認できるもの

●登録する印鑑

●登録できる人

●阿見町に住民登録している15歳以上の人(意思能力を有しない者を除く)

※登録した人が他の市区町村に転出したり死亡したりすると自動的に廃止されます。

※戸籍の届出等により氏名の変更があった場合にも廃止されることがあります。

※30ページの「本人確認にご協力ください」の1点で本人を確認できるものをお持ちでない人、または代理人が登録に来る場合はすぐに登録できませんので、事前に町民課へお問い合わせください。

➡登録上の注意

●1人につき1個に限られます。

●ひとつの印鑑を複数の人が登録することはできません。

●登録する人の氏、名、もしくは氏名等を表したものが登録できます。

※旧氏登録されている場合は、旧氏での登録もできます。

●外国人の印鑑登録は登録できない氏名の表示の場合があるので、事前に町民課にお問い合わせください。

●朱肉を用いるものに限られます。

※ゴム印やインク浸透式スタンプは登録できません。

●印影の大きさの一边の長さが8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないものは登録できません。

●『縁がないもの』『欠損が激しいもの』『印影が不鮮明なもの』などは登録できません。

●印鑑を変更する場合や印鑑または印鑑登録証を紛失した場合などは、今までの登録を廃止して、改めて登録しなおすこととなります。

※登録には他にも条件がありますので、町民課へお問い合わせください。

➡受付窓口・受付時間

役場1階町民課	●月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ●休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(詳しくは30ページ参照)
うずら出張所	●月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分



届出・証明

印鑑登録証明書

① 証明手数料 1通300円

窓口で交付請求する場合

役場1階町民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ● 休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(詳しくは30ページ参照)
うずら出張所	<ul style="list-style-type: none"> ● 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

窓口備え付けの交付申請書に次の必要事項を記載し印鑑登録証を添えて申請してください。

- 窓口に来た人の住所・氏名・電話番号
 - 印鑑登録証の番号
 - 証明書の必要数
 - 印鑑登録している人の住所・氏名・生年月日
- ※第三者請求の場合でも委任状は不要です。

② 印鑑登録証を必ずお持ちください

- 印鑑登録証をお忘れの場合は交付できません。
- ※本人請求の場合のみ、印鑑登録証の代わりに顔写真付住基カードでも請求できます(事前に手続きが必要)。

【本人確認】30ページ『本人確認にご協力ください』を参照してください。

自動車の臨時運行の許可(仮ナンバー)

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

仮ナンバーの許可手続き

自動車の臨時運行の許可は、道路運送車両法に基づき、未登録・車検切れなど道路を運行できない状態の自動車について、継続検査など特定の場合に限り、目的・期間・経路を限定して運行の許可を与える制度です。

臨時運行に際し、許可証はダッシュボードなど前面の見やすい位置に表示し、仮ナンバーは車両の前面・後面の見やすい位置に、脱落しないようボルトやワイヤーなどで確実に取り付けて表示します。

① 許可申請先 運行経路最寄りの市区町村窓口

② 阿見町における許可申請窓口・受付日時

- 役場1階町民課
- 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

③ 許可申請手数料 1件750円

④ 許可対象となる運行目的(申請書に具体的に記載してください)

- 検査登録のために行う回送
- ※新規検査・継続検査・予備検査・登録番号標再交付など
- 検査登録を受けることを前提とする回送
- ※整備・修理・架装・改造など
- 自動車販売業者が行う回送
- ※仕入れ・納車・引き取り・展示など
- 製作(架装)業者が行う回送
- ※架装業者への委託や受入れ、完成車の納車など
- その他の回送
- ※廃棄処分・輸出のための回送・自動車製作業者が行う試験運転など

⑤ 貸出期間 最大5日間

⑥ 持参するもの

- 申請者の本人確認資料(法人申請の場合はあわせて申請者と法人との関係の分かる書類:社員証等)
 - 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の原本
- ※保険契約期間の有効なもの
- 自動車を確認できる、次のいずれかの書類(コピー可)
- (1) 自動車検査証
- ※車検切れ・登録番号標(ナンバー)盗難・再封印などの場合
- (2) 抹消登録証明書
 - (3) 通関証明書など ※輸入自動車の場合
 - (4) 自動車検査証返納証明書
- ※検査証を返納した検査対象軽自動車または二輪の小型自動車の場合
- (5) 完成検査終了証
- ※型式指定自動車の新車の場合
- (6) メーカー発行の譲渡証明書または製作証明書
- ※型式指定自動車以外の新車の場合
- ナンバー盗難の場合、管轄警察署の被害届受付番号

⑦ 返却期限

許可の有効期限が満了した日から5日以内

パスポート

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

取扱窓口	役場1階町民課
申請日時	月～金曜日(役場開庁日) 午前9時～午後4時45分
受領日時	月～金曜日(役場開庁日) 午前9時～午後4時45分 休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(30ページ参照)
交付予定日	申請日から8日目以降 ※土・日・祝日・年末年始などは日数に含まれません

※パスポートの受領は、必ず本人がお越しください。

パスポート申請について

1. 一般旅券発給申請

- パスポートの発給の申請には「一般旅券発給申請書」が必要です。
- 「ダウンロード申請書」による申請が可能です。外務省ホームページからダウンロードできます。
- 申請書と申請のご案内(リーフレット)は、町民課にあります。
- 申請書は10年用と5年用があります。18歳未満の人は5年用のみ申請可能であり、法定代理人の同意・署名が必要です。

2. 戸籍謄本

- 発行の日から6か月以内のものを提出してください。
 - 同じ戸籍内の人が同時に申請するときは、戸籍謄本1通で足りません。
 - 有効旅券を返納しての申請(切替新規申請)の場合は、戸籍記載事項(氏名・本籍の都道府県名等)と前回取得のパスポートの記載事項が同じ場合は、戸籍の提出を省略できます。
- ※有効なパスポートが所持人を確認できないほど損傷している場合は、戸籍の省略ができませんのでご注意ください。
- ※戸籍謄本の取得については25ページを参照してください。

3. パスポート用写真

◎ 写真の規格

- ◎ カラー写真、白黒写真のどちらでも結構です。
- ◎ 本人のみが撮影され、6か月以内に撮影されたものをお持ちください。
- ◎ 次の条件をすべて満たしたものです。
 - ・ 縦4.5cm横3.5cmの縁なし
 - ・ 写真の上端から、頭頂までの余白が4mm±2mm
 - ・ 写っている顔の大きさが頭頂からあごまで34mm±2mm
 - ・ 正面向き(体・顔・目)、無帽、無背景(影を含む)
 - ・ 中央に位置していること
- ※ その他、髪の毛で目が隠れている、眼鏡のフレームが目のかげにかかると、老眼鏡・遠近両用眼鏡などのレンズの線が目にかかるなど、条件にあわない場合は撮り直しをお願いする場合があります(カラーコンタクトレンズ、ディファインコンタクトレンズは不可)。

4. 本人確認書類

- ◎ 氏名・生年月日・住所が申請書と一致しているものに限り(コピー不可)。
- ◎ 代理申請の場合は、申請者と代理人双方の本人確認書類の原本が必要です。
- (A) 1つで本人確認ができるもの
 - ・ 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)
 - ・ マイナンバーカード
 - ・ 運転免許証
 - ・ その他写真付きの公的機関が発行した身分証明書など
- (B) 2つ必要なもの(Aの書類が提示できない場合)

- 健康保険証
 - ・ 年金証書(手帳)
 - ・ 実印および印鑑登録証明書
(住民票の写しにより同一世帯であることが立証された場合は世帯主のものでも可)
 - ・ 後期高齢者医療被保険者証又は介護保険被保険者証
- 写真付きの本人確認書類
(例: 学生証、会社の身分証、失効した日本国旅券、司法書士会員証など)
 - ・ 公的機関が発行した証明書等で写真の貼っていないもの
(例: 公的機関が発行した資格証明書、生活保護受給者証、医療福祉費受給者証など)

- ※ 上記②内の2点のみでは受付できません。
 受付できない例: 学生証と失効した日本国旅券
- ※ 小学生以下の子どもの場合、健康保険証と母子健康手帳でも可能です。
- ※ 上記に無い本人確認書類に関しては町民課までお問い合わせください。

5. 前回発行のパスポート

- ◎ 有効期間が残っている場合は、有効なパスポートを申請時に必ずお持ち下さい。
紛失している場合は別途手続きが必要ですので、町民課までお問い合わせ下さい。
- ◎ 前回の旅券は失効している場合でも申請時にお持ち下さい。失効している旅券を紛失した場合は申請時にお申し出ください。

パスポート受領について

- ◎ パスポートの受領は、年齢に関わりなく必ず本人がお越しください。
- ◎ 受領に必要な書類
 1. 申請時にお渡しした旅券引換書(受理票)
 2. 申請時に有効な旅券を持参した方は当該旅券
 3. 所定の手数料(収入印紙と茨城県収入証紙)

なお、手数料は以下の通りです。

◎ 手数料

(単位:円)

区分	手数料	内訳		
		収入印紙	茨城県収入証紙	
新規発給	10年用旅券(18歳以上)	16,000	14,000	2,000
	5年用旅券(12歳以上)	11,000	9,000	2,000
	5年用旅券(申請時12歳未満)	6,000	4,000	2,000
残存有効期間同一旅券		6,000	4,000	2,000

- ※ 手数料は、受領の時に必要になります。
- ※ 収入印紙・収入証紙は町民課窓口で購入できます。(休日開庁日も購入できます。)
- ◎ パスポートは発行から6か月以内に受領がない場合、失効します。その場合、失効後5年以内に新たにパスポートを申請する際の手数料が通常より高くなります。

(単位:円)

区分	手数料	内訳		
		収入印紙	茨城県収入証紙	
新規発給	10年用旅券(18歳以上)	22,000	18,000	4,000
	5年用旅券(12歳以上)	17,000	13,000	4,000
	5年用旅券(申請時12歳未満)	12,000	8,000	4,000

オンライン申請・受領について

- ◎ マイナンバーカードを使ってマイナポータルからオンライン申請が可能です。
現在、阿見町のオンライン申請対象者は、阿見町に住民登録があり、以下のどちらかに該当する方となります。
 - ・ 現在、有効なパスポートを所持しており、残存有効期間が1年未満且つ氏名や本籍等の記載事項に変更がない方
 - ・ 現在有効なパスポートの査証欄の余白が無くなり(未使用の査証欄が見開き3ページ以下)且つ氏名や本籍等の記載事項に変更がない方
- ※ 上記に該当する場合でも、申請内容によっては来庁をお願いする場合がございます。
- ※ パスポートの受領は阿見町役場に申請者本人が来庁する必要があります。
- ◎ オンライン申請に限り、クレジットカードによるオンライン納付を受け付けています。
希望する場合は、審査完了後にマイナポータルからお手続きをお願いします。

その他注意事項

- ◎ 申請者が指定した代理人(引受人)が申請する場合、申請書裏面の申請書類等提出委任申出書の記載は必要です(法定代理人の場合は不要)。
- ◎ 申請のたびに旅券番号は変わります。受領前に事前にお知らせすることはできません。



届出・証明

休日証明書交付サービス

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

◎休日開庁サービス

窓口を開ける日	日曜日(年末年始および 特定日 ※を除く) ※ 特定日 とは、選挙投票日・役場職員が多数動員される催しものの開催日・役場庁舎の点検整備の実施日などには、臨時に休業する場合があります
取扱時間	午前9時～正午
取扱業務	町民課業務(取扱窓口:町民課) ◎住民票の写し発行 ◎戸籍の証明書発行 ◎戸籍の附票発行 ◎身分証明書発行 ◎印鑑の登録・廃止 ◎印鑑登録証明書発行 ◎軽自動車用住所証明書 ◎町名地番変更証明書 ◎戸籍の届書受付 ◎埋火葬許可 ◎パスポートの受領 ◎マイナンバーカードの受領(予約制) ※転入・転出・転居などの住民異動業務は取り扱いできません ※広域交付は取り扱いできません
	税金などの納付受付業務(取扱窓口:会計課) ①◎町・県民税 ◎固定資産税 ◎軽自動車税 ◎介護保険料 ◎国民健康保険税 ◎後期高齢者医療保険料 ②◎保育料 ③◎上下水道料金 ※納期限内の納付書が必要ですので、納付書がないときは、月～金曜日(役場開庁日)の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)に下記担当課にご相談ください ▶ 問い合わせ 阿見町役場 ☎888-1111 ①収納課(146) ②子ども家庭課(119) ③上下水道課☎889-5151

◎電話予約による諸証明書交付サービス(土・日・祝日・年末年始などの受け取り)

申込期日	受け取り希望日前の月～金曜日(役場開庁日) ※年末年始(12月29日～1月3日)の受け取り分の予約は、年内最終開庁日(休日開庁日を除く)の午後5時まで受付けます
申込時間	午前8時30分～午後5時
申請・受取対象者	証明書の種類により異なりますので、電話予約の際に確認をお願いします(委任状による代理人請求は不可)
交付期日	土・日・祝日・年末年始などの役場の閉庁日
交付時間	午前8時30分～午後5時15分
交付場所	役場1階時間外受付所
交付時必要なもの	▶ 証明手数料 証明書の種類により手数料が異なりますので、電話予約の際に確認のうえ、つり銭のないようにお願いします
	▶ 持参品 ◎公的機関発行の写真付き本人確認資料(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ◎印鑑登録証(印鑑登録証明書の場合)
電話予約利用可能証明書	①町民課 ◎住民票の写し ◎印鑑登録証明書 ②税務課 ◎町県民税課税証明書(所得証明書) ◎町県民税非課税証明書 ◎固定資産課税台帳記載事項証明書 ◎所有資産証明書 ③収納課 ◎納税証明書(一般) ◎車検用納税証明書(軽自動車) ▶ 問い合わせ 阿見町役場 ☎888-1111 ①町民課(122) ②税務課(151) ③収納課(146)

本人確認にご協力ください

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

最近、第三者のなりすましなどによる不正が全国各地で相次いでおり、その被害の実態も明らかになってきています。このような不正を防止するため、住所や戸籍に関する法に基づき、手続きの際は町民課やうずら出張所では窓口に来た人の本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

◎1点で本人を確認できるもの(顔写真が貼ってある公的機関が発行したもの)

マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付住基カード、パスポート、身体障害者手帳、在留カード(外国人の証明)等

◎2点で本人を確認するもの

健康保険証、年金証書(手帳)、介護保険被保険者証、学生証、社員証等 ※通知カードは本人確認に使用できません。
※2点お持ちでない場合は、いくつかご質問をさせていただき、本人確認とさせていただきます。

◎第三者請求の場合、委任状または請求理由の確認資料が必要です。あらかじめ町民課にお問い合わせください。

うずら出張所では、次のような窓口業務を行っていますので、ご利用ください。

▶ **利用時間** 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

◎ **主な窓口サービス**

証明書の交付など	戸籍関係: 戸籍謄抄本・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票・身分証明書 など 住民票関係: 住民票謄抄本・除票・記載事項証明書・軽自動車用住所証明書 など 印鑑関係: 印鑑の登録・印鑑登録証明書の交付 税務関係: 課税または非課税証明書(所得証明書)・納税証明書・法人の所在証明書 その他の証明書: 町名地番変更証明書
税金等の納付	税金: 町・県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税 保険料: 後期高齢者医療保険料・介護保険料 使用料その他: 上下水道使用料・下水道受益者負担金・保育料・町営住宅使用料 など
住民異動・個人番号関係の手続き	転入・転出・転居など ※条件により、お取り扱いできない場合があります マイナンバーカードの署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書の更新 など
保険・福祉その他の手続き	国民健康保険被保険者証およびマル福医療福祉費受給者証の再発行 子宮がん検診の受診券交付申請受付 県民交通災害共済の加入受付 シニアカードおよびキッズカードの交付
本庁担当課への取り次ぎ業務	国民健康保険の加入または脱退手続きの取り次ぎ 高額療養費支給申請の取り次ぎ 国保または後期高齢医療保険の療養費支給申請の取り次ぎ マル福医療福祉費の助成申請の取り次ぎ 人間ドックまたは脳ドック受診費の助成申請の取り次ぎ デマンドタクシー『あみまるくん』の利用登録の取り次ぎ 税金等の口座振替依頼の取り次ぎ
お取り扱いできない手続き	外国人に係る諸手続き 戸籍の届出 パスポートの申請および受領 仮ナンバーの許可申請および返納 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付 マル福医療福祉費受給者証の新規交付 など

※その他の窓口サービスについては、うずら出張所までお問い合わせください



届出・証明

行政区加入のお願い

行政区とは

行政区(自治会・町内会)は、「住民の手による快適で明るく住みよいまちづくり」を目指して、その地域にお住まいの皆さんの手により自主的に運営される地縁に基づく組織です。他市町村等では自治会・町内会などの呼び方としているところもありますが、組織としてのあり方や考え方はそれらと同じものであり、町ではこのような組織を「行政区」と呼んでいます。

行政区は、地域生活での困りごとや心配ごとの解決、また災害などの不測の事態に対応する際にも、町民の皆さんの身近なよりどころとなる大切な組織です。

趣旨や活動内容をご理解の上、ぜひ行政区に加入しましょう。

転入・転居された人へは、手続きの際に窓口でお住まいの地域の区長の連絡先をお伝えしています。加入手続きの際は、お住まいの地域の区長へご連絡をお願いします。区長が分からない場合は、町民活動課までご連絡ください。

地域でのふれあいの輪をひろげ、お互いに助け合いながら住みよい地域をつくっていきましょう。

行政区の活動と具体例

① 住民相互の繋がりのための活動

- 地区内の各種団体との連絡調整、相互支援
- 行政区の広報紙の発行
- 掲示版の設置(情報提供)
- 集会施設(公会堂・集落センター等)の維持管理

② 健康・福祉推進のための活動

- 敬老会の開催
- シルバークラブへの支援・連携
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への見守り支援
- 各種募金活動への協力

③ 教育・スポーツ・文化を育むための活動

- 夏祭り等の実施、まい・あみ・まつりへの参加
- 趣味・レクリエーション活動等の企画
- 子ども会活動

④ 安全・安心な地域のための活動

- 自警団の組織、防犯パトロールの実施
- 自主防災組織との連携(自主防災訓練の実施、防災資機材整備)
- 子どもの見守り活動

⑤ 美しい環境づくりのための活動

- クリーン作戦等清掃活動、資源物回収の促進・啓発
- ごみ集積所の設置、維持管理
- 花壇づくり
- 道路、公園管理の支援(里親制度への登録)



保健・介護・福祉

国民健康保険

問合せ 国保年金課 国保係 ☎888-1111(131~133)

国民健康保険(国保)に加入する人(被保険者)

国保に加入し、保険税を支払って保険で医療を受ける人を被保険者といいます。日本は国民皆保険制で、職場の健康保険(会社員の健康保険・公務員の共済組合)に加入している人とその家族、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている世帯の人以外は、みんな国保に加入しなければなりません。

届出が必要な場合

世帯主は自分の世帯の被保険者に異動があったとき(他の健康保険に入ったとき・他の市区町村に転出したとき・子どもが生まれたとき・家族が死亡したとき等)は、必ず14日以内に国保年金課へ届け出なければなりません。

届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類をお持ちください。

◎国保に加入するとき

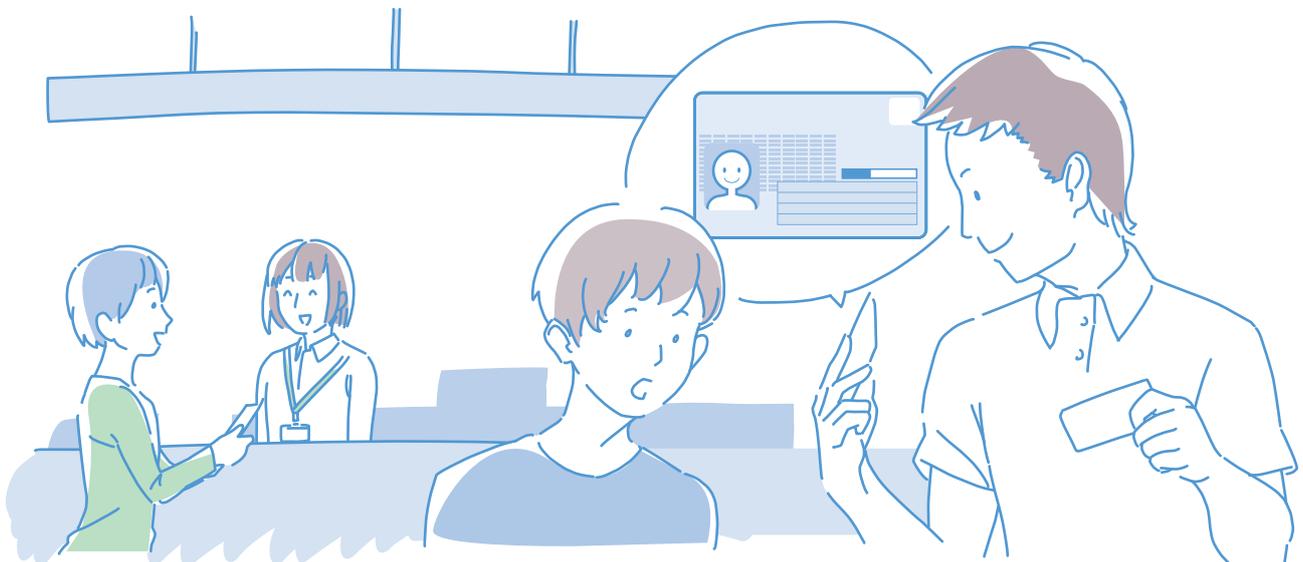
こんなときは?	必要なものなど
他の市区町村から転入してきたとき	
退職などで職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など)
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書(社会保険資格喪失証明書など)
子どもが生まれたとき(出生届提出後)	
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書

◎国保をやめるとき

こんなときは?	必要なものなど
他の市区町村へ転出するとき	国保の保険証
職場の健康保険へ加入したとき	国保と職場の健康保険両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
死亡したとき(死亡届提出後)	国保の保険証
生活保護を受けることになったとき	国保の保険証・生活保護開始決定通知書

◎その他手続きが必要なとき

こんなときは?	必要なものなど
町内で住所を変えたとき	
世帯主や氏名が変わったとき	国保の保険証
世帯を分けたときや、一緒にしたとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証・在学証明書
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(運転免許証など)





療養の給付

窓口で医療費の自己負担割合3割(年齢や所得の状況等により2割の場合があります)を支払うだけで、医療機関で給付を受けることができます。

こんなときは？	必要なものなど	どんな給付？
病気・けがの診察や入院したとき	医療機関の窓口で保険証を提示してください。	医療費の7割(未就学児は8割、70歳～74歳までは7割または8割)を国保で負担します。

療養費

下記のような場合には、かかった医療費全額をいったん自分で支払います。その後、本人の請求により、自己負担割合を除いた金額が国保から払い戻されます。

こんなときは？	必要なものなど	どんな給付？
病気やけが等でやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	印鑑・保険証・診療内容の証明書・領収書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの	国保年金課窓口申請し、審査で決定すれば、自己負担分3割(年齢や所得の状況等により2割の場合があります)を除いた額が後から支給されます。
医師がはり・きゅう・マッサージを必要と認めたとき	印鑑・保険証・医師の同意書・施術内容の証明書・領収書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの	
医師が治療上コルセットなどの補装具を必要と認めたとき	印鑑・保険証・医師の診断書・領収書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの	
海外渡行中に急病やけが等で、やむを得ず治療を受けたとき	印鑑・保険証・診療内容の証明書と領収明細書(外国語で作成されている場合、日本語の翻訳文を添付)・同意書・パスポート・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの	

高額療養費

下記のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により後から支給されます。高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書が送付されます。

こんなときは？	必要なものなど	どんな給付？
1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき	印鑑・保険証・高額療養費申請通知書・医療機関の領収書(該当診療月分)・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの	自己負担限度額を超えた分が申請により支給されます。
同じ世帯で同じ月内に支払った医療費の自己負担額(合算対象21,000円以上)の合計が限度額を超えたとき		

高額療養費の貸付制度

入院等により医療費が高額となり、医療費の支払いが困難な人に貸し付けを行う制度です。高額療養費支給見込み額の9割相当額を世帯主の人に貸し付けます。

葬祭費

国保の被保険者がなくなったとき、その葬祭を行った人(喪主)に支給されます。印鑑・会葬礼状・保険証・喪主の金融機関の口座番号のわかるものをご持参のうえ、国保年金課で申請をしてください。

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに、原則直接支払制度により支給されます(他保険から支給される場合は除く)。妊娠12週(85日以降)であれば、死産・流産にも支給されます。直接支払制度を利用しない人、または直接支払制度を利用したが出産費用が出産育児一時金を下回る人は、印鑑・保険証・領収証・明細書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるものをご持参のうえ、国保年金課で申請をしてください。
※産科医療保障制度対象分娩とそれ以外の分娩では、出産育児一時金支給額が異なります

● 出産育児一時金直接支払制度とは

出産に関わった費用に出産育児一時金を充てることのできるよう原則として町国保から医療機関などに直接支払う制度です。直接支払制度を利用される人は、出産予定の医療機関などでご確認ください(役場では直接支払制度の申請はできません)。

交通事故などで保険証を使うとき

交通事故や傷害事件など第三者から受けた傷病による医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、届出により保険証を使って治療を受けることができます。届出をする前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、保険証が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に必ず国保年金課に相談のうえ、必要な届出・手続きをしてください。なお、酒気帯び運転・無免許運転等の違法行為があったときには、保険証が使えない場合があります。

※相手のいない自損事故の場合も届出をしてください。

●**届出に必要なもの** 印鑑・保険証・運転免許証・事故証明書

特定健康診査

国保被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため、40歳以上75歳未満の人を対象に『特定健康診査』を実施しています。

※実施する医療機関により検査内容が異なります。詳細は国保年金課へお問い合わせください

受診方法	実施場所	申込方法	対象年齢	検査内容
集団健診	総合保健福祉会館 各公民館・ふれあいセンター等	申込の時期・方法等の詳細は『広報あみ』・町ホームページに掲載します。	40～74歳(年度内に40歳に到達する人～75歳の誕生日前の人)	●基本項目:問診・身体計測・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ●詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査・腎機能検査
医療機関健診	医療機関	実施医療機関に個別の予約が必要です。		
人間ドック		受診できる医療機関については国保年金課へお問い合わせください。		

人間ドック・脳ドック

国保被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため『人間ドック・脳ドック』を受ける人に健診費用の一部を助成しています。実施医療機関については国保年金課へお問い合わせください。

●助成対象

町の国民健康保険被保険者で下記の条件を満たすもの

- 助成申請時に前年度までの国民健康保険税の未納がない世帯に属する人
- 助成申請時に満30歳～74歳の人(脳ドックは満40歳～74歳)

※助成は人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、助成は年度内に1人1回に限ります。また、前年度に脳ドックの助成を受けた人は、今年度の脳ドック助成対象になりません

●申込方法

医療機関に予約後、保険証を持参のうえ国保年金課またはうずら出張所に本人が直接申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可、電話申込不可)。助成決定後『助成決定通知書』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)

後期高齢者医療制度

問合せ 国保年金課 後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立した「茨城県後期高齢者医療広域連合(以下、茨城県広域連合)」が運営主体となります。

加入対象者(被保険者)

後期高齢者医療制度の被保険者は次の人になります。

- 75歳以上の人(75歳の誕生日から対象となります)
- 一定以上の障害があると認定された65歳以上75歳未満の人

保険料の決め方

年間の保険料は加入者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、被保険者ひとりひとりについて算定します。

均等割額と所得割額は茨城県広域連合が決定し、県内一律であり、2年ごとに見直しをしています。

保険料の軽減

所得の低い人は世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

後期高齢者医療制度の対象となる前日の時点で、社会保険などの被用者保険の被扶養者になっていた人は加入後2年間に限り保険料が軽減されます。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者は対象外)





保険料の納め方

受給している年金の額などによって、納め方が異なります。

▶特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額(※)が年間18万円以上で介護保険料との合計が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない人が対象となります。

※年金総額ではなく、介護保険料が引き落としされている年金額

▶普通徴収(納付書または口座振替)

年度の途中で75歳になった人・転入した人・保険料額が変更になった人・特別徴収に該当しない人が対象になります。町から送付される納付書で取扱金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホアプリ収納サービスで納めます。口座振替の申請手続きをされた人は、指定の口座からの引き落としとなります。

療養の給付

窓口での医療費の自己負担割合は、所得に応じて1割・2割・3割となります。保険証には自己負担割合の記載がありますので、忘れずに医療機関の窓口で提示してください。

高額療養費

医療費の自己負担額は、世帯の所得に応じて月ごとの限度額が定められています。医療機関での支払いが限度額を超えた場合には、超えた額が高額療養費として支給されます。該当する人には、診療月の約3か月後に茨城県広域連合から通知が送付されます。

※自己負担割合が3割(現役並みⅠ及び現役並みⅡ)の人は「限度額適用認定証」、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、医療機関での1か月の支払いが限度額までとなります。国保年金課窓口に申請し、交付を受ける必要があります

療養費

下記のような場合には、かかった医療費全額をいったん自分で支払います。その後、本人の請求により、自己負担割合を除いた金額が茨城県広域連合から払い戻されます。

こんなときは？	必要なものなど	どんな給付？
病気やけが等でやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	本人確認書類(運転免許証など)・保険証・診療内容の証明書・領収書・金融機関の口座番号がわかるもの	国保年金課窓口で申請し、審査で決定すれば、自己負担分(1割・2割・3割)を除いた額が後から支給されます。
医師がはり・きゅう・マッサージを必要と認めたとき	本人確認書類(運転免許証など)・保険証・医師の同意書・施術内容の証明書・領収書・金融機関の口座番号がわかるもの	
医師が治療上コルセットなどの補装具を必要と認めたとき	本人確認書類(運転免許証など)・保険証・医師の診断書・領収書・金融機関の口座番号がわかるもの	
海外渡行中に急病・けが等で、やむを得ず治療を受けたとき	本人確認書類(運転免許証など)・保険証・診療内容の証明書と領収明細書(外国語で作成されている場合、日本語の翻訳文を添付)・金融機関の口座番号がわかるもの・パスポート・同意書	

交通事故などで保険証を使うとき

交通事故や傷害事件など第三者から受けた傷病による医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、届出により保険証を使って治療を受けることができます。届出をする前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、保険証が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に必ず国保年金課に相談のうえ、必要な届出・手続きをしてください。なお、酒気帯び運転・無免許運転等の違法行為があったときには、保険証が使えない場合があります。

※相手のいない自損事故の場合も届出をしてください

●届出に必要なもの:保険証・事故証明書・運転免許証・印鑑

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人(喪主)に支給されます。会葬礼状・亡くなった人の保険証・喪主の金融機関の口座番号のわかるものをご持参のうえ、国保年金課窓口で申請してください。

後期高齢者健診

被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため、健康診査を実施しています。詳細は国保年金課へお問い合わせください。

受診方法	実施場所	申込方法	対象年齢	検査内容
集団健診	総合保健福祉会館 各公民館・ふれあいセンター等	申込の時期・方法等の詳細は『広報あみ』・町ホームページに掲載します。	●75歳の誕生日以降の人 ●65～74歳で後期高齢者保険証をお持ちの人	●基本項目:問診・身体計測・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査 ●詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査(別途費用がかかります)
医療機関健診	医療機関	実施医療機関に個別の予約が必要です。受診できる医療機関については国保年金課へお問い合わせください。		

人間ドック・脳ドック

被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため『人間ドック・脳ドック』を受ける人に健診費用の一部を助成しています。実施医療機関については国保年金課へお問い合わせください。

◎助成対象

町の後期高齢者医療の被保険者で、助成申請時に後期高齢者保険料の未納がない人
 ※助成は人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、助成は年度内に1人1回に限ります。また、前年度に脳ドックの助成を受けた人は、今年度の脳ドック助成対象になりません。

◎申込方法

医療機関に予約後、保険証を持参のうえ国保年金課またはうずら出張所に本人が直接申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可、電話申込不可)。助成決定後『助成決定通知書』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)。

医療福祉費制度(マル福)

問合せ

国保年金課

後期高齢医療福祉係

☎888-1111(134・135)

医療福祉費制度(マル福)とは、町に住所があり、各種の健康保険制度に加入している人のうち、下記のいずれかに該当する人に対し、保険診療となる医療費を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者については所得制限があり(小児を除く)、基準額を超えた人は対象外となります。また、生活保護を受けている人も対象外です。

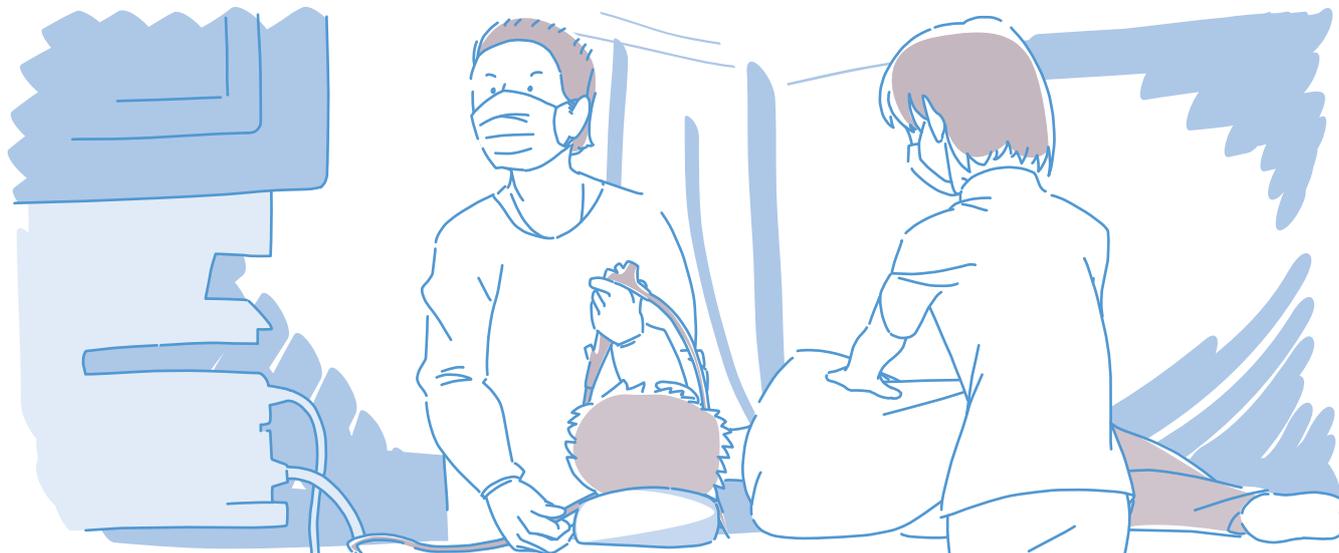
対象になる人

対象者	資格
小児	0歳から18歳までの人(18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで) ※町では所得制限はありません
重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ◎身体障害者手帳1級・2級および内部障害3級の交付を受けている人 ◎療育手帳判定A以上の交付を受けている人 ◎療育手帳判定Bおよび身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人 ◎特別児童扶養手当1級を受給している人 ◎障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人 ◎精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ※65歳以上の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります
ひとり親家庭	配偶者のいない人とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)
妊産婦	母子健康手帳を交付された人(交付月の初日から出産月の翌月末日まで)

申請手続き

国保年金課へ下記のものを持参し、申請してください。

- ◎本人確認書類(運転免許証など)
- ◎健康保険証
- ◎金融機関の口座番号がわかるもの(小児に該当する人・妊産婦に該当する人)
- ◎身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等(重度心身障害者に該当する人)
- ◎母子健康手帳(妊産婦に該当する人)
- ◎転入などにより町で所得の確認ができない人は、所得証明書など(総所得・扶養人数・所得控除が記載されたもの、源泉徴収票不可) ※必要な年度は対象者により異なりますのでお問い合わせください



国民年金の制度

① 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は加入することが必要となります

種類	該当者
第1号 被保険者	自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人等
第2号 被保険者	会社員・公務員
第3号 被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

② 任意加入者制度(60歳以上で加入できる人)

※保険料は原則口座振替

◎ 希望される人は「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金の保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない人は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受け取れるようになります(特例任意加入)

◎ ご利用いただける人(次の①～④のすべてを満たす人)

① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人(年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の人まで)

② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人

③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の人

④ 現在、厚生年金に加入していない人

※海外に居住する日本国籍をお持ちの60歳以上65歳未満の人も加入できます

国民年金保険料の免除・猶予・納付特例制度

① 申請免除制度

保険料の納付が困難なときは、所得に応じて「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」があります。この場合「申請者本人」・「申請者の配偶者」・「世帯主」の前年所得などにより審査されます。

※「全額免除」は受給資格期間に含まれます。ただし、「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」は免除された残りの部分の保険料を2年以内に納付しないと受給資格期間に含まれません

② 産前産後期間の保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます(産前産後免除期間は納付扱いになります)。

※出産予定日の6か月前から手続きができ、平成31年4月以降の該当期間が対象となります。平成31年2月1日以降の出産であれば申請可能です

③ 納付猶予制度

50歳未満の人で就職が困難または失業などにより所得が少ない場合、保険料の納付を猶予できる制度です。

この場合「申請者本人」と「申請者の配偶者」の前年所得などにより審査されます。

④ 学生納付特例制度

学生で所得がない場合や、少ないことにより納付困難なときに保険料の納付を猶予できる制度です。この場合「申請者本人」の前年所得により審査されます。

▶ 対象者 大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生など ※10年以内なら追納ができます(追納申込が必要)が、3年度目以降は加算金がつきます。ただし、追納しないと受給資格期間に含まれますが、年金受給額には反映されません

国民年金給付の種類

① 老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除期間含む)が10年以上ある人が65歳から受けられます。

② 障害基礎年金

国民年金加入中に病気やケガなどで一定の障害の状態になったときに受けられます。

③ 遺族基礎年金

国民年金加入中に死亡または老齢基礎年金を受ける受給資格期間を満たした人が死亡したときにその人に生計を維持されていた「子」のある妻または「子」に支給されます。

※婚姻・就職・転職・退職等により国民年金の加入の仕方が変わることがあり、その都度届け出が必要になります。届出を忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合がありますので注意が必要です



対象

40歳以上の人全員が加入し、保険料を負担します。

介護保険証の交付

介護保険被保険者証は、要介護・要支援認定の申請をするときや、介護保険サービスをご利用になる時に必要になります。

◎65歳以上の人(第1号被保険者)

65歳の誕生日の前日が属する月の初めに郵送します。

◎40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

要介護・要支援認定を受けられた人に交付します。

こんな時は届出が必要です

次のような場合は、高齢福祉課に届け出てください。

他市町村からの転入	要介護・要支援認定を受けている人は、転出先(前市町村)から交付された受給資格証明書をお持ちください。
他市町村への転出	要介護・要支援認定を受けている人には、転入先で提出する受給資格証明書を発行します。介護保険被保険者証をお持ちください。
町内で住所が変更になったとき	介護保険被保険者証をお持ちください。
被保険者の人が死亡したとき	介護保険被保険者証をお持ちください。

介護保険料の納め方

◎65歳以上の人

65歳以上の人介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

▶特別徴収

年金が年額18万円以上の人は、年金から天引きされます

対象となる年金

- ◎ 老齢(退職)年金
- ◎ 遺族年金
- ◎ 障害年金

▶普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、納付書で納めます

町から送付される納付書で取扱金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホアプリ収納サービスで納めます。また、口座振替の申請手続きをされた人は指定の口座からの引き落としとなります。

◎一時的に普通徴収になる人

本来年金から天引きになる『特別徴収』の人でも、一時的に納付書で納める場合があります

- ◎ 保険料が増額になった人：増額分を納付書で納付します
- ◎ 年度途中で65歳以上になった人、年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった人、年度途中で他市町村から転入した人、保険料が減額になった人、年金が一時差し止めになった人：特別徴収の対象者に該当となった場合は、6か月～1年後に保険料が年金から天引きになります

◎40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

加入している医療保険によって算定方法・納め方が違います。

保険の種類	算定方法	納め方
国民健康保険	所得や世帯にいる40歳以上65歳未満の介護保険対象者の人数によって決まります。	医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分を合わせて、国保の保険税として世帯主が納めます。
職場の健康保険	健康保険組合・共済組合等、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

介護保険サービスを利用するには？

◎65歳以上の人(第1号被保険者)

介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けてください。要介護・要支援認定とは、どのくらい介護や支援が必要か審査し認定されることです。

◎40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

16種類の特定疾病により介護や支援が必要になったとき、要介護・要支援認定を受けサービスを利用できます。

特定疾病

- ◎がん(末期) ◎関節リウマチ ◎筋萎縮性側索硬化症 ◎後縦靭帯骨化症 ◎骨折を伴う骨粗しょう症
- ◎初老期における認知症 ◎進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ◎脊髄小脳変性症
- ◎脊柱管狭窄症 ◎早老症 ◎多系統萎縮症 ◎糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ◎脳血管疾患
- ◎閉塞性動脈硬化症 ◎慢性閉塞性肺疾患 ◎両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

①申請

サービス利用を希望する人(家族)は介護保険要介護・要支援認定申請書(※)を役場1階高齢福祉課に提出してください。申請書には本人の氏名・生年月日等のほかに、かかりつけ医(主治医)の氏名・医療機関名を記入していただく必要がありますので、事前にご確認のうえ申請してください。

※申請書は高齢福祉課のほか、地域包括支援センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)にも用意してあります。本人や家族のほか、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等に申請を代行してもらうことができます。

提出に来る人	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護保険被保険者証 ◎医療保険被保険者証 ◎個人番号カード(個人番号カードがない場合、個人番号がわかる書類および介護保険被保険者証以外の本人確認書類) ※40歳以上65歳未満の場合は医療保険被保険者証は必須
家族など	<ul style="list-style-type: none"> ◎本人の介護保険被保険者証 ◎本人の医療保険被保険者証 ◎提出に来る人の本人確認書類(顔写真入りは1つ、顔写真無しは2つ必要) ◎本人の個人番号がわかる書類またはその写し ※本人が40歳以上65歳未満の場合は医療保険被保険者証は必須

②要介護認定

◎主治医の意見書

町が本人のかかりつけ医(主治医)に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます。

◎認定調査

町の職員などが自宅を訪問し、心身や生活状況について74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています。

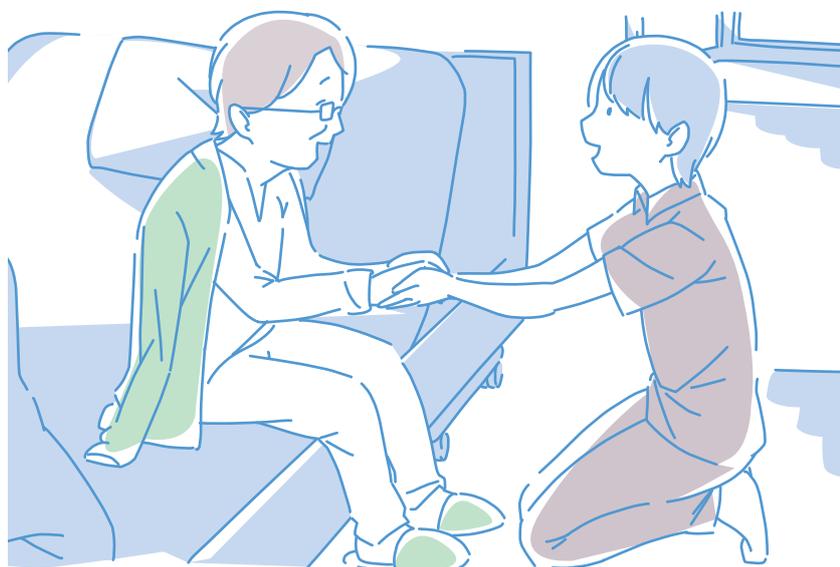
※調査の主な内容は ◎ベッドや布団からの起き上がりができますか？ ◎薬の内服がひとりでできますか？ 等

◎審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の手のかかり具合や状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)、または非該当のいずれかに判定します。



保健・介護・福祉



廣 告

元気村グループ 共に生きる

社会福祉法人 長寿の森
しょう ゆう えん

阿見翔裕園

特別養護老人ホーム ショートステイ デイサービスセンター
居宅介護支援事業所 ケアハウス 訪問介護

阿見町阿見 5137
TEL.029-840-2881

阿見翔裕園 検索

③サービスの利用

要介護または要支援と認定された後、サービスを利用するには事前に介護サービス計画(ケアプラン)を作成する必要があります。ケアプランは、居宅介護支援事業所や施設にいる介護支援専門員(ケアマネジャー)や、地域包括支援センターに依頼して作成することができます。事業所の一覧表は高齢福祉課窓口を設置してあるほか、町ホームページでも見ることができます。

①要介護1~5の人

在宅でサービスを使用したい場合は居宅介護支援事業所に、施設に入所したい場合は入所を希望する施設に連絡をしてください。

②要支援1・2の人

地域包括支援センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内 ☎887-8124)に連絡してください。

介護サービス

①主に自宅で利用するサービス(居宅サービス)

サービスの種類	内容
訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、身体介護や生活援助をします。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護をします。
訪問看護	看護師や保健師等が訪問し、療養の世話・診療の補助をします。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理・指導をします。
通所介護(デイサービス)	通所介護施設で食事・入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
福祉用具貸与(レンタル)	歩行補助つえや介護用ベッド・車いす等、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。※
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
短期入所療養介護	医療施設や介護老人保健施設等に短期間入所して医学的な管理の下での日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している人が、施設が提供する入浴・食事・排せつなどにかかる介護や機能訓練を受けます。
特定福祉用具販売	レンタルになじまない入浴や排せつに使う入浴補助用具・腰掛け便座等6種類の福祉用具の購入費の支給を受けられます。要介護状態区分に関わらず、利用できる上限額は10万円になります。※
住宅改修	手すりの取り付け・段差の解消等の6種類の小規模な住宅改修費の支給を受けられます。要介護状態区分に関わらず、利用できる上限額は原則として20万円になります(転居した場合・要介護度が3段階以上上がった場合に限り再利用可能)。
居宅介護支援	居宅介護支援事業所に相談しながら、介護サービス計画を作成してもらえます(費用の自己負担はありません)。

※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、特定福祉用具販売扱いで購入することも可能です。

広 告

介護用品・福祉用具のレンタル、販売
介護用品展示ショールーム併設



お貸しします!
介護ベッド・車いす



当社の福祉用具専門相談員がお客様の
ご質問、ご相談に応じます。

高齢者向け住宅改修工事請負

介護保険指定事業者番号 0873800502

株式会社 **精進** 介護事業部

(本社・ショールーム)阿見町中央公民館前
☎029-887-3421



個人に合わせた機能訓練や運動をしっかりと行えます!

個々に必要なことは何かを考え、真のニーズを追求し、
生活に合わせた継続的なリハビリテーションを行っていきます。

リハビリ特化型
デイサービス

リウォーク

<https://rewalk.jp/>

阿見町吉原3628-6

☎ 029-893-6503

●施設サービス

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅では介護が困難な人のための施設です。新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。
介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

介護予防サービス

●主に自宅で利用するサービス(居宅サービス)

サービスの種類	内容
介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに訪問による入浴サービスが利用できます。
介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理・指導を行います。
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリテーション施設に通って理学療法士・作業療法士により、生活機能向上を目的としたリハビリテーションを受けます。全員に提供される共通のサービスと、個々の必要性や希望により提供される選択的サービスを組み合わせ利用します。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。※
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
介護予防短期入所療養介護	医療施設や介護老人保健施設等に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入所している人が、施設が提供する入浴・食事等にかかる介護や生活機能の維持向上のための訓練を受けます。
介護予防特定福祉用具販売	レンタルになじまない入浴や排せつに使う入浴補助用具・腰掛け便座等6種類の福祉用具の購入費の支給を受けられます。要介護状態区分に関わらず、利用できる上限額は10万円になります。※
介護予防住宅改修	手すりの取り付けや段差の解消などの6種類の小規模な住宅改修費の支給を受けられます。要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は原則として20万円となります(転居した場合、また、要介護度が3段階以上上がった場合に限り再利用可能)。
介護予防支援	地域包括支援センター(または地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所)に相談しながら、介護予防サービス計画を作成してもらえます(費用の自己負担はありません)。

※介護予防福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、介護予防特定福祉用具販売扱いで購入することも可能です。

— 広 告 —

「仲間と楽しく暮らす」をコンセプトに入居者の皆様、そしてスタッフ一同笑顔があふれる、アットホームな温かみのあるお家をイメージしています



サービス付き高齢者住宅
ヒーリングハウス愛
TEL 029-887-8080

小規模多機能居宅介護事業所
優愛
TEL 029-893-2588

介護用品販売&レンタル
レン愛
TEL 029-893-2699

愛絆 株式会社

阿見町中央5丁目 19-20

ヒーリングハウス愛



地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じて、利用者のニーズにきめ細かく対応したサービスです。利用者は町の住民の人に限定されます。

サービスの種類	内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が共同で生活できる住宅で、食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練等が受けられます。要支援1の人はこのサービスを受けられません。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や短期間の宿泊等を組み合わせて、食事・入浴等の多機能なサービスを受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、介護と医療、それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。要支援1・2の人はこのサービスを受けられません。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。要支援1・2の人はこのサービスを受けられません。

地域包括支援センター

問合せ 町地域包括支援センター 町社会福祉協議会(総合保健福祉会館『さわやかセンター内』) ☎887-8124

地域包括支援センターとは、保健・福祉・介護の3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護(介護予防)サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

① 専門職種と役割

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等、3職種のチームアプローチにより、高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行います。

② 主な業務

- 高齢者の介護や福祉に関する総合的な相談への対応・支援
- 要支援、事業対象者の認定を受けた人へのケアマネジメント、ケアプラン作成・支援等
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業など

介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス

要支援1・2の判定を受けた人および「基本チェックリスト」で事業対象となった人が利用できます。「基本チェックリスト」は、役場1階高齢福祉課・地域包括支援センター等で受けられます。

サービスの種類	内容
介護予防訪問サービス	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援などが受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。
介護予防通所サービス	通所介護施設に通って生活機能向上を目的としたサービスを受けます。全員に提供される共通のサービスと個々の必要性や希望に応じて提供される選択的サービスを組み合わせて利用します。
介護予防通所緩和型サービス	家に閉じこもらないように趣味活動や簡単な体操、四季折々の行事等のサービスを提供します。

② 一般介護予防事業

65歳以上の人を対象に介護予防教室やシルバーリハビリ体操指導士による体操教室等を行います。

広告

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症当事者やその家族、地域住民の皆さん、ボランティア、専門家などの交流の場で、次のとおり実施しています。

※いずれも利用料は無料です。詳細は高齢福祉課までお問い合わせください

- 中央公民館
日時：原則毎月第1木曜日 午後1時30分～3時30分
- 福祉センターまほろば
日時：原則毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分
- 本郷ふれあいセンター
日時：原則毎月第4木曜日 午後1時30分～3時30分

高齢者関連サービス（内容が変更となる場合があります。利用の際は下記連絡先までお問い合わせください）

高齢福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111 (142・144・743)

サービスの種類	内容
シニアカード	町内に居住する65歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
高齢者見守りサポート事業	ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。 また、月に一度利用者の状況を確認します。 ● 個人負担があります。また、電話回線の種類により使用できない場合があります
要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業	要介護1～5の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外になります) ● 助成限度額：1回につき4,000円(片道を1回として年間最大24回まで)
日常生活用具給付事業	ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が75歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ● 個人負担があります
シルバーカー購入費助成事業	住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から30日以内に申請が必要です。 ● 領収書またはレシートが必要です(助成限度額：5,000円)
高齢者世帯エアコン購入費等補助事業	住民税が非課税であり、町税等の滞納がない満65歳以上の高齢者のみで居住する自宅にエアコンのない世帯に対して、熱中症等の健康被害防止のため、購入・設置した新品エアコン(天井・壁等に固定して使用するエアコン)の購入費および設置費用を補助します。 ● エアコンの購入前に申請が必要です(補助額：1世帯あたり、エアコンの購入および設置に要した費用または50,000円のいずれか少ない金額) ● 生活保護を受給している世帯は対象外です ● 持ち家でない場合、所有者の同意が必要です ● 事前申請せずに購入・設置した場合は対象外です
福祉電話貸与事業	低所得で電話機を有していないひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。
家族等介護用品支給事業	介護保険で要介護3以上(要介護3の人は、排尿または排便の介助が必要な人)と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。 ● 要介護1・2の人は対象外です
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる在宅の高齢者を介護する家族に、GPS発信機の貸与や、QRコードシートの配付を行い、徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。 ● GPS発信機を紛失・破損した場合の費用やQRコードシートの追加購入費用は個人負担
生活管理指導短期宿泊事業	介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊(原則7日以内)による生活指導・支援を行います。 ● 同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります
要介護者等緊急短期宿泊事業	介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊(原則7日以内)による支援を行います。 ● 同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります
高齢者住宅リフォーム助成事業	介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齢者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。 ● 補助限度額：10万円(必要経費の二分の一)
成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者(本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人)等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ● 助成額：所得などにより異なります ※知的・精神障害者は社会福祉課で受付



サービスの種類	内容
高齢者に関する総合相談	介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者のケアプラン作成・支援やケアマネジメントを行います。 ●地域包括支援センター：☎887-8124
給食サービス事業	一人暮らしの虚弱な高齢者等で必要とする人に、調理ボランティアが作る弁当(昼食)を配送・訪問ボランティアが自宅に届けます。 ●利用期日：毎月2回、第2・第4水曜日(祝日と7・8月の夏季を除く)
車いす貸出事業	在宅の病気・けが・障害などがある人および高齢者等で、歩行が困難な人に一時的(1か月限度)に車いすを貸し出します(旅行・散歩等を含む)。
心配ごと相談	生計・家族・財産等さまざまな悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ●利用日時：毎週水曜日午後1時～4時、受付午後0時30分～3時30分(祝日・年末年始を除く) ●弁護士相談(毎週水曜日の心配ごと相談において要予約)：毎月第1水曜日
ふれあい電話	ひとり暮らしの高齢者に定期的に電話をして孤独感の解消・安否確認を行い、日常のお話し相手をするふれあい型のサービスを行います。 ●利用期日：毎週火・木曜日 午後1時30分～3時(祝日・年末年始を除く)
在宅福祉(有償)サービス事業	会員方式(利用会員・協会員)による有料の在宅福祉サービスを提供します。 ●サービス内容：食事の支度・衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整頓、生活必需品等の買い物、通院・退院・散歩等外出時の付き添い、介護者外出時の留守番、日常生活上の相談・助言、役場・病院等への連絡手続き、そのほか軽易な身の回りの世話 ※大掃除、身体介護は行いません ●利用日時：毎日午前7時～午後7時(年末年始を除く) ●利用料：1時間600円
低床カー貸出事業	高齢者・障害者(児)を同乗させて外出(泊)しようとする人に、車いすごと乗れる軽自動車を2日限度で貸し出します。 ●負担：車返却時に、ガソリン代として走行距離1kmあたり10円
生活援助型食事サービス	配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢者世帯で、高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ●利用期日：毎週月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) ●利用料：1食普通食410円・特別食570円
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。 ●利用料：福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス(生活支援員派遣による援助)：1時間あたり1,100円 ※別途交通費の負担あり ●書類等預かりサービス(保管料)：1か月当たり500円 ※どちらのサービスも生活保護受給者は免除
家族介護支援事業	①介護する人同士の交流や情報交換の場を提供する介護者交流会を開催します。 ●対象者：在宅で介護している人 ②介護・福祉に役立つ知識や技術の習得を目的とした介護教室を開催します。 ●対象者：在宅で介護している人や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人

保健・介護・福祉

廣 告

お庭の手入れからリフォームなど一般住宅に特化した便利屋です



暮らしの中で「困った」事
お気軽にご依頼下さい

- ◆草刈り・植木刈込剪定・伐採◆不要品回収・処分等のお片付け
- ◆遺品整理・生前整理◆解体◆リフォーム
- ◆荷物・家具の配送、移設◆引っ越し(夜間対応)◆特殊清掃
- ◆代行(墓参り・買い物等)◆ご両親見守りサービス

歩行器、手すり、介護用ベッド、車いすなど、お体の状況や環境に合った用具をご提供します

福祉用具のレンタル販売

介護保険における住宅改修

段差の解消や手すりの設置など、快適に生活できる環境を整えるためのリフォームを行います。



街の便利屋さん
株式会社 NINO

tel 029-893-4220

<https://www.benriya-nino.com/>



福祉センターまほろば

問合せ 福祉センターまほろば 阿見町廻戸372 ☎887-3969 町シルバークラブ連合会(福祉センターまほろば内) ☎875-6950

施設の概要

福祉センターまほろばは、高齢者の健康増進、教養向上やレクリエーションなど生きがいづくりやふれあい等を目的とした施設です。施設内には、お風呂・休憩室・囲碁・将棋等があり、阿見町、美浦村、河内町または稲敷市に居住している60歳以上の人であれば無料で施設を利用することができます。

施設の特徴

福祉センターまほろばでは、町シルバークラブ連合会・まほろばいきいき同好会連絡協議会等の各種団体が、高齢者を対象としたさまざまなスポーツや趣味・教養に関する活動を行っています。参加方法などの詳細は上記までお気軽にお問い合わせください。

受付・申込	福祉センター窓口にご直接お申し込みください。 団体(6人以上)使用を希望する人は、福祉センターにある使用許可申請書に所定の事項を記入し、使用する日の1か月前から7日前までにお申し込みください。
利用時間	午前9時から午後5時まで
入浴時間	午前11時から午後3時30分まで(受付は午後3時まで)
定休日	毎週月曜日・祝日・年末年始(12月28日から1月4日まで)

施設の使用料

	阿見町・美浦村・河内町 または稲敷市に居住している人	左記以外の人
60歳以上の人・心身障害者および付添人	無料	220円
上記以外の人	220円	440円
小学生以下	無料	
団体(10人以上)	ひとりにつきそれぞれの使用料の半額	

高齢者の健康づくり教室

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館) ☎888-2940

つるかめ教室

各地区10人以上の団体に対して、運動普及推進員が健康づくりのための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。



町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります)。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人(配偶者を含む)が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。

詳細は上記へご相談ください。

手帳制度

身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます
療育手帳	知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます
精神保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます

障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、国の指定する難病等の人も対象となります。

介護給付・訓練等給付	身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等(国が指定する疾患)の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です(介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます)。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等(国が指定する疾患)の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象(介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます)。
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> 精神通院:精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します 更生医療:身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します(角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象) 育成医療:町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

保健・介護・福祉

広 告

未来はみんなのために

ThornCastle
トールンキャッスル

障害者グループホーム
短期入所
訪問看護ステーション
就労支援B型
生活介護

一般社団法人配慮者支援協会
〒300-0337 阿見町中郷2-23-9
TEL 029-879-8140
トールンキャッスル

社会福祉法人 若草会

ワークステーション **若草園**
就労継続支援B型施設 無料体験をどうぞ

特定相談支援事業所 わかくさ
各種障害福祉サービス及び
様々な相談をお受けします

阿見町阿見 5445-5
TEL: 029-888-1883

スタッフ募集

福祉手当の支給

在宅の重度障害者(児)に、各種の福祉手当を支給します(障害の程度・所得額などに一定の条件があります)

特別障害者手当	20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給 月額28,840円(令和6年4月時点)
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額15,690円(令和6年4月時点)
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。 ●1級:月額55,350円 ●2級:月額36,860円(令和6年4月時点)
在宅心身障害児福祉手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。 月額5,000円(令和6年4月時点)
難病患者福祉手当	県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です(毎年度申請が必要)。月額3,000円(令和6年4月時点)

税金・公共料金等の減免・控除

障害者手帳の交付を受けている人が対象です(一定の条件があります)。

NHK放送受信料	社会福祉課で証明を受ける必要があります
----------	---------------------

各種割引

障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

タクシー料金	県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります(身体障害者手帳・療育手帳)
JR運賃・バス運賃・航空運賃	割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください
有料道路料金	身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は、補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2(千円未満切捨て)となります。

障害者虐待に関する相談、通報の受付を行っています

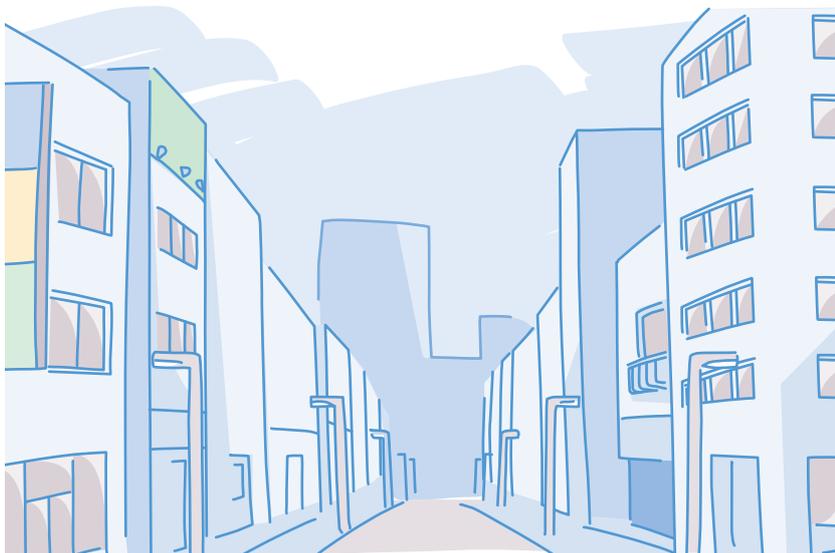
町では、障害者虐待・権利の侵害の防止に努めています。虐待の早期発見・早期対応のために、障害者虐待防止センターに相談・通報ダイヤルを設置しています。

「虐待かもしれない」「虐待ではないかもしれないが障害者が心配」といった内容は個人で判断せずにご連絡ください。通報者の秘密は厳守されます。

●町委託虐待防止センター

事業所名	住所	電話番号
恵和社会復帰センター	若栗2585-1	090-4245-0271

告 告



児童発達支援・放課後デイサービス

また運動したいなあ...

**運動・音楽・絵画・言語
総合療育支援**

こどもプラス荒川沖教室

☎ 029-875-8640
阿見町住吉 2-11-4

こどもプラス荒川沖教室
検索

地域生活支援等事業

下記の各種事業を利用するにあたっては、障害者手帳を取得しているなど一定の条件が必要です。なお、税金の滞納がある人(世帯)は利用できない場合があります。また、サービスによっては利用者負担があります。

相談支援事業	障害者(児)のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援や成年後見制度の利用支援事業を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付・貸与します(介護保険制度が優先されます。障害の種類・等級など一定の条件があります)。
移動支援事業	屋外での行動が著しく制限される視覚障害者(児)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)などに、社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	通所により創作的活動の提供および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います(介護保険制度が優先されます)。
日中一時支援事業	介護者の都合などにより障害者(児)を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います(利用制限があります)。
生活サポート事業	自立支援給付の支給に該当しない人について、家事などの日常生活支援を行います(利用制限があります)。
自動車運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳(1~4級)を交付されている人が、社会参加を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円限度に補助します。
自動車改造費補助事業	上肢下肢体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、社会参加のために自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円限度に補助します。
福祉タクシー利用料金助成事業	身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、様々な用途で利用するタクシーの乗車距離2km相当分(令和5年11月時点では850円)を助成します。年間36枚(腎臓障害者で慢性透析療法を受けている人は年間60枚)の利用券を交付します。
身体障害者健康診査事業	在宅で常時車いすを使用している肢体不自由による身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います(施設入所者・入院中の人・1年以内に同様の検査を受けた人を除く)。検査内容・実施予定日等は『広報あみ』においてお知らせします(例年2月に実施しています)。
知的障害者探索支援サービス事業	療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置(GPS装置)を貸与します。
重度障害者(児)住宅リフォーム事業	重度の障害者(児)の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。
障害児療育事業「つばみ教室」	小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や課題を通してお子さんの発達を促す活動を行うとともに保護者の人への相談・助言等を行います。
災害時のストーマ装具の保管	災害時に備えて自己所有のストーマ装具(おおむね1週間分)を総合保健福祉会館『さわやかセンター』で保管します。

広 告

『共に生きる』こと

「グループホームわおん阿見」では、動物を「飼う」のではなく「共に生きる」ことを大切にしています。障がいや病気があっても、当たり前地域で受け入れ、安心して暮らせる社会を実現していきます。

殺処分ゼロを目指す!

住み慣れた地域で安心して暮らせる魅力いっぱいの生活を

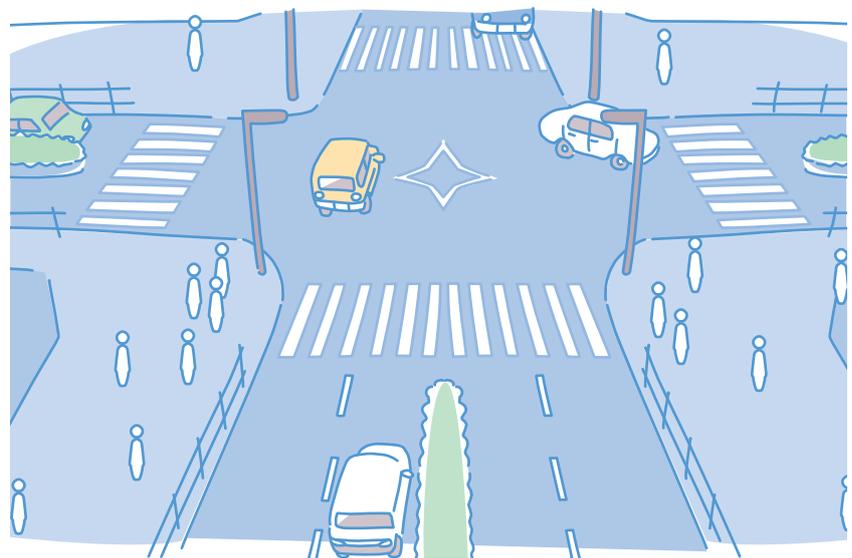
ペット共生型障がい者グループホーム

わおん にゃおん

グループホームわおん阿見 阿見町阿見 4666-666	グループホームにゃおん阿見 阿見町荒川本郷 1329-115
グループホームにゃおん右羽 土浦市右羽 532-2	サテライト住居ドリーム阿見 阿見町阿見 5110-4

合同会社トータルプランナー
TEL.029-899-4475

わおん阿見



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回、健康診査を受けて、自分の健康状態を把握しておきましょう。

公民館などで実施する『集団健診』と医療機関で実施する『医療機関健診』を実施しています。すべての健診で申し込みが必要となります。毎年3月に配布される『成人健康診査予定表』もあわせてご覧ください。

健診項目	対象者	検査内容等	担当課 (問合せ先)	受診方法	
				集団健診	医療機関健診
特定健診	40～74歳 (国保加入者)	問診・身体計測(腹囲測定を含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖) 〔医師の判断で実施する追加項目〕 心電図検査・眼底検査・貧血検査・クレアチニン検査	国保年金課	町の公民館等を会場に行う健診です。 健診の日程や場所があらかじめ指定されています。	医療機関に個別に予約して行う健診です。ご自身の都合に合わせて健診の日程を調整することができます。詳細は国保年金課へお問い合わせください。
後期高齢者健診	75歳以上	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖)			

健診項目	対象者	検査内容等	担当課 (問合せ先)	受診方法	
				集団健診	医療機関健診
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲測定を含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・クレアチニン検査)	健康づくり課	町の公民館等を会場に行う健診です。 健診の日程や場所があらかじめ指定されています。 ●受診時期： 希望する検査項目により異なります	医療機関に個別に予約して行う健診です。ご自身の都合に合わせて健診の日程を調整することができます。 指定の医療機関で使用できる受診券を発行しますので、①②の申込方法でお申込みください。 ●申込み方法 ①健康づくり課窓口で申し込む ②インターネットで申し込む ※詳細は町ホームページをご覧ください ●申込み期間： 4月～翌年2月末 ●受診券有効期間： 発行日より3か月間(年度末まで)
胃がん検診	40歳以上	胃のレントゲン検査(バリウム検査)			
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便2日分)			
肺がん検診	40～64歳	胸部のレントゲン検査			
結核検診	65歳以上	胸部のレントゲン検査 ※肺がん検診含む			
かたん 喀痰検査	40歳以上	喀痰細胞診 ※条件に該当する人のみ			
前立腺がん検診	50歳以上	血液検査			
肝炎ウイルス 検診(B型・C型)	40歳以上	血液検査 ※条件に該当する人のみ			
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・脾臓の超音波検査			
骨粗しょう症検診	25～65歳	骨密度の測定			
子宮けいがん検診	20歳以上	子宮けい部細胞診			
乳がん検診 ※40歳以上は ①偶数年齢のみ対象 ②乳房マンモグラフィのみの受診も可能	30～39歳	乳房超音波検査			
	40・42・44・46・48歳	乳房マンモグラフィ検査(2方向) +乳房超音波検査			
	50・52・54・56歳	乳房マンモグラフィ検査(1方向) +乳房超音波検査			
	58歳以上の偶数年齢	乳房マンモグラフィ検査(1方向)			

※対象年齢は翌年3月31日時点での年齢になります。



子どもの予防接種

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

予防接種を受けるために必要な予防接種手帳は、出生届時に町民課で配布しています。転入された人には健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)で発行しています。手続きの方法については健康づくり課にお問い合わせください。

定期予防接種 ※接種費用は無料

種類	接種対象者	接種回数
ロタウイルス	ロタリックス:生後6週～24週0日	2回
	ロタテック:生後6週～32週0日	3回
B型肝炎	1歳未満	3回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回
5種混合	生後2か月～7歳6か月未満	4回
BCG	1歳未満	1回
麻しん・風しん混合	1期:1歳以上2歳未満	1回
	2期:5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	1回
水痘	1歳以上3歳未満	2回
日本脳炎	1期:生後6か月～7歳6か月未満	3回
	2期:9歳以上13歳未満	1回
	※特例対象:平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ 20歳に至るまでの間、1期・2期分の接種が可能	
2種混合	11歳以上13歳未満	1回
子宮頸がん予防	小学校6年生～高校1年生の女子 ※キャッチアップ対象:平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子	2回または 3回

任意予防接種に対する助成

以下の任意予防接種について、接種費用の一部助成を行っています。

種類	接種対象者	公費助成額	助成回数
おたふくかぜ	1歳以上4歳未満 ※おたふくかぜ予防接種をはじめて接種する人のみ	3,000円	1回
インフルエンザ	10月1日時点で生後6か月～13歳未満	1回 1,000円	2回
	13歳以上～中学校3年生		1回

高齢者の予防接種

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

定期予防接種

予防接種を受けるために必要な予診票は接種時期に対象者に送付します。転入された人には健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)で発行しています。手続きの方法については健康づくり課にお問い合わせください。

種類	接種対象者	公費助成額	助成回数
インフルエンザ	①接種日時点で65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の疾患およびヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している人	2,000円 (生活保護受給者は無料)	年1回
高齢者肺炎球菌	はじめて接種を受ける人のうち下記に該当する人 ①65歳の人 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の疾患およびヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している人	3,000円 (生活保護受給者は無料)	生涯1回



成人男性の風しん予防接種

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

特定の年齢の成人男性は、風しんの抗体検査で十分な量の抗体がないと判明した場合、予防接種を定期接種で受けることができます。定期接種として無料で受けられるのは、令和6年度までの時限措置となります。

抗体検査・予防接種を無料で受けるために必要となるクーポン券は対象の人にお送りしています。転入された人で、前市区町村での抗体検査・予防接種を受けていない人の手続き方法については、健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)にお問い合わせください。

種類	接種対象者	期間	助成回数
風しん	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ※風しんの抗体検査を受け、十分な量の抗体がないと判明した人は風しんの予防接種を受ける	令和7年3月末日まで	抗体検査・ 予防接種 各1回

不育症治療費助成事業

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

不育症と診断され検査や治療を受けるご夫婦の検査および治療費の一部を助成します。
詳細については健康づくり課にお問い合わせください。

妊娠がわかったら

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターとは、健やかな妊娠期・出産・子育て期を過ごせるように、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするための機関です。

- ▶ **主な業務** ・母子健康手帳の交付 ・産後ケア ・マタニティクラス
・妊娠中から産後の育児に関するお悩み、心配ごとの相談窓口
- ▶ **問合せ** 町子育て世代包括支援センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」健康づくり課内)
☎888-2940

妊娠届出・母子健康手帳交付

- ▶ **受付日時** 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
- ▶ **受付場所** 健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)
- ▶ **対象** 町に住民票がある妊婦。届出は妊婦本人が原則です。産婦人科で妊娠の診断を受けてからお越しください。
- ▶ **持参品** **本人確認のための書類と個人番号を確認するための書類をお持ちください**
本人確認のための書類(①のいずれか、もしくは②の書類を2つ以上お持ちください)
①個人番号カードもしくは運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード等の官公署から発行された写真の表示が施されたもの
②被保険者証・年金手帳等の氏名・生年月日・住所が記載されているもの
- ▶ **交付物** ・母子健康手帳 ・妊産婦一般健康診査受診票 ・新生児聴覚検査受診票
※県外の医療機関を受診する予定の方は医療機関との契約または受診後に料金をお返しの償還払いのどちらかで受診していただきます。事前にご相談ください。
- ▶ **その他** 妊娠中の不安や心配事等がございましたら、健康づくり課までご相談ください。電話・窓口・訪問等でご相談をお受けします。

マタニティクラス

- ▶ **対象** 妊婦とその家族
- ▶ **場所** 健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)
- ▶ **内容** 助産師・保健師・栄養士が担当し妊娠中の栄養の取り方や過ごし方・赤ちゃんのお風呂の入れ方・赤ちゃんを迎える準備など、盛りだくさんの内容になっています。パパには妊婦体験ジャケットによる妊婦さんの擬似体験が好評です。
- ▶ **申込方法** 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制)



新生児訪問

- ▶ **対象** ・第1子を出産した人 ・新生児訪問を希望した人
・低体重児(2,500g未満で生まれたお子さん)など新生児訪問を必要とする人
- ▶ **内容** 生後1か月頃までに保健師、助産師がご自宅に訪問し、お子さんの体重測定・産婦さんの体調管理・育児などの相談・母子保健サービスのご案内等を行います。
※町外の里帰り先に訪問をご希望の場合、健康づくり課にご連絡ください

こんにちは赤ちゃん訪問

- ▶ **対象** 第2子以降を出産した人(新生児訪問を受けていない人)
- ▶ **内容** 生後2か月前後に看護師・保健師等がご自宅に訪問し、体調確認や育児状況の確認・母子保健サービスのご案内を行います。

乳幼児健診

◎ 集団健康診査:総合保健福祉会館『さわやかセンター』で実施

健診名	実施時期	内容
4か月児健診	対象者には健診の前月に案内を送付します	離乳食・乳歯のケア方法についての説明・問診・身体計測・医師診察・保健指導
1歳6か月児健診		問診・身体計測・医師診察・歯科診察・保健相談・ブラッシング指導 ※必要者のみ栄養相談
2歳6か月児歯科健診		問診・身体計測・歯科診察・保健相談・ブラッシング指導・フッ素塗布 ※必要者のみ栄養相談・発達相談
3歳6か月児健診		問診・尿検査・身体計測・医師診察・歯科診察・屈折検査(視力)・保健相談・ブラッシング指導 ※必要者のみ栄養相談・視力検査・聴力検査

◎ 個別健康診査:契約医療機関で無料で健診を2回受けられます

乳児一般健康診査	受診期間	内容
第1回	3か月～6か月(7か月になる前日まで)	身体計測・医師診察
第2回	9か月～11か月(1歳になる前日まで)	

こども健康相談

お子さんの成長確認や子育て中の心配・悩み相談の場として毎月1回健康相談を行っています。お気軽にお越しください

- ▶ **対象** 生後1か月～就学前までのお子さんとその保護者
- ▶ **内容** 身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談
- ▶ **申込方法** 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制)

離乳食教室

離乳食についての講話だけでなく、体験しながら学ぶ教室です。ぜひご参加ください。

- ▶ **対象** 生後5～6か月ごろのお子さんとその保護者
- ▶ **内容** ・離乳食開始から生後7～8か月ごろまでの離乳食についての講話 ・調理体験
- ▶ **申込方法** 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制、4か月児健診のご案内とあわせて通知します)

産後ケア

- ▶ **対象** 出産後、家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする産婦さんとお子さん。ご利用には条件がありますので、詳細については町子育て世代包括支援センター(健康づくり課内)にお問い合わせください。
- ▶ **内容** 宿泊・通所・訪問にて妊婦さんの心身のケアや育児相談を行い、安心して子育てができるように産後をサポートします。

親子相談ルーム「くれよん」

お子さんの発達についての心配事や関わり方について、個別相談を行っています。

- ▶ **対象** 就学前までのお子さんとその保護者
- ▶ **内容** 心理相談員・保健師による個別相談
- ▶ **申込方法** 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制)

電話・窓口・訪問相談

お子さんのこと・保護者自身のこと・何か心配なことや不安なことがある人は、随時ご相談ください。

- ▶ **受付時間** 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
- ▶ **受付先** 健康づくり課 ☎888-2940 FAX:888-2945



子育て・教育

保育施設

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(708・117)

保護者の就労や病気などの理由により、家庭での保育ができない場合に、日中、保護者に代わってお子さんを保育する施設です(認定こども園【幼保連携型・幼稚園型】は『保育部分』のみ)。

町には、町立3か所、私立5か所の認可保育所のほか、認定こども園【幼保連携型】2か所、認定こども園【幼稚園型】1か所、家庭的保育事業所2か所、小規模保育事業所3か所があります。(令和6年4月1日現在)

※保育施設への入所手続きや各保育施設の概要・提供サービス等の詳細は「保育利用案内」に記載しています。

「保育利用案内」は、子ども家庭課窓口で配布または町ホームページに掲載していますので、ご参照ください
(※)保育年齢:4月1日現在の年齢

保育所

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

	名称	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢(※)
1	中郷保育所	町	阿見4002-5	887-3331	150	生後8週～5歳
2	南平台保育所	町	南平台1-31-6	840-2081	100	生後8週～5歳
3	二区保育所	町	うずら野1-29-11	841-2301	100	生後8週～5歳
4	あゆみ保育園	私	阿見4958-5	888-3681	130	生後3か月～5歳
5	阿見ひかり保育園	私	曙247-1	879-5155	110	生後8週～5歳
6	さくら保育園	私	荒川本郷2033-336	896-3678	130	生後8週～5歳
7	阿見きらり保育園	私	荒川本郷1902-1	875-8135	150	生後8週～5歳
8	LIFE SCHOOL 阿見	私	荒川本郷2066-94	875-6750	150	生後8週～5歳

認定こども園(幼保連携型)(保育部分)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。保育所としての保育だけでなく、3歳以上は幼稚園の教育も受けることができます。

	名称	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢(※)
1	阿見認定こども園	私	阿見5205-2	887-7388	120	生後8週～5歳
2	阿見みどり幼稚園	私	鈴木25-10	887-7471	57	生後3か月～5歳

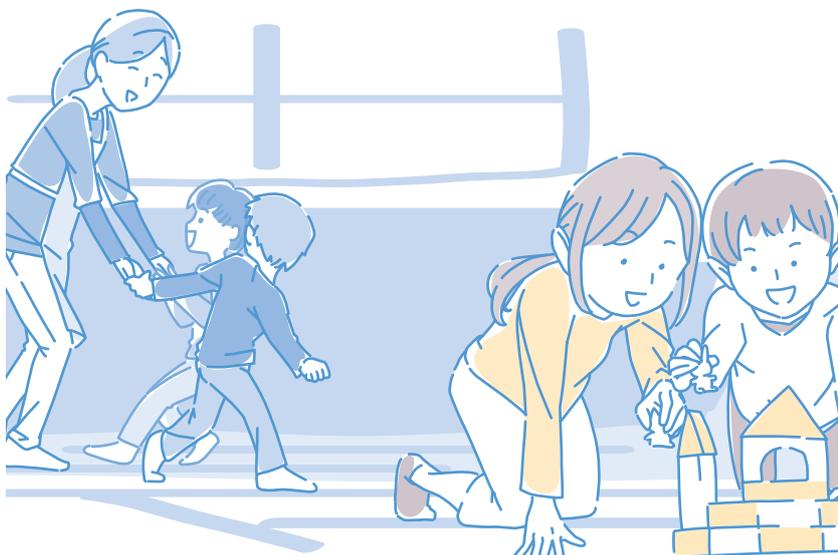
認定こども園(幼稚園型)(保育部分)

認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、幼稚園としての教育を行います。

	名称	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢(※)
1	ふたば幼稚園	私	岡崎3-2-1	887-0055	30	3歳～5歳



子育て・教育



広告

そろばん学習で目標達成に大切な4つの力が育つ!

集中力 忍耐力 競争心 向上心

みんなの町のそろばんスクール
かしわざき

■ 本部(本郷)教室 ■ 荒川沖教室
■ ひたち野教室 ■ あさひ教室

0120-973-845
本部 029-841-1236

そろばんスクールかしわざき

家庭的保育事業所

家庭的な雰囲気のもときめ細やかな保育を行います。

	名称	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢(※)
1	まるこのおうち	個人	廻戸272-3	090-7946-1263	5	生後6か月～2歳
2	にこちゃんランド	個人	阿見246	070-3996-1647	3	生後6か月～2歳

小規模保育事業所

少人数(定員6～19名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

	保育所等名	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢(※)
1	小規模保育園虹いろキッズ	私	鈴木59-4	893-2273	19	生後3か月～2歳
2	ニチイキッズあみ保育室	私	阿見3962-6	891-0855	19	生後8週～2歳
3	キッズハウスにじの森	私	うずら野1-34-13	845-7654	12	生後8週～2歳

一時保育サービス

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(708・117)

保護者の急病や断続的勤務、または冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由などにより、一時的に保育が困難となる場合に、保育施設で一時的に保育するサービスです。

※希望先の保育施設の行事等により、受け入れできない場合がありますのでご了承ください

実施場所

町立保育所・私立保育園・小規模保育事業所

対象

- ▶ 町立保育所 本町に居住する満1歳以上から就学前までの児童
- ▶ あゆみ保育園・さくら保育園・阿見ひかり保育園 満1歳以上から就学前までの児童
- ▶ 阿見きらり保育園 生後7ヶ月以上から就学前までの児童
- ▶ ニチイキッズあみ保育室 生後2ヶ月から3歳を迎える年度の3月31日までの児童
- ▶ キッズハウスにじの森 生後3ヶ月から3歳を迎える年度の3月31日までの児童

※施設により別途要件を定めているところもあります

病後児保育サービス

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(117)

病後児保育とは、病気や怪我の回復期であり、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭などやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

※利用する場合は事前に病院の受診が必要となりますが、受診される前に、実施保育所にご確認ください

※病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください

実施場所

阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園

対象

町内に住民登録をしている児童で、利用希望年度の基準日4月1日現在において、満1歳に到達している児童および小学校就学児童 ※阿見きらり保育園は小学校就学児童の受け入れは未実施

阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園に在籍している児童で利用希望年度の基準日4月1日現在において、満1歳に到達している児童

病児保育サービス

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(117)

病児保育とは保護者が就労している児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に病院等で一時的に保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するサービスです。

実施場所・問合せ先

▶ 所在地 たんぽぽ保育室(阿見町中央3-20-1、東京医科大学茨城医療センター内) ☎887-5621

対象

町内に住民登録をしているまたは通勤している保護者の未就学児童で、利用希望年度の基準日4月1日現在で6か月から6歳までの児童



地域子育て支援センター

問合せ 中郷保育所敷地内 ☎891-2772 あゆみ保育園敷地内 ☎888-3681

子育て支援センターとは

地域の子育て家庭に対して、子育ての相談、子育てサークルの育成・支援、地域の保育サービス情報の提供などの支援を行っています。

子育て支援センター支援内容

- 育児不安等についての相談に関する事
- 子育てサークル等の育成・支援に関する事
- 子育てに関する情報の収集および提供に関する事
- 子育てに関する講習会・講演会などの開催に関する事
- 子育て支援に係る関係機関との連携に関する事
- その他子育て支援に関して必要な事業に関する事

相談・連絡先

● 施設名

地域子育て支援センター(中郷保育所敷地内)

▶ 住所 阿見4002-19 ☎891-2772

● 施設名

あゆみ保育園子育て支援センターぴよんぴよんクラブ(あゆみ保育園敷地内)

▶ 住所 阿見4958-5 ☎888-3681



子育て・教育

児童手当

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(内線119)

趣旨

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に支給する手当です。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

なお、令和6年10月分以降、児童手当制度が改正される予定です(令和6年1月現在、国において検討中)。

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降(見込み)
支給対象	15歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前)	18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童(高校生年代まで)
所得制限	児童を養育している人の所得が「所得制限限度額」以上、「所得上限限度額」以内の場合に「特例給付」として児童1人あたり月額一律5,000円を支給する	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none">● 3歳未満 一律15,000円● 3歳以上小学校修了前 10,000円● 中学生 一律10,000円	<ul style="list-style-type: none">● 3歳未満 15,000円(第3子以降30,000円)● 3歳以上高校生年代 10,000円(第3子以降30,000円)
多子加算の対象範囲	・3歳未満～高校生年代まで	<ul style="list-style-type: none">● 3歳未満～大学生年代(満22歳の年度末まで) ※親等に経済的負担がある場合のみ対象
支給時期	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月) ※各前月までの2カ月分を支給

※児童を養育している人が公務員等(職場から児童手当が支給される)の場合は、申請手続きについて勤務先にご確認ください。

児童扶養手当

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(118)

手当を受けることができる人

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。次のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父または父母にかわってその児童を養育している人(養育者)が手当を受けることができます。

① 手当の対象となる児童(※1)

①	父母が婚姻を解消した児童
②	父または母が死亡した児童
③	父または母が政令で定める程度の状態にある児童
④	父または母の生死が明らかでない児童
⑤	父または母が引き続き1年以上遺棄(※2)している児童
⑥	父または母が、裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦	父または母が、引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧	母が婚姻によらないで、生まれた児童
⑨	母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

※1 対象となる「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満までとなります。なお、受給者・児童ともに国籍は問いません

※2 遺棄とは、連絡等がとれず児童の養育を放棄していること

手当を受けることができる人

子ども家庭課に「認定請求書」を提出します。この請求書が茨城県県南県民センターを經由し県知事の認定を受けることで、手当を受けられるようになります(受給資格があっても請求しない限り支給されません)。

ファミリーサポートセンター(町社会福祉協議会内)

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(114)

ファミリーサポートセンター(町社会福祉協議会内)

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりを目指し、「たすけあいの心」を持った皆さんの協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

サービスの内容

安心して子どもを育てる環境づくりと女性の社会参加促進を支援するため、児童を一時的に預かります。妊産婦の家事および、育児援助・乳幼児の通園、登下校送迎・外出時の見守りを実施します。

※ただし、車に乗せての活動はできません

利用時間・利用料金

利用時間	利用料金
午前7時～午後9時	400円/時間～

詳細については、事前に町社会福祉協議会までご相談ください。

▶ 延長料金

30分未満は200円～、30分以上は1時間分です

相談・連絡先

➡ 事業所

阿見町社会福祉協議会

▶ 住所 阿見4671-1 ☎887-8124

要保護児童対策

問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(114・119)

児童虐待とは

親または親にかわる養育者など現に子どもを監護する人が、身体的暴力、性的行為の強要、不当な扱い、明らかに不適切な養育、ことばによる脅かしなどによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為をいいます。

虐待された子どもは、心に深い傷を負い、大人になってもその傷に苦しみ続けることもあります。また、虐待がエスカレートすれば、時には取り返しのつかない事態を招くこともあります。





児童虐待には4つの種類があります

① 身体的虐待

たたく、ける、床に投げつける、首を絞める、激しく揺さぶる、夜間や真冬に戸外に閉め出す、タバコの火を押し付けるなどの行為(後遺症が残る場合や、死に至ることもある)。

② 性的虐待

子どもへの性的行為の強要、性的暴行、性器や性交を見せるなどの行為、近親相姦もこれにあたる。場合によっては、妊娠・中絶・出産などの結果を招くとともに異性への嫌悪感を植えつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残す。

③ ネグレクト

食事を与えない、着替えや入浴・洗濯など身の回りの世話をしない、病気やけがをしても医者に診せない、学校に行かせず家に閉じ込める、同居人による子どもへの虐待を放置しておくことなどの行為(これらにより、発育や発達が目く遅れる、極端な場合には栄養不良や脱水症で死に至ることもある)。

④ 心理的虐待

『お前なんか生まれなければよかった。』『お前なんかいない方がよい。』などのひどい言葉で子どもを傷つけたり、子どもの存在を全く無視したり、ほかの兄弟と著しく差別する。子どもの前でドメスティック・バイオレンスが行われることなどの行為(子どもの心に不安やおびえなどを引き起こす)。

児童虐待防止のために

児童虐待は家庭内で行われることが多いために、発見が困難な部分があります。そのため、地域の皆さんが、地域において児童虐待の兆候が見られた場合、児童相談所や町役場・保健所・警察などの関係機関に通報するなど情報を提供していただく必要があります。

また、育児に悩んでいる人がいたら相談にのってあげたり、相談機関を紹介してあげるなどのご協力をお願いします。

ご連絡をお願いします

① 緊急の場合

今、子どもが、けられたり、ひどく殴られたり、深刻な危害が加えられている場合には、警察(110番)に連絡してください。

② 緊急でない場合

町子ども家庭課、児童相談所、いばらき虐待ホットライン(24時間対応)へ連絡してください。

わかる範囲で結構ですが、次のような情報が、あれば伝えてください。

- 虐待されている子どもや保護者に関する情報
- 名前、住所、年齢、性別、家族構成、職業、電話番号など

ご相談・連絡先

相談(通報)者の秘密は守られます。(児童福祉法・児童虐待防止法)

連絡先	電話番号
町子ども家庭課	888-1111
土浦児童相談所	821-4595
児童相談所[全国共通ダイヤル]	189
いばらき虐待ホットライン(24時間対応)	029-322-0293
町内の各地域の民生委員・児童委員	

児童館

問合せ 二区児童館 ☎843-3282

児童館は

健全な遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を積極的に図るための児童福祉施設です。いろいろな年齢の子どもたちが自由に遊んだり、行事に参加しながら生活経験を豊かにし心身ともによりよく育つことを願い、仲間づくりの輪を広げていくよう、指導と援助をしていきます。

楽しいことがいっぱい

人形劇鑑賞・クラブ活動・工作教室・クリスマス会・地域交流会など、楽しいイベントを用意しています。

いつだれが来ても、自由に遊べます。いろいろなことに、チャレンジしましょう。

名称	所在	電話	FAX
二区児童館	うずら野一丁目29-11	843-3282	841-5959

母親クラブ

問合せ 二区児童館 ☎843-3282

母親が中心となってクラブを構成し、子育てや健全育成について学びあい、地域の中で児童健全育成活動を積極的に推進しています。

場所	二区児童館
対象	グループ活動を通し、お母さん同士の輪を広げたい人
問合せ	二区児童館 ☎843-3282

放課後児童クラブ・放課後子ども教室

問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは『小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により日中家庭にいないもの』を対象として、授業の終了後に『学校の空き教室、専用施設や児童厚生施設等』を活用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。

時間	▶月～金曜日 下校時～午後7時00分 ▶土曜日 午前7時30分～午後7時00分 ※休校日にクラブを実施する日(夏・冬・春休み、創立記念日、振替休日等)は午前7時30分～午後7時00分
費用	保護者負担月額4,000円
休会日	日曜日、祝日、年末年始、天候等で臨時休校となった日



子育て・教育

阿見小学校区放課後児童クラブ

場所	阿見小学校敷地内専用施設
定員	120人

阿見第一小学校区放課後児童クラブ

場所	阿見第一小学校敷地内専用施設
定員	120人

本郷小学校区放課後児童クラブ

場所	本郷小学校敷地内専用施設
定員	160人

阿見第二小学校区放課後児童クラブ

場所	阿見第二小学校
定員	50人

君原小学校区放課後児童クラブ

場所	君原小学校
定員	30人

あさひ小学校区放課後児童クラブ

場所	あさひ小学校敷地内専用施設
定員	200人

舟島小学校区放課後児童クラブ

場所	舟島小学校敷地内専用施設
定員	120人

放課後子ども教室

放課後子ども教室は、小学校に就学している全児童を対象として、授業の終了後に「体育館やグラウンド等」を活用して、自由な遊びやスポーツ、自主学習、創作体験活動を行い、健全な成長を支援・推進することを目的としています。町内7か所で開催している放課後子ども教室の実施時間と費用および実施場所は下記のとおりです。

時間	放課後～午後4時45分
費用	保険料として年間730円

阿見小学校放課後子ども教室 (あみ小ふれあいクラブ)

場所	体育館等
対象児童	全学年児童

阿見第一小学校放課後子ども教室 (第一小ふれあいクラブ)

場所	ニコニコルーム等
対象児童	全学年児童

**本郷小学校放課後子ども教室
(ほんごう小ふれあいクラブ)**

場所	体育館等
対象児童	全学年児童

**君原小学校放課後子ども教室
(きみはら小ふれあいクラブ)**

場所	体育館等
対象児童	全学年児童

**舟島小学校放課後子ども教室
(ふなしま小ふれあいクラブ)**

場所	体育館等
対象児童	全学年児童

**阿見第二小学校放課後子ども教室
(第二小ふれあいクラブ)**

場所	体育館等
対象児童	全学年児童

**あさひ小学校放課後子ども教室
(あさひ小ふれあいクラブ)**

場所	体育館等
対象児童	全学年児童

町立小中学校

問合せ 学校教育課 ☎888-0220

町立小中学校通学区

小学校	中学校	通学区
阿見小学校	阿見中学校	中郷西・北・宿・西方・中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・三区上・三区下・富士団地・大砂・上吉原・中吉原・下吉原・新山・福田・よしわら
本郷小学校	朝日中学校	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見・一区の一部・上本郷の一部・下本郷・本郷の一部・シンワ・中根
君原小学校	竹来中学校	君島・大形・石川・埴・追原・上条・飯倉・飯倉二区
舟島小学校	竹来中学校	上島津・下島津・南島津・掛馬・竹来・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
阿見第一小学校	竹来中学校	岡崎・中郷東・立ノ越・青宿・新町・廻戸・霞台・大室・白鷺団地・曙東・曙南・レイクサイドタウン
阿見第二小学校	阿見中学校	阿見台・西郷・一区南・一区北・上郷
あさひ小学校	朝日中学校	住吉・二区北・二区南・一区の一部・上本郷の一部・本郷の一部

※君原小学校について

君原小学校は小規模特認校制度を導入しており、町内のどこからでも就学できます。



子育て・教育

廣 告

阿見町の
小学校、中学校の学生服、スクール用品の
取扱いをさせていただきます。

カスミフードスクエア阿見店
阿見町立阿見第一小
東京医科大学茨城医療センター駐車場
橋本衣料
東京医大茨城医療センター

橋本衣料
スクール ユニホーム

取扱い学校
阿見中学校
阿見小学校 阿見第二小学校
竹来中学校
阿見第一小学校 君原小学校
舟島小学校
朝日中学校
あさひ小学校 本郷小学校

〒300-0332 阿見町中央3-19-16
☎ 029-887-1239

営業時間 / 10:00 ~ 19:00 定休日 / 火曜日
https://hashimoto.shopinfo.jp/ 橋本衣料 阿見町 検索

小中学校就学援助(要保護・準要保護)制度

問合せ 学校教育課 ☎888-0220

町では、経済的な理由から、お子様の小中学校への就学にお困りの人に対して、その負担を軽減するよう、学校教育に係る費用の一部を助成しています。

①対象となる人

町内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者

②必要書類

- ① 持家でないときは、家賃の額がわかるものの写し
- ② 児童手当・児童扶養手当等の金額がわかるものの写し
- ③ 申請年1月1日現在、阿見町に居住していなかったものについては、所得証明書または課税(非課税)証明書
- ④ 最近勤め始めた人や仕事が変わった人は、申請月直近の3か月分の給与支払明細書または収入が確認できる書類
- ⑤ 申請者(保護者)の両親等と同居しているが生計が別な場合は、支払者が別である光熱水費の領収書等の写し

③手続き

申請書は、小・中学校に備えてありますので、必要書類をそろえて通学している学校へ申請してください。審査の結果は、学校を通じてお知らせします。

※申請書は世帯につき1枚の提出ですが兄弟姉妹が別々の小・中学校に在学する場合は各学校ごとに申請書の提出が必要となります。

④援助内容

- ① 学用品費
- ② 通学用品費
- ③ 校外活動費
- ④ 学校給食費
- ⑤ 新入学児童生徒学用品費
- ⑥ 通学費
- ⑦ 体育実技用具費
- ⑧ 修学旅行費
- ⑨ 医療費
- ⑩ 卒業アルバム代等
- ⑪ PTA会費
- ⑫ オンライン学習通信費(世帯あたり)

※詳細については、在籍する学校または学校教育課へ問い合わせください



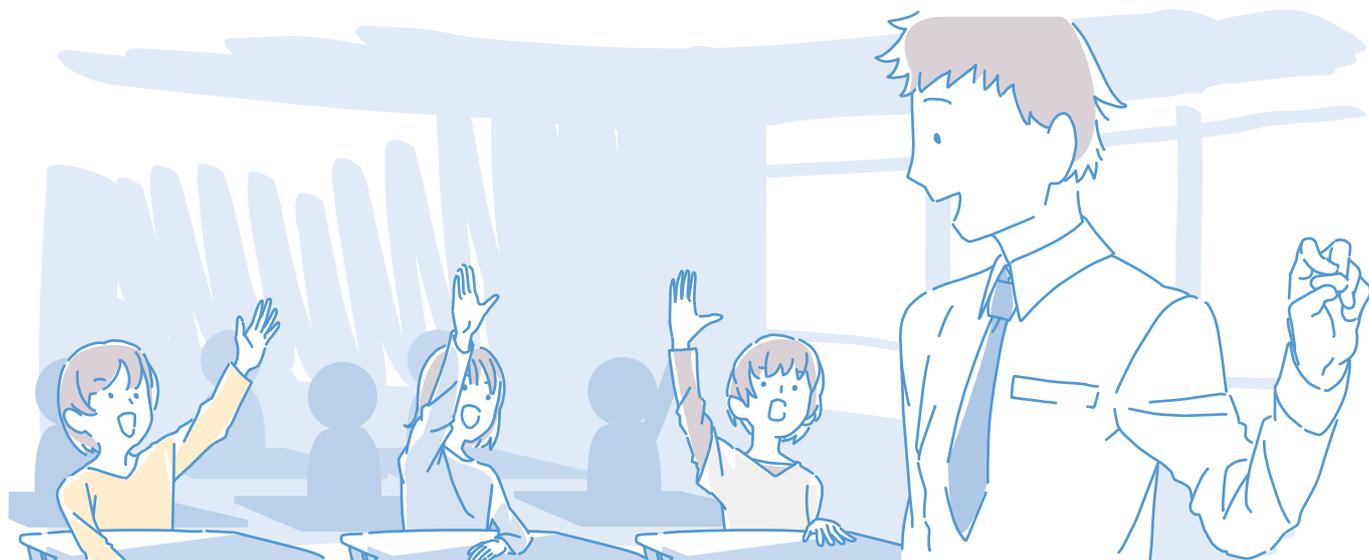
子育て・教育

相談支援ファイルをご活用ください

問合せ 指導室 ☎888-0220

「相談支援ファイル」は、お子さまのよりよい成長を目指し、本人・保護者と関係者をつなぐためのものです。乳幼児期から成人期まで一貫した支援に役立てるために保護者が作成します。本人やご家族の思いを支援者に伝えたり、サポートを受けたりする時に役立ちます。必要なことを書き加えたり、記録や写真などをファイリングしたりしてご活用ください。

「相談支援ファイル」は町ホームページからダウンロードできます。





税金

住民税

問合せ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

個人町・県民税

個人住民税は、賦課期日(1月1日)現在、阿見町に居住している個人に対して課税される税金で、前年の所得を基に税額が計算されます。個人住民税には、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割があります。納付の方法は原則として、給与所得の人は6月～翌年5月の毎月の給与からの引き落とし(給与特別徴収)、65歳以上の公的年金の受給者の人は10月から翌年8月の間に支払われる公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)、その他の所得の人は6月・8月・10月・翌年1月に金融機関等の窓口で納付または口座振替(普通徴収)していただくようになります。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
県民税	均等割	2,500円	2,000円
町民税		3,500円	3,000円
県民税	所得割税率	4%	4%
町民税		6%	6%

個人町・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、復興増税として年額1,000円が引き上げられていました。この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

※県民税には森林湖沼環境税1,000円を含む(令和8年度まで)

法人町民税

町内に事務所、事業所または寮等がある法人等に課税されるもので、法人等の規模に応じて課税される「均等割」と法人等の所得(法人税額)に応じて課税される「法人税割」があります。

均等割(年額)

区分	従業員数の合計	
	50人以下	50人超
次に掲げる法人 イ：法人税等に規定する公共法人および公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ロ：人格のない社団等 ハ：一般社団法人および一般財団法人 ニ：保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	50,000円	
1千万円以下	50,000円	120,000円
1千万円超1億円以下	130,000円	150,000円
1億円超10億円以下	160,000円	400,000円
10億円超50億円以下	410,000円	1,750,000円
50億円超		3,000,000円

法人税割

● 法人税額(国税) × 税率(6.0%)



税金

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）の保有と市町村の行政サービスとの間にある受益関係に着目し、その固定資産が所在する市町村において賦課期日（毎年1月1日）現在の所有者に対し資産価値に応じて課税される税金です。税額は、固定資産を評価して、その価格を決定し、その価格をもとに算出された課税標準額に税率1.4%を乗じて算出します。

●固定資産の評価と価格の決定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行い、町長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算出します。

土地と家屋については、原則として、3年ごとの基準年度に評価替えを行い、3年間、基準年度の価格を据え置きます。なお、土地の場合、地価の下落があったことにより価格を据え置くことが適当でないときは、特例措置による価格の下落修正を行います。

償却資産については、所有者からの毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。

●縦覧制度

固定資産税の納税者は、自分が所有する土地や家屋の価格が適正かどうか、4月1日から最初の納期限の日までの間（ただし、土・日・祝日を除きます）、町全域の価格等縦覧帳簿を縦覧し、確認することができます。

●以下のようなことが発生した場合は、ご連絡をお願いします

- 納税義務者が死亡したとき
- 家屋を取り壊したとき
- 阿見町外にお住まいの人で、住所に変更があったとき
- 海外に転出するとき
- 土地の利用状況を変更したとき

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される税金です。阿見町では、市街化区域および市街化調整区域のうち南平台地区および筑見地区の一部に所在する土地・家屋について、賦課期日（毎年1月1日）現在の所有者（固定資産課税台帳に登録されている者）に対し固定資産税と合わせて、納めていただく制度となっています。税額は、固定資産の価格をもとに算出された課税標準額に税率0.3%を乗じて算出します。

軽自動車税

軽自動車税（四輪以上および三輪）

- ①平成27年3月31日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成27年4月1日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、改正後の税率になります
- ③毎年4月1日現在で初度検査（新規登録）から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種別		①平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けた車両	②平成27年4月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	③初度検査（新規登録）から13年を経過した車両（重課税率）
軽自動車	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
	三輪のもの		3,100円	3,900円

グリーン化特例(軽課税率)

令和5年度税制改正により、軽四輪車等のグリーン化特例について、適用期限が令和5年3月31日から2年または3年間延長されました。対象車は電気自動車等および乗用車(営業用)に限定されます。取得した日の属する年度の翌年度分に限り、税率が軽減されます。

●新規登録車両の要件

- 令和8年3月31日までに初度検査(新規登録)を受けた電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制10%以上低減または平成30年度排出ガス規制適合)・燃料電池自動車
 - 令和8年3月31日までに初度検査(新規登録)を受けた乗用車(営業用)で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車
 - 令和7年3月31日までに初度検査(新規登録)を受けた乗用車(営業用)で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車
- ※②・③に該当するガソリン車・ハイブリッド車の場合、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車または平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限ります。

●特例措置の内容

- 上記①はおおむね75%軽減
 上記②はおおむね50%軽減
 上記③はおおむね25%軽減

原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

原動機付自転車	50cc(0.6kw)以下のもの(二輪及び三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	90cc(0.8kw)以下のもの	2,000円
	125cc(1kw)以下のもの	2,400円
	ミニカー20cc(0.25kw)超50cc(0.6kw)以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの(フォークリフト等)	5,900円
二輪の軽自動車	250cc以下のもの(側車付のものを含む)	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超のもの	6,000円



税金

軽自動車税(環境性能割) 令和元年10月1日から

消費税10%への引上げ時でもある令和元年10月1日に自動車取得税が廃止されるとともに、軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が導入されました。

環境性能割については、環境性能に応じた税率区分を適用し、従前の自動車取得税と同様に自動車の取得価格を課税標準に、自動車の登録時に取得者に課されます。

軽乗用車の軽自動車税(環境性能割)の税率 令和6年1月1日～令和7年3月31日		
車種区分および 燃費要件	税率(自家用)	税率(営業用)
電気自動車等	非課税	非課税
令和12年度燃費基準 80%達成	非課税	非課税
令和12年度燃費基準 70%達成	1%	0.5%
令和12年度燃費基準 60%達成	2%	1%
上記以外	2%	2%

軽貨物車の軽自動車税(環境性能割)の税率 令和6年1月1日～令和8年3月31日		
車種区分および 燃費要件	税率(自家用)	税率(営業用)
電気自動車等	非課税	非課税
令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
令和4年度燃費基準 100%達成	1%	0.5%
令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記以外	2%	2%

軽乗用車の軽自動車税(環境性能割)の税率 令和7年4月1日～令和8年3月31日		
車種区分および 燃費要件	税率(自家用)	税率(営業用)
電気自動車等	非課税	非課税
令和12年度燃費基準 80%達成	非課税	非課税
令和12年度燃費基準 75%達成	1%	0.5%
令和12年度燃費基準 70%達成	2%	1%
上記以外	2%	2%

※電気自動車等は、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)

※ガソリン車(ハイブリッド車を含む)については平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減に限る

個人町・県民税

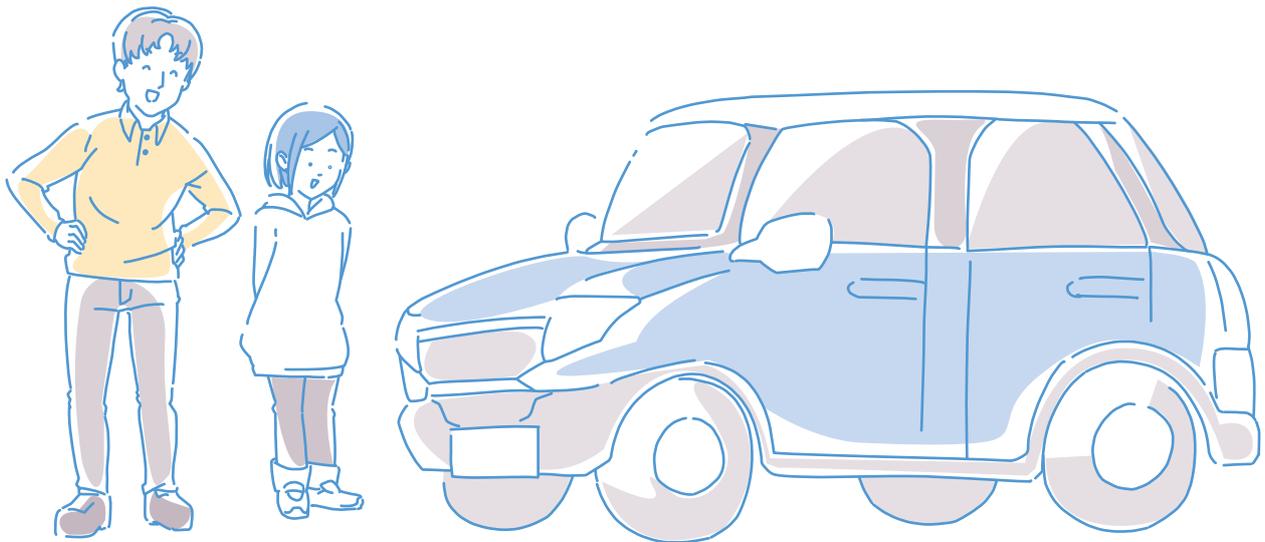
質問①	阿見町から転出したのに町・県民税の納付書が届きました。転出しても阿見町に納めるのですか？
回答	住民税は、1月1日現在にお住まいの市町村から課税されます。1月1日以降に転出された場合には、その年度分の町・県民税は阿見町に納めていただくことになります。転出先の市町村からの課税はありません。
質問②	課税証明書の申請には、何を携っていけばよいですか？
回答	本人または同居する親族が窓口申請に来る場合には、受取人の本人確認のできるもの（運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど）、交付手数料（1通300円）、をご持参ください。 代理申請の場合には委任状が必要です。

軽自動車税

質問①	4月に軽自動車を廃車したのに、町から軽自動車税の通知書が送られてきました。納める必要がありますか？
回答	軽自動車税は毎年4月1日現在、定置場（保管場所）の市町村から課税されます。4月2日以降に廃車または譲渡をした場合でも、今年度の軽自動車税は阿見町に納めていただくことになります。 月割りによる還付の制度はありません。

固定資産税・都市計画税

質問①	年の途中で土地や家屋の売買があったときの納税義務者は？
回答	土地や家屋の固定資産税は、1月1日現在の登記簿に、所有者として記載されている人に対して課税されることになっています。したがって、売買契約が締結していても、1月1日に登記簿の所有者変更が終わっていなければ、1月1日（賦課期日）を基準とする年度の固定資産税・都市計画税は、売主に課税されることとなります。
質問②	4年ほど前に住宅を新築しましたが、今年度から税額が急に高くなりました。
回答	新築住宅に対しては、一定の要件を満たすときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分（認定長期優良住宅は5年度分）に限り、120平方メートル分に相当する税額が2分の1に軽減されます。したがって、減額適用期間が終了したことにより本来の税額となっています。





防災

防災

問合せ 防災危機管理課 ☎888-1111(277)

避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、町では次の用途別に避難場所・避難所を指定しています。

緊急避難場所	切迫した災害から危険を回避するために一時的に避難する場所で、災害別(火災・地震・洪水・土砂災害)に指定しています。
避難所	災害発生の恐れがあるときや災害により住家が被害を受け、一定期間、自宅で生活できない場合に一時的に生活する施設です。
福祉避難所	一般の避難所で生活することが困難な要介護高齢者や障害のある人等を対象にした避難所です。

● 避難場所・避難所一覧

名称	所在地	電話番号	緊急避難場所(対応災害)				避難所	福祉避難所
			火災	地震	洪水	土砂災害		
町総合運動公園	吉原52-3	—	●	●				
茨城大学農学部農場	阿見4668-1	—	●	●				
県立医療大学グラウンド	阿見4669-2ほか	—	●	●				
阿見小学校	中央2-1-5	887-0019		●	●	●	●	
本郷小学校	荒川本郷1400	841-0024		●	●	●	●	
君原小学校	塙145	889-0118		●	●	●	●	
舟島小学校	島津3928	887-1720		●	●	●	●	
阿見第一小学校	岡崎3-19	887-5781		●	●	●	●	
阿見第二小学校	阿見4988	887-8531		●	●	●	●	
あさひ小学校	本郷1-5-1	893-3555		●	●	●	●	
阿見中学校	中央1-2-1	887-0028		●	●	●	●	
朝日中学校	荒川本郷1855-1	842-7771		●	●	●	●	
竹来中学校	竹来400-1	887-1201		●	●	●	●	
霞ヶ浦高等学校	青宿50	887-0013		●	●	●	●	
中央公民館	若栗1886-1	888-2526		●	●	●	●	
君原公民館	塙171-2	889-1363		●	●	●	●	
かすみ公民館	阿見2083-2	888-8111		●	●	●	●	
本郷ふれあいセンター	本郷1-11-1	830-5100		●	●	●	●	
舟島ふれあいセンター	南平台1-31-6	840-2761		●	●	●	●	
吉原交流センター	吉原614	889-0277		●	●	●	●	
実穀ふれあいセンター	上長3-28	886-5225		●	●	●	●	
阿見町民体育館	若栗1886-1	886-2526		●	●	●	●	
総合保健福祉会館 (さわやかセンター)	阿見4671-1	888-2940						●
阿見翔裕園	阿見5137	840-2881						●
阿見こなん	南平台1-33-10	879-8588						●
ケアセンター阿見	若栗2957-4	889-1180						●
スーパーア360	荒川本郷2033-508	830-5300						●
あみまちの拠点くら・ら	実穀字寺子1544-1	886-9005						●



防災

防災情報の広報手段

町では、さまざまな広報手段により防災に関する情報を発信しています。

①町ホームページ(パソコン・スマートフォン・タブレットから)

災害時の緊急情報など、町に関する様々な情報を発信します。

▶アドレス <https://www.town.ami.lg.jp>

②緊急速報メール・エリアメール

避難情報などの緊急性が高い災害情報を多くの人へ迅速に提供するため、NTTドコモの「エリアメール」、KDDI (au)、ソフトバンクおよび楽天モバイルの「緊急速報メール」に対応する携帯電話(スマートフォン)へ一斉送信します。

※メールアドレスの登録は不要です。対応した機種種の携帯電話であれば自動送信されます。受信料金は無料です。

③配信情報

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、土砂災害警戒情報など、緊急を要する情報を発信します。

④町メール配信サービス(あみメール)

災害・防犯情報等の緊急情報や、観光・イベント情報等の緊急かつ特別にお知らせしたい情報をお伝えするサービスです。登録方法等の詳細については82ページをご覧ください。

⑤防避難所開設・混雑状況について(VACANマップ)

町内において避難所を開設した場合の混雑状況がインターネット上で確認できます。

▶アドレス <https://www.town.ami.lg.jp/0000009235.html>

⑥防災行政無線

町では、町内に91基の屋外拡声子局を設置し、下記の内容で情報や注意喚起などを放送します。

- ◎災害に関する情報
- ◎J-ALERT(※)により送信される国民保護情報
- ◎町民の生命や財産に関わる緊急情報など

※J-ALERT(Jアラート):全国瞬時警報システム

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達する、総務省消防庁が整備運用するシステムです。

◎防災行政無線の放送内容

- ◎災害に関する情報
 - ・高齢者等避難、避難指示等
 - ・大雨・洪水・暴風等の気象警報、土砂災害警戒情報
 - ・竜巻注意情報
 - ・地震情報(緊急地震速報)
 - ・避難所・救護所・ライフラインに関する情報
 - ・その他の災害時における緊急伝達事項
- ◎国民保護に関する情報
 - ・有事関連情報(弾道ミサイル・ゲリラ・大規模テロ情報等)
- ◎町民の生命や財産に関わる緊急情報
 - ・行方不明者の捜索に関する情報・不審者情報等
 - ・町民の生命に関わる重大な事件や事故等の情報
- ◎その他
 - ・国・県・警察署・消防署等からの緊急情報
 - ・緊急性を伴う行政情報など

◎防災行政無線情報専用フリーダイヤル

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合は、

電話番号(0120-131-813)からお聞きいただくことができます。

※フリーダイヤル・通話料無料

※防災ハンドブックの裏表紙にも同様の内容が掲載されています。

併せてご確認ください。



◎防災ハンドブック

ハザードマップ

災害の現象ごとに「地震ハザードマップ」・「洪水ハザードマップ」・「土砂災害ハザードマップ」・「液状化ハザードマップ」を作成しています。

※「地震ハザードマップ」・「洪水ハザードマップ」・「土砂災害ハザードマップ」は役場2階防災危機管理課窓口、「液状化ハザードマップ」は役場2階都市計画課、すべてのハザードマップは町ホームページから、それぞれご覧いただけます。



防災



生活環境

町のごみ処理施設

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

『霞クリーンセンター』と『さくらクリーンセンター』の2つの施設があり、それぞれの業務は次のとおりです。また霞クリーンセンター内には、廃棄物対策課があります。

施設名	業務内容
霞クリーンセンター (阿見町追原2371-2)	収集運搬された可燃ごみの焼却、不燃ごみおよび粗大ごみの破碎・選別、資源ごみの選別・回収等を行う施設です。町内の家庭や事業から排出されたごみ(一般廃棄物)の直接搬入も受け付けています。
さくらクリーンセンター (阿見町若栗3565)	霞クリーンセンターから発生した焼却灰や不燃残渣(有価物を除いた燃えないごみを細かく破碎したものの)の処分をする最終処分場です。
廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内)	不法投棄や野焼き防止対応、土地の埋立て等の規制に関する業務を行っています。

ごみの出し方

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

各中学校の通学区域(行政区)によってごみ収集の曜日が異なります。各中学校区の行政区については次のとおりです。お住まいの住所の行政区がわからない場合は、町民活動課(☎888-1111 [内線272])に、お問い合わせください。

ごみ集積所にごみを出す場合、曜日や時間等ごみ出しルールを守り、きちんと分別して出していただくようお願いします。

中学校区

中学校	通学区域(行政区)
阿見中学校	中郷西、阿見台、西郷、北、宿、西方、中央東、中央西、中央南、中央北、鈴木、三区上、三区下、一区南、一区北、上郷、富士団地、大砂、上吉原、中吉原、下吉原、よしわら、新山、福田
朝日中学校	住吉、二区北、二区南、一区、上本郷、下本郷、本郷、シンワ、中根、実穀、上長、寺子、上小池、下小池、筑見
竹来中学校	岡崎、中郷東、立ノ越、青宿、新町、廻戸、霞台、大室、白鷺団地、曙東、曙南、レイクサイドタウン、君島、大形、石川、塙、追原、上条、飯倉、飯倉二区、上島津、下島津、南島津、掛馬、竹来、南平台一丁目、南平台二丁目、南平台三丁目

燃えるごみ

朝日中学校区(月・水・金) 阿見中学校区・竹来中学校区(火・木・土)

燃えるごみ

阿見町統一指定袋
燃えるごみ専用
[45ℓ]
[30ℓ]
[20ℓ]



燃えるごみとして出すもの

- 生ごみ ● 紙くず ● 紙おむつ ● ビニール袋 ● トレイパック類
- 皮革製品 ● ゴム製品 ● くつ ● 洗剤の容器 ● 草・枝木
- CD・DVD ● アルミ箔 ● 使い捨てカイロ ● めいぐるみ
- 食用油を固めたもの ● 貝がら ● プラスチック製品
- 発泡スチロール ● 保冷材 ● 布類(衣類以外)

広告

高

産業廃棄物収集運搬 一般廃棄物収集運搬
環境サポートリサイクルマネジメント

有限会社 **高山商店**

《事業内容》

- 一般廃棄物収集運搬
- 産業廃棄物収集運搬
- 金属・非鉄リサイクル業
- 場内清掃業
- 貨物運送業

次の世代に美しい
環境を残すために
私たちはきれいな
まちづくりに貢献します。

阿見町掛馬326 TEL 029-887-6520 FAX 029-887-5738



生活環境

出し方

- 必ず町指定のごみ袋「燃えるごみ専用」を使用し、口を結んで出してください
- 生ごみは、水をよく切ってください
- 紙おむつは、汚物を取り除いてください
- 枝木は、長さ50cm以下、太さ5cm以下にしてください。「燃えるごみ専用」袋に入らない場合、紐などで束ねれば集積所に出せます
- 草・枝木は、少量(2~3袋程度)の場合は集積所に出せますが、大量の場合は直接搬入としてください
- 在宅医療廃棄物で可燃性のものは、内袋や新聞紙等で梱包してください
- 袋を上下に重ねたり切り貼りしたものは、集積所に出されても粗大ごみ扱いとなり収集できません

燃えないごみ

朝日中学校区(火) 阿見中学校区・竹来中学校区(水)

燃えないごみ

阿見町統一指定袋
燃えないごみ専用
[30ℓ]
[20ℓ]



燃えないごみとして出すもの

- コップ ●花瓶 ●フライパン・なべ
- ドライヤー・炊飯器等ごみ袋に入る家電製品 ●ガラス ●茶碗・皿
- 植木鉢(プラスチック製品は燃えるごみ) ●金属製のキャップ類
- 折りたたみ傘 ●スプレー缶 ●電球 ●使用済みライター
- 灯油用ポリタンク(「燃えないごみ専用」袋に入る大きさのものとする)
- 蛍光灯(※1)
- 乾電池・水銀を使っている体温計・モバイルバッテリー・電子タバコ本体(※2)

出し方

- 必ず町指定のごみ袋「燃えないごみ専用」を使用し、口を結んで出してください
- ガラス・刃物類は、新聞紙等で梱包してください
- スプレー缶は、爆発を防ぐため完全に使い切るか、火の気の無いところでガスを抜いてから出してください
- 灯油用ポリタンク類は、中身を空にしてください
- ※1蛍光灯は、他の燃えないごみと一緒にせず、蛍光灯のみを「燃えないごみ専用」袋に入れてください
- ※2乾電池・水銀を使っている体温計・モバイルバッテリー・電子タバコ本体は「処理困難物専用袋」に入れてください。変形(膨らむ等)したモバイルバッテリー等は集積所には出せません。
- 「処理困難物専用袋」は、回覧板で配布または役場・うずら出張所・霞グリーンセンターで無料配布しています
- 塗料缶(パンキ缶・スプレー缶)は中身が残っているものは処理できません。中身を使い切り、缶の内側を紙や布などでふき取ったものは、霞グリーンセンターに直接搬入してください。ごみ集積所には出さないでください

資源ごみ(紙類・布類)

朝日中学校区(火) 阿見中学校区・竹来中学校区(水)

資源ごみ(紙類・布類)



資源ごみ(紙類・布類)として出すもの

- 新聞紙 ●本 ●ダンボール ●牛乳パック ●チラシ・菓子箱等
- 布類(皮類を除く衣類)

出し方

- 雨の日には出さないでください
- 紙類(新聞紙・本・ダンボール・牛乳パック等)は、種類ごとに紐などで十字に縛ってください。
- 牛乳パックは中を洗い切り開くか平らにつぶしてください
- 布類は町指定のごみ袋「燃えるごみ専用」に入れて出してください
- 汚れのひどいものは、燃えるごみとして出してください

広 告

鉄・非鉄金属・中古農機具・重機・現金にて買取します!

出張見積無料!

査定無料!

中古農機、重機は壊れていても大丈夫!

大型物の撤去・片付け、その他
ご相談ください!!! 工場、事務所
倉庫の移転、廃業、大掃除に伴う
不要品の処分や買取! 解体業者
一般の方の持ち込み大歓迎!!!

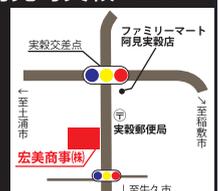
国際貿易・限りある資源を大切に

宏美商事(株)

☎080-3528-9570

〒300-1153 稲敷郡阿見町実穀 1299-1

茨城県公安委員会
古物商
第40128000583号
金属くず商 第39号



資源ごみ



資源ごみとして出せるもの

- かん
- びん
- の表示のあるペットボトル

出し方

- ふたを取りはずし、中を空にしてください
- 内ふた等、取りはずすのが難しいものはそのまま結構です
- プラスチック製のふたは燃えるごみ、金属製のふたは燃えないごみになります
- 油や汚れの落ちないものは、燃えないごみとして出してください
- 資源ごみだけを、専用コンテナに入れてください
- かんは、つぶせるものは軽くつぶしてください
- ペットボトルは、ふた・ラベルを取りはずし軽くつぶしてください
- 食用油のかん・汚れの落ちないかん・直径15cm以上のかんは、燃えないごみとして出してください

粗大ごみ

粗大ごみ



粗大ごみとして出せるもの

- タンス・ベッド・ソファ・机・椅子・本棚・食器棚などの家具類
- 布団類(大小関わらず粗大ごみ扱いとする)
- 扇風機・電子レンジ・ストーブなどの電気製品 ●自転車
- カーペット類 ●流し台 ●ガステーブル ●オルガン
- スプリング入りマットレス など

出し方

(1) 申込収集

- 霞クリーンセンターに申し込み後、必要枚数の粗大ごみステッカーを購入、貼付し敷地内の指定した場所に出してください。
- 毎週木曜日(祝祭日を除く)に収集に伺います
- 絶対にごみ集積所には出さないでください
- 粗大ごみの申し込みは、霞クリーンセンター ☎889-0091へお電話ください

(2) 直接搬入

- ごみを直接搬入する人は原則として本人とし、町内在住確認の為、住所・氏名等が確認できる運転免許証等の身分証明書をご持参ください(確認できない時は搬入できません)
- 50kgまでは無料。50kgを超えた分について10kg当たり150円の処理手数料がかかります
- 直接搬入の受付時間 月曜～金曜日:午前9時～12時 午後1時～4時
土曜日 :午前9時～11時

注意

- 大量の草・枝木(枝木の長さは2m以下とし、太さは10cm以内とする)は直接搬入となります
- 直接搬入する際に、**他市町村の袋**や、**中身の見えない袋**に入れたごみは受入れできません
- パソコン等、個人情報を含むものはご自身でデータを消去してください
- 家電リサイクル法に係る家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・洗濯機・衣類乾燥機)は出し方が異なりますので、リサイクルの項目を確認してください
- 粗大ごみ以外は、できるだけ集積所に出してください

町で処理できないごみ

- 建築廃材(丸太・瓦・コンクリートブロック・タイル・レンガ・塩ビ管・石膏ボード・便器・浴槽・浄化槽・井戸ポンプ等)
- 自動車・オートバイおよびその部品(タイヤ・バッテリー等) ●耐火金庫 ●消火器 ●残灰 ●化学薬品 ●火薬類
- 食用油以外の廃油類 ●農薬・農業用ビニール・農機具 ●土砂 ●太陽光パネル ●太陽光温水器 ●ウォーターサーバー
- レーザープリンター ●ピアノ ●在宅医療廃棄物のうち注射針等の鋭利なもの ●塗料缶(中身が残っているもの)
- 除湿器(フロンが使用されているもの) など

処理方法

- 専門業者に相談したり、工事作業を依頼した業者や「製品の購入店・取り扱い店」に引き取りを依頼してください
- 在宅医療で発生した注射針等の鋭利なものは、医療機関等に引き取りを依頼してください
- 不明な場合は、霞クリーンセンターにお問い合わせください



ごみ集積所にごみを出す場合、阿見町統一指定袋に入れて出していただく必要があります。阿見町統一指定袋を使用していないごみは収集いたしません。

ごみ袋の種類

種別	内容
燃えるごみ専用袋	4種類のサイズがあります。 ●大(45リットル) ●とって付き大(45リットル) ●中(30リットル) ●小(20リットル)
燃えないごみ専用袋	2種類のサイズがあります。 ●中(30リットル) ●小(20リットル)
処理困難物専用袋	年2回、回覧板で配付しています。町民課(役場庁舎1階)・霞クリーンセンター・うずら出張所の窓口でも無料で配布しています。

『阿見町統一指定袋』『粗大ごみステッカー』の販売

町内のホームセンター・スーパー・コンビニなどで購入できます。役場や霞クリーンセンターでの販売はしていません。

『ごみ収集カレンダー』

- ごみの収集日を記載した『ごみ収集カレンダー』は、『阿見中学校区・竹来中学校区』と『朝日中学校区』の2種類があります
- 毎年3月に各行政区の区長を通して配付しています。また、町民課(役場庁舎1階)・霞クリーンセンター・うずら出張所の窓口でも配布しています

『事業系のごみ』について

事業所・店舗などから排出される事業系のごみは、ごみ集積所には出せません。直接搬入するか町の許可業者に収集を依頼してください。

- ※『事業系のごみ』を霞クリーンセンターに搬入する際は、ごみ処理手数料として10kgあたり230円を徴収します
「家電リサイクル法」・「小型家電リサイクル法」により、特定の家電についてはリサイクルを行っています。
- ※業務用の機器はこの法律の対象外です。詳細は廃棄物対策課にお問い合わせください



家電リサイクル

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

対象品目等

項目	家電リサイクル法
対象品目	●エアコン ●テレビ ●冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー ●洗濯機・衣類乾燥機
リサイクル(再資源化)の実施者	製造業者
消費者の費用負担	対象品目によって数千円程度のリサイクル料金と収集運搬料金がかかります

処分方法

区分	内容
対象家電を買い替える場合	小売業者には、消費者が対象家電を購入する際、同種の製品の引取義務がありますので、買い替えの際は小売業者に引き取りを依頼してください。
処分だけ依頼する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●製品を購入した小売業者に依頼する場合 小売業者は、自ら販売した対象家電の引取義務がありますので、購入した小売業者に引き取りを依頼してください。 ●製品を購入した小売業者に依頼できない場合 ①他の小売業者(電気店・ホームセンター等)に引取りを依頼する ②指定引取場所に持ち込む:郵便局にある振込用紙(家電リサイクル券)を使ってリサイクル料金を支払い、お近くの指定取引場所の持ち込んでください。近隣の指定取引所は、(一財)家電製品協会のホームページ等でご確認ください ③霞クリーンセンターに引取りを依頼する:リサイクル料金をお支払した明細書と粗大ごみステッカーが必要になります。粗大ごみステッカーは、霞クリーンセンターに直接搬入する場合は2枚(1,000円分)、個別回収の場合は4枚必要(2,000円分)です ④協力事業者による回収サービス:町では「家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家電4品目の宅内回収サービスを行っています。回収の料金や申し込みは、リネットジャパンリサイクル(株)のホームページにて確認してください。ホームページ: https://www.renet.jp/sg-renet/

小型家電リサイクル

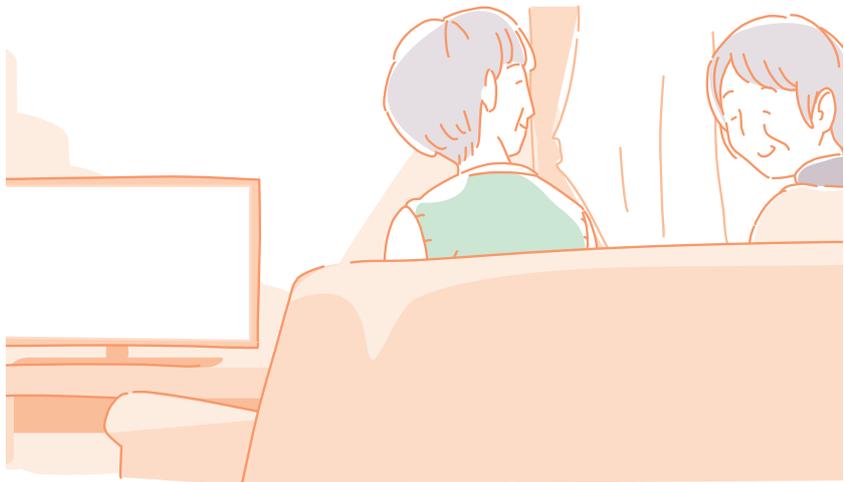
問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

対象品目等

項目	家電リサイクル法
対象品目	家電リサイクル法に該当する4品目【エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー、洗濯機・衣類乾燥機】以外のご家庭にある電化製品が対象となります。 ※パソコンはごみ集積所には出せません。直接霞クリーンセンターにお持ち込みいただくか、リサイクル業者に引き取りを依頼してください
リサイクル(再資源化)の実施者	認定業者(国が認定)
消費者の費用負担	特別な費用負担はありません。 ただし、ごみ集積所へ出す場合は「燃えないごみ専用袋」の購入料金、粗大ごみとして出す場合は『粗大ごみステッカー』の購入料金、霞クリーンセンターへ直接搬入する場合は処理手数料(50kgまでは無料。50kgを超えた分について10kgあたり150円)がかかります。



生活環境



— 告 告 —

かたづけ屋

- 引越、解体などの整理・回収を格安作業料金で引受けます。
- リサイクル品は買取相殺いたします。

家電
家具
雑貨類

美術品
骨董品
etc..

会社、店舗、ホテル、工場などの
 大口やデッドストック品・備品類など。
 物置、コンテナ、スーパーハウスなど。
 高価買取致します。
 同業他社様、便利屋様も是非ご相談ください。

antique dealer
MAX 家財リサイクル専門店
 (有)マックス ☎0120-693-100
 つくば市下広岡1055-284 MAXビル I 101

第401180000887/茨城県公安委員会 古物商許可証 第401270001060/茨城県公安委員会 古物市場主許可証

処分方法

	ごみ集積所	『粗大ごみ』回収の申し込み	霞クリーンセンターへ直接搬入	『小型家電回収ボックス』に入れる
「燃えないごみ専用袋」に入るもの	○	×	○	×
「燃えないごみ専用袋」に入らないもの	×	○	○	×
パソコン ※事業用を除く	×	○	○	×
『小型回収ボックス』で回収の対象となっている11品目(①携帯電話②ビデオカメラ③デジタルカメラ④電卓⑤ACアダプタ⑥携帯型ゲーム機⑦電子手帳⑧電子辞書⑨ICレコーダー⑩携帯音楽プレーヤー⑪カーナビ・ETC)	○	×	○	○

『小型家電回収ボックス』の設置場所

- 役場庁舎1階正面玄関(☎888-1111)
- うずら出張所(☎841-1167)
- 中央公民館(☎888-2526)
- かすみ公民館(☎888-8111)
- 本郷ふれあいセンター(☎830-5100)
- 図書館(☎887-6331)
- 総合保健福祉会館さわやかセンター(☎888-2940)
- カスミフードスクエア阿見店(☎887-6276)
- フードスクエアカスミ荒川本郷店(☎843-6117)

小型家電を処分する際に注意すること

- 個人情報保護のため、携帯電話やパソコン等の個人情報は必ず削除してから出してください
- 電池類・メモリーカード類は抜き取って、それぞれの適正な方法で廃棄・処分してください

○回収ボックス対象品目



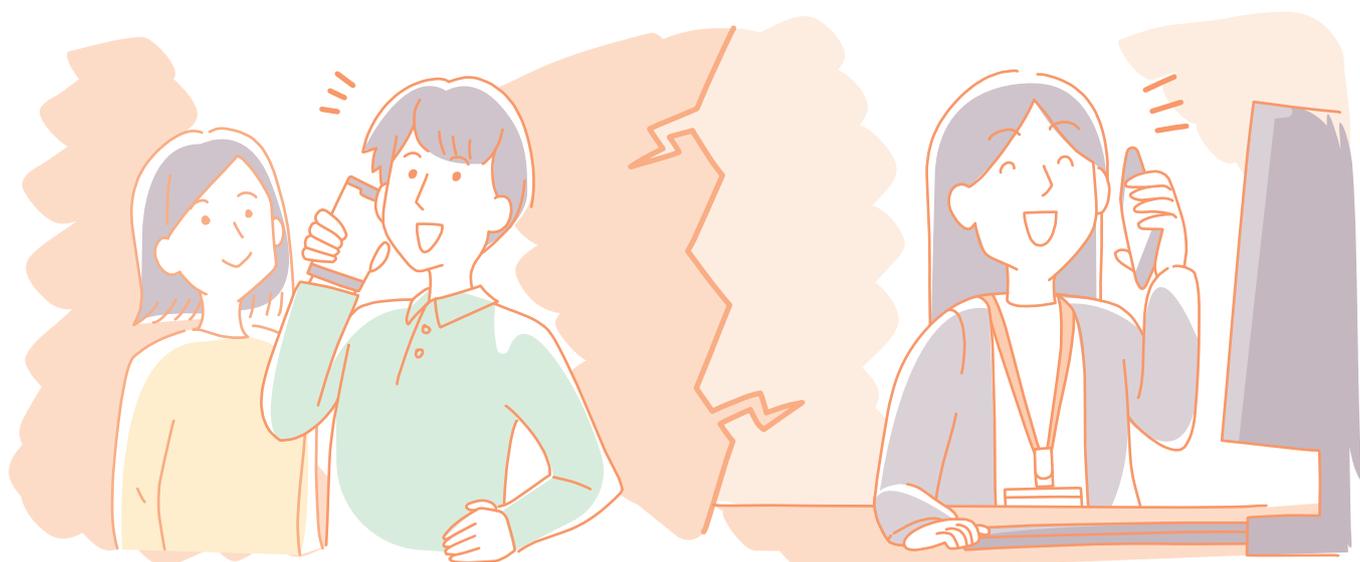
○回収ボックスの例



協力事業者による回収サービス

町では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。

- リネットジャパンリサイクルお問い合わせ専用窓口
☎0570-085-800
ホームページ: <https://www.renet.jp>
- データはご自身で消去してください(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります)
- ほかの小型家電、プリンターなどの周辺機器も一緒に回収可能です
- パソコンを含む段ボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります
- インターネットが利用できない人は、上記お問い合わせ専用窓口へご相談ください



食品ロス削減のため、NPO法人フードバンク茨城と連携して公共施設に「きずなBOX」(寄付食品受取箱)を設置し、未利用食品等の活用を推進しています。

寄付された食品は生活困窮者自立支援のための食品ニーズに応えるほか、児童養護施設などの福祉施設に調理用、おやつ用として提供されます。

「きずなBOX」の設置場所

- 総合保健福祉会館さわやかセンター1階ロビー、本郷ふれあいセンター1階ロビー

寄付するときの留意点

- 食品は常温管理できるもので未開封、賞味期限が2ヶ月以上残っているものをお願いします。(缶詰・レトルト食品などすぐに食べられる、おかずになる食品が不足しがちです。)
- 賞味期限の表示を事前によく確認してください。ギフト商品などで外箱のみに賞味期限が記載されている場合があります。記載のない中身だけでは受け取れませんのでご注意ください。
- お米(精米、玄米)を寄付する時は事前に必ずカビ・害虫等の発生がないことをご確認ください。
- きずなBOXに入らない量のお米は、フードバンク事務所まで直接搬入をお願いします。
- お酒類、健康食品、ペットフードは受け付けておりません。

お問い合わせ

- NPO法人フードバンク茨城牛久本部 ☎029-874-3001
※月・水・金曜日 10時～16時
(祝日休み)
ホームページ: <https://sites.google.com/site/fbibaraki/>
- 阿見町役場廃棄物対策課(霞グリーンセンター) ☎029-889-0091
※平日8時30分～17時15分



デマンドタクシー『あみまるくん』

問合せ 町地域公共交通活性化協議会事務局(都市計画課内) ☎888-1111(233)

町では、公共交通の不便地域や高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するため、デマンドタクシー(乗り合いタクシー)を運行しています。町民の皆さまの日常生活の移動手段として、買い物や通院などさまざまなシーンでお気軽にご利用ください。

利用条件

●阿見町にお住まいの人(あらかじめ利用者登録が必要です)

※ただし、1人で乗降が可能な人に限らせていただきます。1人で乗降ができない場合は、付添人が同伴すればご利用いただけます(付添人も料金がかかります)。また、電話による予約および確認が可能な人とさせていただきます。

なお、下記に該当する人は利用できません(車内は飲食・飲酒・喫煙禁止)。

- 町に住民登録のない人
- 小学生未満の子どもだけの利用
- ペットを連れている人(介助犬などは可)
- 営業目的での利用

利用料金

大人(中学生以上)	400円
小児(小学生)	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている人・介護保険法における「要介護者」「要支援者」「事業対象者」および上記の人に付き添う人(1人のみに適用)	200円
幼児(3歳以上7歳未満)は保護者同伴のこと	保護者1人につき2人目まで無料。 3人目からは200円
幼児(3歳未満)は保護者同伴のこと	無料

※料金の支払いは回数券による支払です(現金での支払いはできません)。あらかじめ回数券をご購入下さい。

回数券は1冊2,000円(200円券×11枚)と1,000円(200円券×5枚)の2種類があり、下記で販売しています。

- 2,000円券(都市計画課およびデマンドタクシー車内)
- 1,000円券(都市計画課)

デマンドタクシー車内で購入される際は、おつりがないようにご協力をお願いします。

通行日時

月～金曜日の午前8時から午後5時まで運行(ただし、祝・祭日および年末年始は運休)。

通行区域

町内およびJR常磐線荒川沖駅東口 ※町内の大きな施設・荒川沖駅東口の乗降場所は1か所のみとなります。

予約受付時間

午前8時30分～午後5時まで

予約は利用日の2日前(運休日を除く)から、利用したい出発時刻の30分前[午前8時台・午前9時台の利用については前日]までの間に、予約センターへ電話してください。例えば火曜日に予約したい場合は、土日を除いた前の週の金曜日から予約ができます。

あみまるくん予約センター ☎888-4152

ご予約の際はオペレータに

①お名前・ご住所 ②乗車日 ③人数 ④乗車場所 ⑤降車場所 ⑥出発希望時刻をお伝えください。

予約結果(出発時刻など)をオペレータがお答えします。

犬・猫を飼うとき

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(173)

犬の登録(犬の生涯に1回)

- 犬は、生涯に1回の登録が義務付けられています。登録は、生活環境課または町内の動物病院で手続きを行ってください。阿見町の鑑札を交付します(登録手数料2,000円)。鑑札は犬に装着しましょう
- 引っ越しや譲渡により犬が阿見町に転入した場合は、前市区町村で交付された鑑札を持参して生活環境課で手続きしてください。無料で鑑札を交換します

狂犬病予防注射(毎年度1回)

- 犬を飼うときは、狂犬病予防法により毎年度1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。接種すると注射済票が交付されます(交付手数料400円)。注射済票は犬に装着しましょう
- 町では毎年4月に各行政区に出向いて集合注射を実施し、注射済票の交付を行っています。集合注射の会場や日時、費用等については、事前に飼い主あてにハガキで通知します
- 集合注射によらず個別に町内の動物病院で接種した場合は、病院で注射済票を交付します。町外の動物病院で接種した場合は、接種の証明書を持参のうえ生活環境課で注射済票交付手続きを行ってください

犬を飼うときのルールとマナー

- 大型犬など茨城県が指定する「特定犬」は檻の中で飼うことが義務付けられています
- 茨城県・阿見町の条例により、飼主の遵守事項として、犬の係留(檻や柵その他囲いの中で飼い、または綱等でつないでおくこと)が定められています。散歩の時も必ずリードをつけましょう
- 犬の糞は、飼い主が責任を持って適切に処分してください

猫を飼うときは、屋内で飼いましょう

猫は環境を整えれば室内で十分飼育することができます。交通事故・失踪・感染症から猫を守るために、また、ご近所への配慮としても屋内飼育を実践しましょう。

愛護動物の殺傷・虐待・遺棄などは犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺傷、虐待したり遺棄したりすることは重大な犯罪であり、2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられることがあります。絶対にやめましょう。

飼い犬・猫の不妊去勢手術補助金

町では、犬や猫がみだりに繁殖することを抑制し、人と動物が共生できる地域環境づくりを实践するため、飼養する犬および猫の不妊去勢手術を行った人に、予算の範囲内において補助金を交付します。予算がなくなり次第受付終了となります。

- 補助金額は不妊(メス)は4,000円、去勢(オス)は3,000円(犬も猫も同額)
- 各年度において、1世帯につき犬または猫1頭に限りです
- 手術を行った日から30日以内に申請をしてください

飼い犬・猫が行方不明になったら

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(173) 県動物指導センター ☎0296-72-1200 牛久警察署会計課 ☎871-0110

飼い犬や飼い猫が逃げ出したり行方不明になった時は、役場生活環境課・県動物指導センター・牛久警察署会計課に連絡しましょう。保護した人が通報している場合もありますので、早めの連絡を心がけましょう。

- 飼い犬の首輪には鑑札および狂犬病予防注射済票を付けておきましょう
- 飼い犬・飼い猫の首輪に迷子札を付けておきましょう
- より確実に個体の識別が可能なマイクロチップの埋め込みを検討しましょう

上・下水道の届け出について(使用開始・使用中止・人数変更等)

次の場合はお手続きが必要となりますので、上下水道課☎889-5151までお問い合わせください。

- 町外からの転入などにより、新たに上・下水道をご使用になるとき
- 町外への転出などにより、上・下水道の使用を中止するとき
- 井戸水をご利用されているご家庭等で、ご家族等の人数に変更があったとき。

水道メーターと検針

◎水道メーターとは

水道メーターとは、皆さんが使われた水道の量を正確に記録するための機器です。水道メーターにより記録された使用水量に基づき、水道料金を算出します。

また、水道メーターは町水道事業が皆様に貸与している機器です。紛失や破損した場合には損害額をご負担していただく場合がありますので、取扱いにはご注意ください。

◎水道メーターの検針にご協力ください

町水道事業者から委託を受けた検針員が毎月皆様のご自宅等を訪問し、水道メーターから使用水量を確認させていただきます。また、検針に基づき「検針票」を発行し、ポストなどに投函します。検針に際しましては、皆様の敷地に立ち入りさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

- 水道メーターボックスの上には、物を置かないでください
- 水道メーターボックスの中は、ときどき掃除してください
- 住宅の増改築などで水道メーターの移設が必要となった場合は、「阿見町指定給水装置工事業者」による工事が必要となりますので、移設する際は必要なお手続きをお願いします
- 検針がスムーズに行えるよう、愛犬などのペットにはご配慮願います

水道料金表

水道料金は、基本料金・従量料金または超過料金・メーター使用料からなっています。

◎基本料金および従量料金または超過料金(1か月あたり、税抜)

▶家事用

基本料金	従量料金(1㎡につき)					
	水量	料金	水量	料金	水量	料金
700円	10㎡まで	110円	11㎡~30㎡	220円	31㎡~	260円

▶家事用以外

用途	基本料金		超過料金(1㎡につき)			
	水量	料金	水量	料金	水量	料金
医院用	10㎡まで	2,500円	11㎡~30㎡	270円	31㎡~	320円
官公庁用	20㎡まで	3,800円	21㎡~30㎡	220円		260円
営業用	15㎡まで	3,700円	16㎡~30㎡	310円		340円
臨時用	10㎡まで	4,300円	11㎡~	650円		

◎メーター使用料(1か月あたり、税抜)

メーター口径	使用料
13mm	80円
20mm	150円
25mm	160円
30mm	280円
40mm	300円
50mm	1,150円
75mm	1,500円
100mm	2,100円
150mm	2,500円

◎水道料金の計算方法

基本料金+従量料金または超過料金
+メーター使用料=水道料金

- 計算例(使用水量20㎡・口径20mm家事用の場合)
- | | |
|------------|--------|
| 基本料金 | 700円 |
| 従量料金 1~10㎡ | 1,100円 |
| 11~20㎡ | 2,200円 |
| メーター使用料 | 150円 |
| <hr/> | |
| | 4,150円 |
- 4,150円に消費税が加算されます



下水道使用料

① 使用料(1か月あたり、税抜)

区分	排除汚水量	金額
基本料金	10m ³ まで	1,300円
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ ～ 20m ³	120円
	20m ³ ～ 30m ³	130円
	30m ³ ～ 50m ³	150円
	50m ³ ～100m ³	160円
	100m ³ ～500m ³	170円
	500m ³ 以上	180円

② 計算例(25m³使用時)

基本料金	10m ³	1,300円
超過料金	10m ³ ×120円	1,200円
	5m ³ ×130円	650円
		3,150円
		3,150円に消費税が加算されます

③ 排除汚水量の算出方法

- 水道を使用している場合：水道使用量が排除汚水量となります
- 水道を使用していない・水道と井戸水を併用している場合：ご家族1人につき6m³の排除汚水量とさせていただきます

④ 計算例(4人家族の場合)

4人×6m³=24m³

上下水道料金の支払方法

① 口座振替による支払

毎月指定の口座から自動的に引き落とされます。口座振替をご希望される方は、取扱金融機関の窓口に預貯金通帳、通帳届出印をご持参いただき、町指定の用紙に必要事項をご記入のうえ、お手続きを行ってください。自動振替による口座からの引き落とし日は、毎月15日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

※口座振替用紙は役場・うずら出張所・水道事務所・町内の各金融機関・郵便局の窓口にご用意しています

○ 取扱金融機関(本支店)

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・みずほ銀行 ・東日本銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行 ・三菱UFJ銀行
- ・水戸信用金庫 ・茨城県信用組合 ・中央労働金庫 ・水郷つくば農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県・山梨県に限る)

② 納付書による支払

毎月上旬に上下水道料金納入通知書(はがき)を郵送します。

- 役場会計課 ○ うずら出張所 ○ 水道事務所 ○ 取扱金融機関の窓口
 - 取扱コンビニエンスストア ○ スマホアプリ収納サービス
- でお支払いください。

※三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行での納付書による取り扱いは、終了いたしました。

○ 取扱コンビニエンスストア

- ・MMK設置店 ・くらしハウス ・スリーエイト ・セイコーマート ・セブンイレブン ・生活彩家
- ・タイエー ・デイリーヤマザキ ・ニューヤマザキデイリーストア ・ハセガワストア ・ハマナスクラブ
- ・ファミリーマート ・ポプラ ・ミニストップ ・ヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ローソン ・ローソンストア100

浄化槽

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(173)

高度処理型浄化槽の設置義務について

問合せ 県民生活環境部 環境対策課 ☎029-301-2966
県土木部 都市局建築指導課 ☎029-301-4727

現在、霞ヶ浦流域に浄化槽を設置する場合、県霞ヶ浦水質保全条例により高度処理型浄化槽とすることが義務づけられています。また、「高度処理型浄化槽の設置」が建築確認の審査要件となり、従来の「通常型浄化槽」では建築基準法による確認済証が交付されなくなりました。不正に通常型浄化槽を設置した場合は、県霞ヶ浦水質保全条例による罰則の対象となりますのでご注意ください。

浄化槽設置事業費補助金

町では、霞ヶ浦を含む公共水域の水質改善のため、右記を対象に環境配慮型浄化槽(高度処理型浄化槽でないものは除く)の設置費用に関わる補助制度を設けています。

対象区域	阿見町浄化槽処理促進区域(下記の区域を除く阿見町全域) ○ 公共下水道事業認可区域(整備区域およびおおむね7年以内に整備が見込まれる区域) ○ 農業集落排水事業実施区域(整備区域およびおおむね7年以内に整備が見込まれる区域)
対象	対象区域内で住宅などに10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する人 ※下記の人を除く ○ 建築確認申請・浄化槽設置届けをしていない人 ○ 販売の目的で住宅等を建築する人 ○ 住宅等の賃貸人の承諾が得られない人
申込方法	浄化槽を設置する前に 『〒300-0314阿見町追原1804-4 阿見町浄化槽関連受付窓口(町水道事務所内) ☎889-5151』に申し込む
その他	国・県の補助を受け実施するため補助金額に制限があり、予定補助金額に達した時点で受付を締め切ります

道路

問合せ 道路課 ☎888-1111 (242~245)

町道一時使用届、道路占用許可申請および道路工事施工承認申請について

町道で工事や催し物等を実施する場合は、道路管理者である町への届け出、または許可・承認が必要になります。

- 町道で一時的に作業やイベント等を実施する場合は、町道一時使用届が必要です。
 - 建築工事のためのクレーン車による作業等を行うとき
 - 道路占用物の保守点検、高所作業車による樹木伐採等を行うとき
 - 式典や駅伝等を開催するとき
- 町道上に一定の工作物、物件または施設等を設け、継続して道路を使用するときには、道路占用の許可申請が必要です(道路法第32条)。
 - 道路工事などのため、足場・仮囲い・資材置き場等として道路を使用するとき
 - 道路上で地域のイベント等を催すとき
 - 露店、商品置き場その他これらに類する施設等を設けるとき

※占用内容によっては、道路占用料が必要となります。占用料については、阿見町道路占用料徴収条例に基づき請求します。また、道路の使用について、道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合は、別途、所轄警察署長の道路使用許可を受ける必要があります。

- 町道の管理者以外の者が、自らの必要に応じて、自費にて道路および道路附属施設等を工事するときは、道路管理者の承認が必要です(道路法第24条)。
 - 車両乗り入れのための歩道の切下げ工事・縁石・ガードレールの撤去工事を行うとき
 - 植樹帯の移設又は撤去工事を行うとき
 - その他、道路の現状を変えて道路の構造に影響を及ぼす工事等を行うとき

道路の穴ぼこ等の危険箇所を発見した場合は通報にご協力ください

町内の道路を安全に保つため、道路の穴ぼこ、側溝蓋の破損、カーブミラーやガードレールの破損などの危険な箇所を発見した場合は、道路課までご連絡いただきますようお願いいたします。

道路上に張り出している樹木等の伐採をお願いします

樹木の枝等が歩道や車道へ張り出していると、通行の妨げになるだけでなく、信号や道路標識、カーブミラーなどにかかり、安全確認も難しくなるため、歩行者や車両等を巻き込んだ事故につながるおそれがあります。張り出した枝等が原因で事故が発生した場合、樹木等所有者が賠償責任を問われる場合があります。個人の管理・責任のもと、対応や処理をしてください。

私有地から道路などに張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、町で切ることができません。ただし、道路通行に支障を及ぼす場合にはやむを得ず、緊急措置として、予告なく道路管理者が支障となる箇所の伐採等を行う場合があります。

※参考法令：民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切り取り) 民法第717条(土地の工作物の占有者及び所有者の責任) 道路法第43条(道路に関する禁止行為)

道路の里親を募集しています

町では、町民の皆さんや企業との協働により、道路の美化活動を推進する「道路里親制度」の参加団体を随時募集しています。町は、認定参加団体へ道路美化活動費に対する補助金の交付・保険の加入・看板の設置などの支援をしています。ボランティア活動に関心のある地域の方々や職場の仲間と一緒に活動に参加してみませんか。

- 活動場所：幅6mを超える舗装済みで作業時の安全確保ができる町道(歩道・路肩・法面等)
- 活動内容：空き缶やごみ等の収集・除草・清掃、道路施設の破損等の情報提供、その他道路等の愛護活動に必要なこと
- 応募条件：活動延長が100m以上であり、5人以上で構成された地域住民団体または企業団体が、活動内容について年4回以上の活動を行うこと
- 補助金
 - 活動延長が100m以上300m未満の里親：年間上限1万円
 - 活動延長が300m以上500m未満の里親：年間上限2万円
 - 活動延長が500m以上1km未満の里親：年間上限3万円
 - 活動延長が1km以上の里親：年間上限5万円
- 補助金の使い道：活動に使用する道具や軍手等消耗品、飲み物など自由にお使いいただけます。

都市計画

問合せ 都市計画課 ☎888-1111 (231~233)

土地取引の届出

国土法：市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000㎡以上の土地取引について、土地売買等の契約を行ったときは、契約締結の日から2週間以内に届出が必要です

公拡法：法律に定める一定面積以上の土地取引は事前届け出が必要です

地区計画について

地区計画の対象区域内では、建物等を新築・増改築する場合や、土地の区画形質を変更する場合、工事着手の30日前までに届け出が必要です。

屋外広告物について

一定の基準を超える屋外広告物の掲示については、許可が必要です。

貸駐車場について

一定の基準を超える時間貸駐車場を設置する場合は、事前に届け出が必要です。

景観形成道路について

景観形成道路の指定範囲内(※)で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転などの行為は、事前に届出が必要です。

また、指定範囲内で良好な沿道景観の形成に寄与する建築行為等や緑化にご協力いただける人を対象に、補助金を交付しています。

※都市計画道路新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線、追原・久野線および、国道125号バイパス(町内区間)の沿道



木造住宅の耐震工事費・耐震改修費の支援

地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅に対し、町では一定の要件の下で補助金を交付しています。

生垣設置の奨励

うるおいのある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

そのほかの環境衛生

空き地の雑草は刈り取りをしましょう

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(173)

「阿見町環境美化条例(第15条)」により空き地は、その土地の所有者または占有者が責任をもって管理することになっています。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫の発生や不法投棄・犯罪・火災などが起こりやすくなりますので、日ごろから適正な管理をするようにお願いします。

個人で刈り取った雑草は、直接、霞クリーンセンターに持ち込むか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。処理手数料は、直接搬入の場合は50kgまで無料です。

▶注意

- ◎一度に大量の刈り取った雑草をごみ集積所に出すと回収しきれない場合があります。量が多い場合は霞クリーンセンターへの持ち込みをお願いします
- ◎野外での焼却行為は禁止されています。刈り取った雑草は燃やさないでください

不法投棄の禁止

問合せ 廃棄物対策課 ☎889-0281

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しています。この規定に違反すると、最高で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)、またはその両方の罰則が科せられます。

不法投棄を見つけたら不法投棄110番(☎0120-536-380)へ!!

野焼きは犯罪です

問合せ 廃棄物対策課 ☎889-0281
牛久警察署生活安全課 ☎871-0110

▶注意

- ◎「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条の2)」により、廃棄物の野外焼却は原則禁止されています
 - ◎廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険性もありますので、絶対にやめましょう
 - ◎ごみは焼却せずに分別・減量化・再資源化に努め、ルールを守って出すようにしてください
- ※悪質な野焼きを発見した場合や、近所の野焼きに困っている人は次の連絡先まで速やかにご連絡ください

土地の埋立てには許可が必要です

問合せ 廃棄物対策課 ☎889-0281

土砂等による土地の埋立てなど(埋立て・盛土・たい積)を行う場合は条例による許可が必要です。無許可による埋立てや、産業廃棄物による埋立てを行った場合は、関係法律により罰せられます。また、土地所有者にも事業者と同様の責務が生じます。土地の埋立てなどを計画している場合は、所定の手続きをしたうえで事業を実施してください。

生ごみ処理容器等購入費補助金

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(174)

家庭から排出されるごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量化および循環型社会の形成を進めるため、生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を購入した人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象容器	補助率	限度額	1世帯限度
生ごみ処理容器	3分の2	3,000円	2基
電気式生ごみ処理機	3分の1	20,000円	1基

※購入費用には消費税を含み、100円未満は切り捨てです。また、この補助金を交付されてから5年経過すればまた補助金を申請することができます

スズメバチ駆除費補助金

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(174)

スズメバチの早期発見および駆除を促進して町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者	補助率	限度額	対象となるハチの種類
スズメバチが営巣している町内の土地もしくは建物の所有者、管理者または賃借する個人	2分の1	15,000円	スズメバチ 亜科のみ

※駆除処理に要した費用は消費税を含み、100円未満は切り捨てです。また、スズメバチの駆除処理を実施した日から1か月以内に申請をしてください

県民交通災害共済

茨城県全市町村が共同で運営している相互共済制度です。会員が交通事故によりけが等の災害にあわれた場合に見舞金をお支払いします。

- ◎年会費 900円(中学生以下500円)
※9月30日以降の申込みは半額
- ◎対象となる交通事故 ①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)
②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故
※道路上での事故が対象になります。
- ◎見舞金額 障害2万円～30万円、身障見舞金50万円、死亡100万円

高齢者運転免許自主返納事業

75歳以上の高齢者が運転免許を自主返納した場合、町デマンドタクシー「あみまるくん」の利用券を1万1千円分支給しています。自主返納してから1年以内に申請してください。

地域防犯活動組織

行政区その他の地域住民で構成する組織(地域防犯活動組織)が行う防犯活動に対して、防犯活動用品の貸与等を行っています。

- ◎貸与品 反射腕章、反射タスキ、車両用マグネットステッカー、のぼり旗、防犯ベスト、防犯キャップなど

農林業

阿見町ふれあい農園・菜園

町では、町民の皆さんに土と親しみ、作物の栽培・収穫の喜びを体験していただくこと、「ふれあい農園・菜園」の貸し出しを行っています。余暇を利用して作物を育ててみませんか。

- ▶募集期間 毎年4月から定員になり次第締め切り
- ▶契約期間 毎契約時から翌年の3月31日まで
- ▶対象 町内在住の農業を営んでいない20歳以上の人
- ▶使用料 年額3,000円(1区画約33㎡)
- ▶所在地 ふれあい農園・菜園とも阿見町若栗地内

ふれあいの森

町の貴重な平地林を再生したエリアに、阿見の森・スーペリアの森・芝生広場・バーベキュー施設・展望台などがあり、自然を体感できる森です。

森の中では、季節ごとの植物や鳥・昆虫などが観察でき、芝生広場でのピクニックやバーベキューなども楽しめます。園内には、トイレ・水飲み場・駐車場も完備されていますのでご利用ください。

森林法に関する届出について

- ◎森林を伐採する際には届出が必要です
山林所有者等が森林法の対象となっている民有林を伐採する場合、伐採開始の90日前から30日前までに町へ届出が必要となります。
- ◎森林の土地の所有者になった人へ
新たに森林の土地の所有者となった方は所有権の移転後90日以内に町へ届出が必要となります。





行政・議会

情報公開制度

問合せ 総務課 文書法制係 ☎888-1111(297)

制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

請求をすることができる人

どなたでも請求することができます。

請求の方法

請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただけます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます。

公開請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします。

公開方法

お知らせした日時に情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します。

個人情報保護制度

問合せ 総務課 文書法制係 ☎888-1111(297)

制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を閲覧したり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

請求をすることができる人

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。

請求の方法

請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナー（役場2階総務課）に提出してください。その際、本人またはその法定代理人等であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください。

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします。

開示方法

お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人等であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください。

訂正請求・利用停止の申出

請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が法に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます。

監査委員

問合せ 監査委員事務局（総務課内） ☎888-1111(296・297)

監査委員とは

- 監査委員は、地方公共団体の執行機関のひとつで、町の財務に関する事務の執行および町の経営に係る事業の管理などについて、監査や審査等を行っています
- 委員は2人で、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関して優れた識見のある人と、町議会議員から町長が議会の同意を得て選任します。委員の任期は、識見のある人は4年、議員から選任される人は議員の任期となります



『広報あみ』の発行

町の広報紙である「広報あみ」は、原則毎月第2・第4金曜日(12月は第2・第3金曜日)に発行しています。

◎配付場所

▶公共施設

- ◎役場1階正面玄関・1階ロビー・2階秘書広聴課
- ◎うずら出張所
- ◎総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ◎中央公民館
- ◎かすみ公民館
- ◎君原公民館
- ◎本郷ふれあいセンター
- ◎舟島ふれあいセンター
- ◎吉原交流センター
- ◎実穀ふれあいセンター
- ◎予科練平和記念館
- ◎町民活動センター
- ◎町民活動センター

▶その他の施設

- ◎阿見郵便局
- ◎中央一郵便局
- ◎阿見原郵便局
- ◎青宿郵便局
- ◎実穀郵便局
- ◎君原郵便局
- ◎常陽銀行阿見支店
- ◎常陽銀行荒川沖東支店
- ◎筑波銀行阿見支店
- ◎荒川本郷支店
- ◎水戸信用金庫阿見支店
- ◎茨城県信用組合阿見支店
- ◎カスミフードスクエア阿見店
- ◎カスミフードスクエア荒川本郷店
- ◎スーパータイヨー阿見店
- ◎ランドロームフードマーケット阿見店
- ◎町内のコンビニエンスストア

『暮らしの便利帳2024』の発行

町の行政手続きに関すること等を掲載している冊子を発行しています。『暮らしの便利帳2024』に関することは、秘書広聴課まで、お問い合わせください。

町ホームページ

町のさまざまな情報をインターネット上で公開しています。町の行政手続き、申請書、イベント情報など。

この『暮らしの便利帳2024』に掲載している情報は、令和6年2月1日現在のものです。制度が変更されている場合などがあるため、行政手続きなどをする場合は事前に担当課や町ホームページで最新の情報をご確認するようにお願いします。

- ◎町ホームページのURL: <https://www.town.ami.lg.jp/>



- ◎二次元コード
(町ホームページ)

町民ダイヤル

自動応答による音声サービス(24時間・365日)により、休日当番医などをお知らせしています。機械による自動応答による情報提供であるため、ご質問等にお答えすることはできません。また、情報内容は、毎月末に更新しています。

- ◎電話番号: 887-6600
- ◎提供している情報: 休日当番医、行政相談の実施日、こころの健康相談の実施日、休日開庁の実施日等



あみメールとは、町が携帯電話・スマートフォンやパソコンに災害・防犯情報などの緊急情報や観光・イベント情報など、緊急かつ特別にお知らせしたい行政情報を電子メールを使って配信するサービスのことです。このメール配信サービスを受信するためには、あらかじめ決められた手順に従って、ご自分のメールアドレスを登録しておく必要があります。

パソコン・スマートフォンから登録する場合

- ①『t-ami@sg-p.jp』宛てに空メール(タイトル・本文に何も記入しないメール)を送る
- ②空メール送信後すぐに受信する「仮登録受付メール」本文に表示されるURLをクリックする
- ③利用規約の確認・同意の後に、受信したい情報を下記の表から選んで画面を進んで登録する
- ④登録完了メールが届けば登録手続きは完了となります



◎二次元コード
(あみメール登録)

▶迷惑メール対策

入力したメールアドレスに誤りがないのに仮登録メールが届かない場合、迷惑メール設定等によりメールが受信ができない状態となっている可能性があります。取扱説明書や各社のホームページなどにおたずねください。迷惑メール設定などの携帯電話等の操作方法については、町ではお答えできません

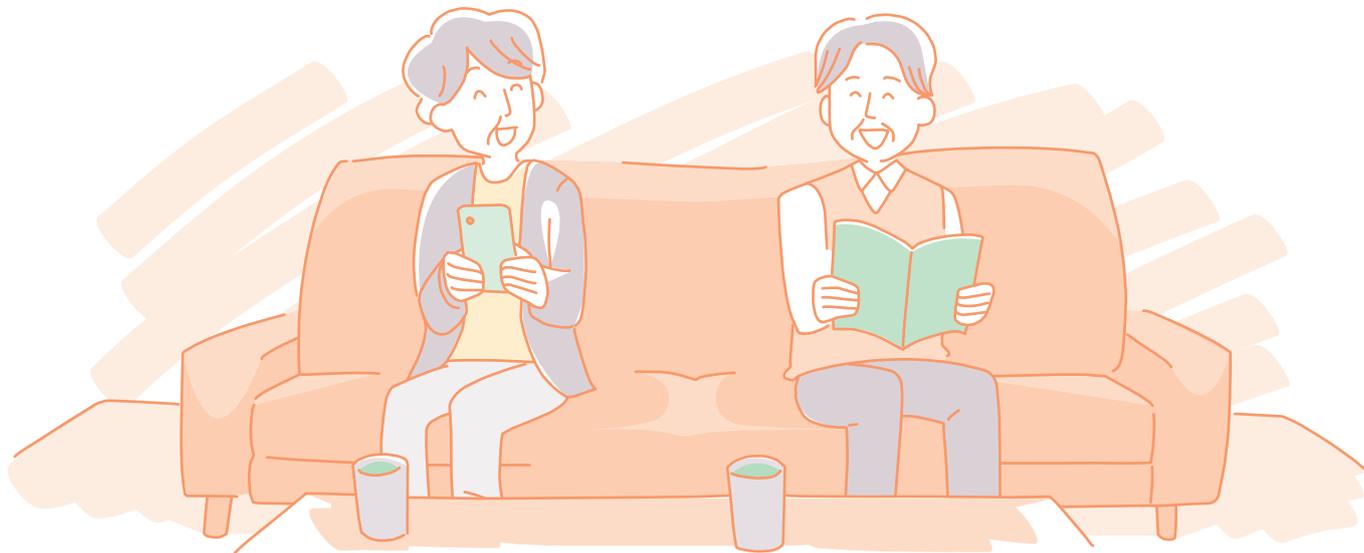
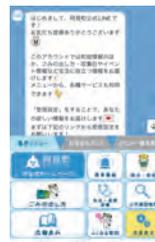
『あみメール』では、下記の7つのカテゴリで情報をメール配信しています。『防災情報』以外の情報は、利用者が必要な『情報の種類』下記の一覧から選択して、自分で受信設定を変更することができます。

情報の種類	配信内容
防災情報※	地震・気象情報・防災訓練のお知らせなど
防犯・交通安全情報	不審者・犯罪情報・交通安全キャンペーンに関する情報など
子育て支援情報	子育てに関する各種お知らせ、イベント・講座情報、こども健康相談のお知らせなど
イベント情報	観光イベント、スポーツイベント、生涯学習イベント、図書館講座、展示会等の情報など
行政情報	町からの各種お知らせ、税金の納期、健康教室、選挙のお知らせなど
各種公共施設情報	各公民館・コミュニティセンター、図書館、体育施設のお知らせなど
予科練平和記念館情報	展示の開催・イベント・講演会等の情報、施設からのお知らせなど

※『防災情報』はすべての利用登録者が受信する設定となっています

町公式LINE

令和6年1月に新たに導入しました！
「防災情報」や「暮らし・手続き」、「妊娠・子育て」、「学校・教育」、「観光・イベント」など、あみメールよりも細やかな分類を設け、ニーズに合った情報を配信しています。
ぜひ、お友だち登録をお願いします。



選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき、選挙が公正に行われるように管理執行しています。

選挙人名簿

◎ 定時登録

3・6・9・12月の1日(基準日)現在満18歳以上の人で、登録月の基準日の3か月前までに住民登録がなされ、引き続き町内に住所を有する人が登録されます。

◎ 選挙時登録

選挙の当日に満18歳以上の人で、選挙の告示(公示)の日の前日の3か月前までに住民登録がされ、引き続き町内に住所を有する人が登録されます。ただし、選挙の種類によっては、異動をされた人も選挙権を有する場合があります。

投票

公職選挙法では、投票当日投票所投票主義、一人一票制、単記無記名投票、投票の秘密保持などの原則が取られています。ただし、当日投票の例外として次の投票制度が設けられています。

◎ 期日前投票

投票日に、仕事・病気・出産・レジャー等の用事で投票できない人のために、告示(公示)の日の翌日から投票日の前日まで投票することができるものです。

◎ 不在者投票

◎ 他市区町村での不在者投票

出張等で、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、阿見町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票することができるものです。

◎ 指定施設での不在者投票

不在者投票ができる投票施設として指定を受けた病院や老人ホームなどに入院、入所中の人は、その施設で不在者投票をすることができるものです。

◎ 郵便による投票

身体障害者手帳をお持ちの人(両下肢、体幹、移動機能の障害が1・2級である人等)や戦傷病者手帳をお持ちの人(両下肢や体幹の障害の程度が特別項症から第2項症である人等)、介護保険法の要介護状態区分が5である人は、在宅のまま郵便で投票することができるものです。ただし、あらかじめ手続きが必要となりますので、阿見町選挙管理委員会までお問い合わせください。

◎ 在外投票

外国に居住する人が、国政選挙に限り、在外公館や郵便により投票することができるものです。ただし、事前に在外選挙人名簿への登録が必要となります。

阿見町議会

議会の役割

町は、福祉・教育・道路など町民の生活に深くかかわる仕事をしています。これらの仕事について、町民が自ら考え話し合いながら問題を解決していくことが望ましいわけですが、すべての町民が一堂に会して話し合うことは、実際には不可能です。

そこで、選挙によって町民の代表者である「町議会議員」や「町長」を選び、町政を委ねるわけです。

町議会は、皆さんの代表である議員の合議によって、町政を進めるうえでの町の意志を決定したり、町政が適正に行われているかをチェックしたりする「議決機関」です。一方、町議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが町長で、町長をはじめ教育委員会・選挙管理委員会などを「執行機関」といいます。

町議会と町長は、それぞれ独立の機関であって、対等な立場にあります。それぞれの権限を明確に分割し、お互いにけん制・協力し合うことにより、公正で均衡のとれた円滑な町政が確保されます。

議会の傍聴

町議会は、本会議・議会運営委員会・常任委員会・特別委員会・全員協議会が傍聴できます。また、本会議の様子は、YouTubeにおいて中継動画の配信を行っており、役場1階のロビーに設置してあるテレビでも見ることができます。

議会の傍聴を希望される人は、会議の当日に役場3階の議会事務局で傍聴の受付をしてください(定員あり)。

請願・陳情の案内

町政等についての要望があるときは、だれでも町議会に対し請願・陳情をすることができます。議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、町議会ではそれぞれ次のような取り扱いをしています。

請願

国や地方公共団体に意見や要望を述べることをいいます。地方自治法により、町議会に請願する場合は、町議会議員の紹介により請願書を提出しなければならないとされています。提出された請願書は常任委員会などで審査した上で、本会議で採択、一部採択、不採択のいずれかを決定し、その結果を請願者に通知します。

また、採択された請願については、必要に応じ、その結果を町長や国の機関などに送ることになります。

陳情

特定の事項について利害関係のあるものが、議会などに実情を訴え、処置を要望することで、請願と異なり議員の紹介は必要としません。提出された陳情書は議会運営委員会で諮り、審査の必要があると認めるものは請願の例によって処理し、認めないものは全議員等への配布のみとなります。

請願書・陳情書の提出方法

請願・陳情は文書(邦文)で行うことになっています。請願書・陳情書には、提出年月日・住所・氏名・電話番号・請願主旨・請願事項を記載の上、押印し、町議会議長宛に提出してください。請願書には紹介議員の署名(1人以上)が必要です。*地方自治法の改正により、請願書の提出がオンラインでできるようになりました。オンラインでの提出方法は、阿見町議会事務局にお問い合わせください。

請願書・陳情書の提出時期

定例会(3月・6月・9月・12月)の開かれる議会開会11日前の午後5時までに提出されたものは、その議会の会期中に配布または審査されます。

請願者の意見陳述

提出した請願について意見陳述を希望し、審査を行う委員会が審査の充実を図るため意見陳述を行うことが妥当と認めた場合、請願者(請願書に署名した人)は、審査が行われる委員会に出席して意見陳述(請願を提出するにいたった思いや意見を述べる)を行うことができます。

意見陳述を希望される請願者は、意見陳述申出書を請願書に併せて提出してください。

図書館

問合せ 図書館 ☎887-6331

ご利用案内

資料を借りるには？

- 初回利用時に『図書館利用カード』の申請をしていただきます。手続きした日から借りることができます
*町外在住の人は18歳以上に限ります
- 身分証明書の提示が必要となります
- 『図書館利用カード』は、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室でも申請と共通の利用ができます

貸出数

- ▶ 個人
町内在住者：図書無制限・雑誌10冊・視聴覚資料3点
町外在住者：図書10冊・雑誌5冊・視聴覚資料3点
*貸出期間は、図書・雑誌は2週間、視聴覚資料は1週間
- ▶ 団体
図書100冊・雑誌50冊。貸出期間は60日

資料を返す時は？

- 直接カウンターへお持ちください。図書館利用カードの提示は不要です
- 閉館時は、図書館の玄関左側にある『返却口』へお返しください(図書・雑誌のみ)
- お借りいただいた図書は、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室でも返却することができます

資料を探す、調べたいことがある

- 図書館内の検索機やご自宅のインターネット端末および携帯電話から蔵書検索ができます
- カウンターの職員にもお問い合わせください

資料を予約したい(図書・雑誌・視聴覚資料)

貸出中の資料は予約ができます。返却され次第、電話またはメールで連絡します。また、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室で所蔵している図書についても、予約することができます。

- 申込書でのご予約
申込書に記入のうえ、カウンターにお申し出ください。

利用者用図書検索端末でのご予約

自分で貸出中の資料に予約をすることができます。その際は、あらかじめパスワードの設定が必要になります。

パスワードの発行はカウンターにお問い合わせください。

インターネットからのご予約

ご自宅のインターネット端末や携帯電話を利用して、図書館ホームページの「蔵書検索予約」から、所蔵している貸出可能な資料すべてに対して予約できます。資料の予約貸出は、来館者優先とさせていただきます。また、あらかじめパスワードの設定が必要になります。パスワードの発行はカウンターにお問い合わせください。

図書館で所蔵していない資料をリクエストしたい

お探しの資料が図書館の蔵書にない場合、リクエスト・取り寄せ・相互貸借で借りることができます(町内在住・在勤・在学の人に限る)。申込書に記入のうえ、カウンターにお申し出ください。入荷後、電話またはメールで連絡します。

リクエスト

出版されて1年以内の図書について購入し、利用者に提供します。1人につき月1冊までとします。

*雑誌・視聴覚資料については、リクエストに対応しかねますので、あらかじめご了承ください

取り寄せ

君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室で所蔵している図書・雑誌を取り寄せて提供します。

相互貸借

県内のほかの自治体図書館・県立図書館・茨城大学・県立医療大学・国立国会図書館等で所蔵している資料を借りることができます。なお、県立図書館からは図書のほかに雑誌や視聴覚資料も借りることができます。



➡AVコーナーを利用するには？

●カウンターにお申し込みください。無料で視聴できます(利用可能ブース8台)

➡インターネット端末を利用するには？

- カウンターにお申し込みください。図書カード登録者に限り、無料でご利用できます
- 利用時間は1回30分で、ほかに利用者がいない場合、1回の延長ができます
- 利用は、個人の調査研究を目的とする人に限定します

※各種端末での印刷はできませんので、あらかじめご了承ください

➡コピーサービス

館内所蔵の資料に限り、著作権法の許す範囲内でコピーサービスを行います。料金は大きさに関係なく1枚10円です。1日20枚までを原則として行います。

➡郷土資料コーナー

阿見町、県内、予科練等に関する資料があります。

➡大庭みな子文学コーナー

町とつながりがあり、芥川賞などを受賞した作家である『大庭みな子』の著作物や家系図を展示しています。

➡下村千秋文学コーナー

わが町が生んだ唯一の作家である『下村千秋』の文学作品や原稿を展示しています。

➡おはなし会の実施

毎週火曜日の午前10時30分からボランティア団体のおはなしポシェットの会の皆さんによる絵本の読み聞かせ会を実施しています。あかちゃんから参加できます。(夏休みや冬休み等の長期のお休みや祝日の際はおはなし会をお休みしています。開催スケジュールは図書館のホームページでご確認ください。)

➡赤ちゃんタイム

おはなし会の実施と併せて赤ちゃん連れの利用者優先の時間帯(毎週火曜日の午前10時から正午まで)を設けて、赤ちゃん連れの利用者も気兼ねなく図書館をご利用できる時間帯を設けています。

➡開館時間

- 火曜日～金曜日：午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日：午前9時～午後5時

➡閉館日

- 毎週月曜日
- 館内整理日(毎月第3木曜日・12月28日)
- 年末年始(12月29日～1月3日)
- 蔵書点検期間

公民館・コミュニティセンター

問合せ 中央公民館 ☎888-2526

施設名	住所	電話番号	施設詳細
中央公民館	阿見町若栗1886-1	888-2526	学習室A、学習室B、学習室C、和室A、和室B、茶室、美術室、調理室、集会室、第1会議室、第2会議室、視聴覚室、陶芸室(別棟)
君原公民館	阿見町塙171-2	889-1363	研修室、多目的室、和室1、和室2、茶室、調理室、図書室
かすみ公民館	阿見町阿見2083-2	888-8111	多目的ホール、会議室(1階)、会議室1(2階)、会議室2(2階)、和室、アトリエ、調理室、図書室
本郷ふれあいセンター	阿見町本郷1-11-1	830-5100	多目的ホール、研修室(和室)、アトリエ、会議室1、会議室2、調理室、図書室
舟島ふれあいセンター	阿見町南平台1-31-6	840-2761	集会室、会議室、研修室(和室)、実習室(調理室)、図書室
吉原交流センター	阿見町吉原614	889-0277	多目的室、和室、調理室、吉原ホール
実穀ふれあいセンター	阿見町上長3-28	886-5225	調理室、会議室、和室、多目的室1、多目的室2、1階ロビー、2階ロビー、3階ロビー

ご利用案内

➡開館時間

午前9時～午後9時(事前に利用予約のない場合は午後7時閉館)

➡休館日

- 毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日も休館)
- 祝日
- 年末年始

➡利用申込

▶**申込方法** 各公民館・コミュニティセンターの窓口または電話でお申し込みのうえ、利用予定日の5日前までに利用申請書を窓口へ提出し、使用料をお支払いください

▶**受付時間** 午前9時から午後5時まで(休館日を除く)

▶**受付期間** 利用予定日の1か月前から5日前まで

※営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業、選挙に関して特定の候補者を支持する事業、特定の宗教などを支援する事業は行えません(本郷ふれあいセンター・舟島ふれあいセンター・吉原交流センター、実穀ふれあいセンターでは、営利を目的とする事業が行えます。詳しくはお問合せください。)

➡使用料

部屋ごとに料金が異なりますので、詳しくは各館へお問合せください。

▶免除となる場合

国・県および町が利用するとき、生活保護を受けている人が利用するとき、障害をお持ちの人が利用するとき、その他教育委員会が必要と認めたとときなど

▶減額となる場合

町社会教育関係団体・町文化協会加入団体・町スポーツ協会登録団体が利用するとき、その他教育委員会が必要と認めたとときなど



スポーツ施設

問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

◎ 町民体育館 ☎888-2526(スポーツ振興係)

アリーナ(バスケットコート1面分、ミニバスケットコート2面分、バレーボールコート2面分、バドミントンコート3面分、ミーティングルームをご利用いただけます)

◎ 総合運動公園 ☎889-2788(総合運動公園クラブハウス)

野球場4面(内2面照明付)、陸上競技場、テニスコート6面(全面照明付)、フットサルコート2面(全面照明付)、多目的広場

◎ 町立小中学校の体育館・武道場・校庭の開放 ☎888-2526(スポーツ振興係)

ご利用方法

詳しくは、☎888-2526 生涯学習課(中央公民館内)までご連絡ください。

ふれあい地区館事業

問合せ 中央公民館 ☎888-2526

ふれあい地区館活動について

「いきいき学びの町AMI 宣言」に基づき、生涯学習によるまちづくりを目指して実施しています。年齢や性別を問わず、すべての住民が「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような事業を町民自身の手で企画・運営しコミュニティづくりを推進しています。

- ① 各地区の公会堂や集落センター等を町で借り、それらを地域住民のための学習拠点として活用しています
- ② 主役は住民であり、住民の手による運営を基本として活動しています
- ③ 地区館ごとに、社会教育指導員を配置して活動の支援を行っています

ふれあい地区館事務局

地区	事務局の所在地	電話番号
阿見地区	中央公民館	888-2526
実穀地区	実穀ふれあいセンター	886-5225
吉原地区	吉原交流センター	889-0277
本郷・あさひ地区	本郷ふれあいセンター	830-5100
君原地区	君原公民館	889-1363
舟島地区	舟島ふれあいセンター	840-2761
阿見第一地区	かすみ公民館	888-8111
阿見第二地区	かすみ公民館	888-8111

ふれあい地区館 行政区一覧

阿見	中郷西・北・宿・西方・中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・三区上・三区下・富士団地
実穀	実穀・上長・寺子・上小池・下小池・筑見
吉原	福田・大砂・上吉原・中吉原・下吉原・新山・よしわら
本郷・あさひ	住吉・二区北・二区南・一区・上本郷・下本郷・シンワ・中根・本郷
君原	君島・石川・塙・上条・追原・大形・飯倉・飯倉二区
舟島	竹来・掛馬・上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
阿見第一	立ノ越・青宿・新町・廻戸・大室・曙東・曙南・霞台・岡崎・中郷東・白鷺団地・レイクサイドタウン
阿見第二	阿見台・西郷・一区南・一区北・上郷





各種相談

消費者の困りごと相談

問合せ 消費生活センター ☎888-1871

消費生活センター

消費者と事業者との間で発生した消費生活に関するトラブルを公正な立場で対応する相談窓口です。

消費者被害を未然に防ぐため、啓発活動や出前講座も行っています。

※多重債務に関しては、県内の弁護士を紹介します

(消費生活センターからの紹介状により、初回相談は無料になります)

※労働問題や個人間トラブルは扱いません

◎消費生活に関するトラブル(例)

【店舗購入】店舗で購入したが不要だった。クーリング・オフはできないか。

→店舗購入はクーリング・オフできません。

【通信販売】通信販売でバッグを購入したが思ったものとは違ったので返品したい。

→購入時の返品条件を確認しましょう。通信販売はクーリング・オフできません。

【訪問販売】訪問してきた業者に勧められて高額なリフォーム工事契約をした。

→訪問販売で契約した場合は契約書を受け取ってから8日以内はクーリング・オフできます。早めに通知を出しましょう。

※2022年6月1日より、書面によるほか、電磁的記録(電子メール等)でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました

【電話勧誘販売】光回線の料金が安くなると電話で勧誘され契約したが安くならない。

→電気通信サービスの契約は契約書を受け取ってから8日以内は初期解除ができる場合があります。契約書をよく確認してください。

【架空請求・詐欺メール】スマホに「料金が未納」「宅配荷物が届いたが不在なので持ち帰る」というメールが届いた。

→架空請求や詐欺メールかもしれません。連絡すると料金を請求されたり、自分の個人情報を抜き取られたりする可能性があります。連絡しないでください。

【業者の信用性】この業者は信用できるか知りたい。

→業者の信用性については消費生活センターではお答えできません。

◎不審・不安に思ったらすぐにお電話を！

トラブルの内容を消費生活相談員が聞きとり、消費者への助言や事業者との斡旋交渉を行うほか、必要に応じて専門窓口へ繋ぐなど、消費生活に関する様々な問題の解決に向けて支援します(秘密厳守・相談無料)。

場所

役場3階消費生活センター

相談受付時間

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

お問い合わせ

阿見町消費生活センター ☎888-1871(直通)

消費者ホットライン ☎188(全国共通電話番号)



各種相談

行政相談

問合せ 総務課 ☎888-1111(296)

- 🕒日時
原則毎月第1木曜日 午前10時～午後3時
- 📍場所
上記問合せ先までお問い合わせください。

人権相談

問合せ 社会福祉課 ☎888-1111(163)

- 🕒日時
隔月第1木曜日 午前10時～午後3時
- 📍場所
上記問合せ先までお問い合わせください。

子育て相談

問合せ 地域子育て支援センター ☎891-2772

- ☎電話・来所相談
月～金曜日 午前9時～午後4時
- 📍場所
中郷保育所敷地内(阿見町阿見4002-19)
- 👤訪問相談
随時受付

教育相談

問合せ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

- 🕒日時
月～金曜日 午前9時～午後5時
- 📍場所
阿見町若栗1838-24(図書館となり)

心配ごと相談

問合せ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

- 🕒日時
水曜日午後1時～4時
(受付:午後0時30分～3時30分)
※祝日・年末年始を除く
- 👤弁護士相談
毎月第1水曜日
午後1時～3時30分
(毎週水曜日の心配ごと相談において要予約)
- 📍場所
総合保健福祉会館「さわやかセンター」相談室
(阿見町阿見4671-1)

高齢者総合相談

問合せ 町地域包括支援センター ☎887-8124

- 🕒日時
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く
- 📍場所
総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
(阿見町阿見4671-1)

こころの健康相談

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

- あなたや家族が抱えている心の悩みについてご相談ください。秘密は厳守します。
- 🕒日時
毎月1回(日にちは広報あみでお知らせします)
①午後1時～午後2時
②午後2時30分～午後3時30分
 - 📍場所
総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
(阿見町阿見4671-1)
 - 👤申込方法
電話または直接申し込む(完全予約制)。
※匿名での予約や本人・家族以外の相談は不可

広告

相続の手続きってなにをしたら？

遺言書はつくった
ほうがいいの？

大切な人に
財産を残すには？



なるしま行政書士事務所

日常生活のお悩み、ご相談はお気軽にお問い合わせください。

遺言 相続 成年後見 各種名義変更



行政書士 成島 和洋
茨城県行政書士会所属
(登録番号 14110104)

稲敷郡阿見町阿見 1865-2

Tel 090-6186-3435

Mail : naru_office@ybb.ne.jp



<https://naru-office.jimdofree.com/>





医療機関リスト

(令和6年2月現在)

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

阿見町の身近なお医者さん

市外局番は(029)です

医療機関名	住所	電話番号
朝田病院	阿見町若栗2584	887-0310
あべ整形外科	阿見町中央6-20-1	875-5303
あみ小林クリニック	阿見町若栗1765-1	888-2200
阿見ぎぼクリニック	阿見町鈴木4-170	888-8800
阿見第一クリニック 医療法人社団仁誠会	阿見町中郷2-30-6 (携帯)090-4622-6226	887-3511 840-2482
あみ東クリニック (南平台メディカルクリニック)	阿見町吉原2672-10	889-8870
あみ泌尿器科クリニック	阿見町本郷2-3-1	842-2200
市川ファミリークリニック	阿見町本郷1-2-1	843-3301
印南クリニック	阿見町荒川本郷 1329-1	834-2222
おおつき眼科	阿見町本郷1-2-3	843-7272

医療機関名	住所	電話番号
かたやま耳鼻咽喉科	阿見町阿見2670-1	887-3349
かない皮フ科	阿見町中郷2-3-5	888-8188
さかえ医院	阿見町中央4-8-24	888-2662
つじ耳鼻咽喉科クリニック	阿見町うずら野 4-27-5	888-0886
なるしま内科医院	阿見町本郷1-22-1	888-0887
脳と心のクリニック	阿見町南平台1丁目 32-1	819-4047
まつばらウィメンズクリニック	阿見町本郷1-16-2	830-5151
宮崎こどもクリニック	阿見町岡崎1-29-11	891-3000
森脇整形外科	阿見町荒川本郷 原2337-8	843-7888
茨城県立医療大学附属病院	阿見町阿見4733	888-9200

阿見町の身近な歯医者さん

住所は全て(稲敷郡阿見町)です。

医療機関名	住所	電話番号
秋吉歯科医院	荒川本郷2395-1	843-0666
あみ中央歯科医院	阿見5186-7	888-1988
永林堂歯科医院	鈴木2-89	887-7781
大久保歯科クリニック	阿見2644-1	891-0012
大場歯科医院	中央5-2-31	887-7536
かわはら歯科医院	岡崎1-29-20	891-3383
北沢歯科クリニック	住吉1-2-10	830-4100
椎名歯科医院	阿見4300-3	887-4633
しのつか歯科	島津3794	888-2450
斯波歯科医院	中央1-6-19	887-3221
塚原歯科医院	阿見3962-13	887-0254
塚本デンタルクリニック	本郷2-3-3	893-5257

医療機関名	住所	電話番号
つきむら歯科クリニック	中央1-5-29	869-8841
つるや歯科	中郷2-16-3	887-6460
T'sデンタルクリニック	荒川本郷229-14	899-7717
ときわ歯科医院	岡崎3-14-2	887-7757
永山歯科医院	阿見4000-4	887-8181
ぬまじり歯科	鈴木59-55	840-2651
野口歯科医院	廻戸343-12	887-0350
ピアシティ歯科クリニック	本郷3-1-1	843-8282
ファミリー歯科診療所つくば予 防インプラントセンター	うずら野1-22-7	843-6480
増野歯科医院	荒川本郷1329-20	842-8214
宮本歯科医院	荒川本郷1332-1	842-7025
山崎歯科クリニック	岡崎2-3-12	888-0778

阿見町の身近な薬局・薬店

住所は全て(稲敷郡阿見町)です。

医療機関名	住所	電話番号
アスカ薬局阿見店	阿見2742-2	888-0227
ダルマ薬局中央店	中央4-8-31	891-1193
霞ヶ浦薬剤センター薬局	中央3-20-2	888-2068
ヤックスドラッグ阿見薬局	中央1-13-22	891-2388
ポプリ薬局医大前店	中央3-19-16	891-2810
オリエント薬局阿見店	若栗2574-1	891-3055
すず薬局若栗店	大字若栗1339-73	887-9080
ライオン薬局阿見店	大字鈴木4-203	886-5820

医療機関名	住所	電話番号
土浦調剤薬局阿見店	岡崎1-28-10	886-7020
さくらい薬局阿見店	中郷2-1-7	888-2772
南山堂薬局阿見町店	中郷2-30-6	840-2488
アサヒ薬局阿見店	うずら野4-27-8	875-9556
アイン薬局阿見東店	大字吉原2672-11	846-7922
さくらい薬局荒川本郷店	本郷1-2-14	830-4777
南山堂薬局荒川沖店	本郷1-22-1	843-7330
さんさん薬局荒川本郷店	本郷2-3-23	886-8172





健康 マップ^①

つじ耳鼻咽喉科クリニック

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:45~12:30 (アブサト 12:00)	●	●	●	／	●	●
14:45~17:30 (アブサト 15:00)	●	●	●	／	●	／

休診日：木曜・日曜・祝日
阿見町うずら野 4-27-5
☎029-801-3387

待ち時間軽減の為、インターネット順番予約を導入しております

小児科 宮崎こどもクリニック

院長 宮崎賢治 日本小児科学会認定小児科専門医

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~11:30	○	○	○	×	○	○
14:00~17:30	○	○	○	※第1,3	○	※

※乳児健診・予防接種(要予約)
窓口の受付は診療時間開始30分前からです。
休診日：日曜日・祝日・第2、4、5木曜日

携帯・パソコン・スマートフォンから診療の順番予約ができます。
<https://park.paa.jp/park2/clinics/2234/>

阿見町岡崎1-29-11 ☎029-891-3000
<http://www.miyazaki-kodomo.net>

内科・呼吸器内科・外科・小児科 さかえ医院

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:45~11:45	○	○	○	／	○	○	／
午後 14:45~18:15	○	○	○	／	○	△	／

△土曜午後 13:00~14:45
休診日：木曜日・日曜日・祝日
阿見町中央 4-8-24 ☎888-2662

水曜日 19時30分まで診察中 阿見ぎぼクリニック

内科・糖尿病内科・代謝内分泌内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
8:30~13:00	●	●	●	●	●	●	●
15:00~18:00	●	●	▲	●	●	●	●

ペインクリニック内科 ▲15:00~19:30

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
8:30~15:00	●	●	●	●	▲	●	●

▲18:30~13:00 第2週、第4週のみ診察
婦人科診察(第1・第3土曜日 9:00~13:00)
小児科(月・水・金 8:30~18:00)

阿見町鈴木 4-170 ☎029-888-8800

歯科 永林堂歯科医院

http://ryoshikai.jp

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30	●	●	●	—	●	▲	—
14:30~19:00	●	●	●	—	●	▲	—

▲土曜日 9:00~12:00 / 13:00~16:00
初診は随時受け付けます！

阿見町鈴木 2-89 ☎887-7781
三菱化学二村三晶前



生活ガイド

心と体のリラクゼーション法

① アロマセラピーを利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをお風呂などで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。



この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2023 GeoTechnologies, Inc.



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



医療法人社団 恵和会
朝田病院
ASADA MENTAL HOSPITAL

精神科 心療内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00 ~ 11:30	●	●	●	●	●	●	/
13:30 ~ 15:00	●	/	/	●	●	●	/

※初診は予約制です。

〔休診日〕

第1・第3土曜日・日曜日

阿見町若栗2584番地

☎ 029-887-0310

<https://www.asada-mh.or.jp/>



歯科 / 小児歯科

しのつか歯科
SHINOTSUKA DENTAL CLINIC

診療時間 月火水木金土日

09:00 ~ 12:30 ●●● / ●●● /

14:30 ~ 19:00 ●●● / ●●●▲ /

▲…土曜日後：14:30 ~ 17:00 休診日：水曜、日曜、祝日

阿見町島津3794
029-888-2450
しのつか歯科 検査

内科・腎臓内科
禁煙支援・高血圧・健康診断

あみ小林クリニック

診療時間 月火水木金土日祝

午前9:00 ~ 12:00 ●●● ●●● ●●● /

午後2:30 ~ 6:00 ●●● / ●●● ●●● /

休診日：水曜午後、土曜午後、日祝

若栗 1765-1 ☎ 029-888-2200
<https://www.ami-kobayashi.jp/>

整形外科 皮膚科 内科 リウマチ科

いなしきクリニック

曜日 月 火 水 木 金 土 日・祝

8:30 ~ 12:00 ● ● ● ● ● ● ●

2:00 ~ 6:00 ● ● ● ● ● ● ●

<http://fwga5576.html.xdomain.jp/> ● 診察日 ● 休診日

稲敷市蒲ヶ山79-1
☎ 029-892-3372

心と体のリラクゼーション法

② リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。



生活ガイド



リフォームの基礎知識

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



広告

個人住宅や店舗の外装も内装も、屋根の塗装から、家具の塗装まで幅広く、こまやかな作業を行っております。



小守建装 株式会社

阿見町阿見4666-2036
https://www.komori-kenso.co.jp



HP

お気軽にお問い合わせください
029-846-1664



従業員募集!!

万ーに備えて、住まいの講座



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

営業・職人見習い 募集中 社会保険完備

屋根・瓦・塗装工事・その他リフォーム全般

地域でいちばん笑顔が集まる店を目指して つくば市東光台 2-10-15 診断・お見積り無料

(株)セイワホーム

セイワホーム つくば

☎0120-848-375

新築・増改築・リフォーム
請負・設計・施工

有限会社
櫻井建築

〒300-0331 阿見町阿見4666-2341
TEL 029-887-5304 FAX 029-888-1535

お見積
ご相談
無料

外壁塗装・屋根塗装・屋内塗装

阿見 住宅の
塗装工事

ホームページ

(有)金久保塗装工業

茨城県知事許可(般-02)第12937号
阿見町阿見4630-12
TEL 029-887-4305

茨城県 × 介護住宅 × バリアフリーリフォーム

Before

After

介護保険適用住宅リフォーム
福祉建築コーディネーター在籍工務店

(有)高橋工務店

阿見町上長168-139
☎029-889-1585
<https://reform-takahashi.com>

新築・リフォーム・リノベーション
中古住宅・土地・店舗・賃貸
幸せで楽しい住生活のご提案
HP施工例多数掲載!

株式会社ネロ・デザイン 施工例はコチラ

TEL 029-888-6119

稲敷郡阿見町吉原2011-4

ネロ・デザイン 検索

県南で 50年 増改築・リフォーム

- 屋根・外装・内装・大工・板金・サッシ・木製建具
- 水回り設備・電気 ● 外構エクステリア・解体・伐採
- 耐震・バリアフリー・防犯 ● 修理・営繕工事全般

ハ ナリ
羽成建設

茨城県知事許可(般)第4680号 増改築相談員登録No.220864

ご 相 談 見 積 り 無 料

どんな小さな工事でも、まずは御相談下さい

阿見町阿見1259-1

☎029(888)0379

☎090-8680-2338

建設総合
コンサルティング

できないこと?
困ったこと?

問題解決おまかせください!

一級建築士・宅地建物取引士
一級土木・建築施工管理技士

(株)アトリエ

okadadaikichi@gmail.com

阿見町大室60-12 ☎090-8334-7063

生活ガイド



空き家対策の基礎知識

空き家は、個人の財産。管理は所有者等の責任です。空き家を適切に管理せず、放置すると建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあり、ご近所にも影響が出る場合もあります。

空き家を
放っておくと
どうなるの？



リスク① 建物の劣化が進みます

リスク② 防災面・防犯面のリスクアップ

- 強風等による屋根や外壁材等の落下・飛散事故
- 放火等による火災
- 老朽化による倒壊事故
- 不審者の侵入や不法滞在
- ゴミの放置や投棄

リスク③ こんなリスクも！

- 維持管理、改修コストが増えます。
- 空き家の管理不全が原因での事故、災害の場合、損害賠償責任を負う可能性があります。
- 固定資産税等の大幅な増税になる可能性があります。

空き家に関する問い合わせは…

阿見町役場 生活環境課 空き家対策係 ☎029-888-1111 (内線171)

空家問題解決します。廃品回収も承っております。



(有)丸三建設

茨城県知事許可 第23243号

阿見町竹来 1937

TEL 029-887-4716 FAX 029-888-0344

<https://www.marusan-kensetu.co.jp/>



御見積無料



0120-034-716



生活ガイド



作業員随時募集中

人生の登竜門
入は誰しも
大きな壁に
ぶち当たる
苦難な道ほど
勝ちある未来

御見積り
無料!!

K 勝工建 株式会社

家屋解体 ● ビル・倉庫解体 ● 土木工事

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿403-5
TEL 029-887-9744 FAX 029-888-0009
ホームページ <https://www.katsukouken.co.jp>

お気軽にお電話ください!!

0120-879-744



5

- 自分のこと**
氏名から病気まで、自分の個人情報を一通り記載しておきましょう。
- 遺言書**
遺言書は弁護士に相談して作成し、保管場所も書き残しておきましょう。
- 解約など**
ネットなどで会員登録をしている場合はアカウントやパスワードの情報を残しましょう。
- 遺品**
品名・譲渡先のリストを残しておきましょう。
- 保険や私的年金**
生命保険をはじめ各所保険や個人年金・企業年金などの情報を残しておきましょう。

書いておけば良かったなあ

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



永代供養合葬墓 受付中

※永代供養合葬墓は、管理費無料。葬儀及び法要等(要電話)にて納骨できます。



天台宗 高照寺

〒300-1156 茨城県稲敷郡阿見町福田939番地

☎029-889-0250

地元の葬儀屋さん

プランをもとに、お客様にあった内容をご提示させていただきます。その他ご要望にも対応させていただきますのでお気軽にご相談ください。



<火葬式プラン>



<ワンデー一般葬プラン>

<ご家族葬プラン>

遺品整理、不要品処分も執り行っております

真心
信頼
安心

さいとう葬祭

阿見町中央1丁目9-12

☎029-895-7223

事前の相談無料です。お気軽にお問い合わせください。

あなたの町の

お助け隊

身の回りのお困り事は
どんな事でもご相談ください

株式会社 陽だまり

阿見町青宿 687-7

☎0120-829-200

☎029-896-6477

陽だまり青宿

検索

ご相談・下見・出張費・お見積りは全て無料です。

終活・相続のトータル相談 kobakeyFP事務所

エンディングノート作成講座

家族のためにできることは何か
相続にかかるお金・葬儀・おひとり様

※正確な金額は税理士さんも紹介します



一般社団法人配慮者支援協会

〒300-0337 阿見町中郷2-23-9

TEL 029-879-8120

✉ kobakey626@gmail.com



※相続に詳しい士業の先生
税理士・司法書士など紹介無料

kobakey F P 事務所
終活カウンセラー
相続実務士

阿見町商工会

ami-shoko.com

商工会は、

豊かな地域づくりや、中小企業の発展のために
さまざまな活動を行っています。



創業支援

新たに事業を始める方をご支援します。

- 女性や若者、シニア起業家資金
- 創業支援融資制度
- 創業セミナー



経営指導

経営に関する課題を解決する為に。

- 経営指導
- 講習会・研修会
- 創業・経営革新支援事業
- エキスパートバンク(専門家無料派遣)
- 各種補助金申請支援(事業計画策定支援)
- 事業継続力強化計画・BCP策定支援



金融斡旋

運転資金・設備資金など

大きな事業資金ほどわずかな金利も大きな違いです。
中小企業向け低金利融資制度をご紹介します。



税務・経理指導

税金の各種控除、消費税、青色申告制度等のお悩みに対し、
帳簿のつけ方、決算、申告の仕方までアドバイス。
決算や申告期には、税理士が無料の税務相談に応じています。



労務指導

従業員の福利厚生のために、労働保険や
退職金等のご相談に応じアドバイスします。



各種共済・保険制度

会員のための安心、有利な各種の共済や保険制度をご用意。
加入相談を承ります。

- 会員福祉共済
- 商工貯蓄共済
- 小規模企業共済
- 中小企業退職金共済
- ビジネス総合保険

TEL 887-0552 / FAX 887-0342
e-mail:ami46@peach.ocn.ne.jp



阿見町商工会

〒300-0335 阿見町岡崎3-17-9



商工会キャラ
「つつくん」